2025年度東京理科大学

自己点検・評価報告書

目次

第１章	理念・目的	１ ～ ４
第２章	内部質保証	５ ～ 16
第３章	教育研究組織	17 ～ 24
第４章	教育・学習	25 ～ 51
第５章	学生の受け入れ	52 ～ 57
第６章	教員・教員組織	58 ～ 70
第７章	学生支援	71 ～ 80
第８章	教育研究等環境	81 ～ 96
第９章	社会連携・社会貢献	97 ～ 105
第 10 章	大学運営・財務（１）大学運営	106 ～ 116
	大学運営・財務（２）財務	117 ～ 119

第1章 理念･目的

１．現状分析

評価項目①
大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。
＜評価の視点＞
・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

本学は、1881 年に東京大学を卒業して間もない若き理学士 19 名ほか２名らにより「東京物理学講習所」として創立され、２年後に東京物理学校と改称した。創立者たちは「理学の普及を以て国運発展の基礎とする～Building a better future with Science～」を建学の精神として掲げ、理学の普及運動を推進した。また、本学の教育研究の目指すべき方向性である教育研究理念を「自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学と技術の創造～Innovation in Science and Technology for Sustainable Development～」としている。この理念を踏まえた大学の目的を「一般教養とともに理学、薬学及び工学の原理及びその応用を教授研究し、人格高く、かつ、応用力に富む有為の人物を育成して、文化の進展に寄与すること」として東京理科大学学則（以下「学則」という。）第１条に定めている。その目的を達成するため、学部・学科は学則第５条の３（別表第７）、研究科・専攻は東京理科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第５条第３項（別表第９）、専門職大学院は東京理科大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第５条第２項において、それぞれの学位課程に相応した「人材育成に関する目的」を定めている。また、教養教育、専門教育それぞれにおける指針として、本学における教養教育・専門教育の在り方や考え方、獲得できる能力等を明確にした「教養教育の目標」及び「専門教育の目標」も定めている。これらの上位概念と下位概念は相互に関連し、整合性を確保しており、建学の精神から３つの方針までを体系的に理解しやすいよう表現したうえで、本学Ｗｅｂサイトや大学案内等により広く社会に公表するほか、在学生に対しては年度当初のガイダンス、学修簿や大学院要覧といった配付物によって周知している。

併せて、建学の精神及び教育研究理念等を実現すべく、その具体的な教育方針を「実力主義～Achieving Excellence～」として標榜している。これは、第４章で後述するが、本学の教育内容を象徴する言葉であるといえ、学内外に広く認知されていると評価している。「実力主義」に基づき展開する本学の教育により、学生は入学後から卒業認定・学位授与の方針（以下「ＤＰ」という。）に示す能力を段階的に獲得し、真に実力を身につけて卒業（修了）しており、それは卒業・修了にあたっての学修成果の判定状況だけでなく、各種資格試験の合格状況や教員免許状の取得者数、外部アセスメントテストの受検結果等からも確認することができる。なお、2020 年度には時代の変化を踏まえて「次代に向けた実力主義」として再定義し、かつ正課の教育プログラムに具体的に落とし込むことで、今の時代に即し、かつ次代に向けた学生の資質・能力の涵養を可能としている。

これらのことから、大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにし、教職員及び学生に周知

するとともに社会に対して公表していると評価する。

しかしながら、学部新入生を対象とした「学習実態調査」（アンケート調査）において 2025 年度の結果を見ると、建学の精神について「内容を理解している」と回答した割合が 33%、「存在は知っているが内容は理解していない」が 50%であった。また、第２章で後述する「学長室と学生との意見交換会」においても同様の質問をした結果、内容まで理解しているという学生は約２割にとどまっていた。これらのことから、入学時において建学の精神の認知度は高いが、その趣旨等を学生に理解させること、ひいては、学生たちに本学の特長や特色を理解させることが課題であると判断する。

評価項目②
大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。
＜評価の視点＞
・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学では、建学の精神及び教育研究理念を踏まえた将来計画として、2017 年度に創立 150 周年を迎える 2031 年に向けた長期ビジョン「学校法人東京理科大学長期計画～TUS VISION 150～」（以下「TUS VISION 150」という。）を策定し、本学の目指すべき姿として６つの長期ビジョンと、それを実現するために法人として早急に取り組む９つの課題を掲げた。「TUS VISION 150」の理念・目的を達成するための施策達成に向けたマイルストーンとして、社会情勢に対し大学が向き合う課題の整理や本学の歴史と教育研究の特色の分析等をもとに、本学発展の基本戦略を具体化した「中期計画 2026」（2022～2026 年度）を法人・大学一体で策定した。

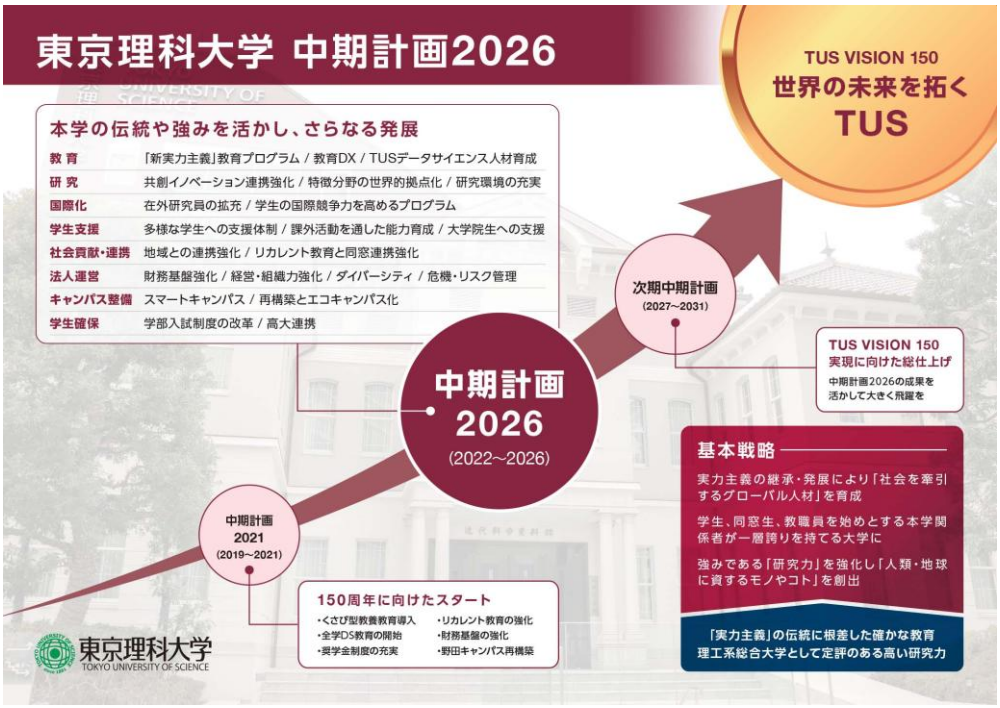

「中期計画 2026」は「教育」「研究」「国際化」「学生支援」「社会貢献・連携」「法人運営」「キャンパス整備」「学生確保」の８つのカテゴリーで構成し、それぞれの課題や目標を設定するとともに、「中期計画 2026」以前の中期計画において、未完であるがその重要性から継続的に取り組むべき重要な課題も併せて設定している。ここに掲げた各課題については、活動指標と成果指標について目標を設定し、各課題の責任者のもとで半期に一度、課題達成に向けた取り組みの進捗状況を確認し、実施内容の検証を行っている。

また、毎年度、本計画に基づき１年間に取り組む課題に対する具体的な施策や目標等を示した「事業計画」を作成し、各カテゴリーの具体的なアクションプランやそれを実現するための予算に落とし込むことで、組織・財政等の裏付けを担保しつつ具体化している。年度末には「事業計画」をもとに１年間の活動を振り返ることで「事業報告」を作成し、法人・大学として進捗状況の確認・検証を行っている。なお、「事業計画」「事業報告」ともに大学のＷｅｂサイトで公開している。

２．分析を踏まえた長所と問題点

建学の精神である「理学の普及を以て国運発展の基礎とする」を実現すべく、「自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学と技術の創造」を教育研究理念とし、その具体的な教育方針を「実力主義」としている。この教育方針は 1881 年の東京物理学講習所の開校以来、建学の精神とともに脈々と本学の中に受け継がれてきたもので、まさしく本学の教育を象徴するものである。伝統を堅持しながらも、時代の変化に合わせて新たな形に変革していく姿勢を持ち、「新実力主義」として新たに再定義したこと、そして教育プログラムとして具体化したことで、学生が建学の精神や教育研究理念をより意識することができており、これらのことは理念・目的を周知するだけでなく、実現するための取り組みとして本学の特色であると評価する。

しかしながら、「学習実態調査」のアンケート結果において、建学の精神の存在は知っているものの、その内容を理解して本学に入学する学生が３割にとどまっており、学生がその趣旨等を理解できていないことは課題である。単にその情報を伝えるだけでなく、建学の精神の趣旨や本学における教育研究理念、目的、目標、３つの方針等も含めて学生に真の理解を促し、学修に取り組ませることがモチベーションや成長に繋がると考えるため、それらの趣旨や内容についての学生の理解度の向上を、今後取り組むべき課題として設定する。建学の精神及び教育研究理念を出発点として、長期ビジョンである「TUS VISION 150」、そのマイルストーンの役割を果たす「中期計画 2026」、そしてこれらを年度の事業計画・予算編成に反映し施策の具体化を行っている。このような仕組みで諸施策として具体化されていくプロセスを整備しており、建学の精神、教育研究理念等を実現するための具体的な施策の実行に繋げていることが長所・特色である。これらの計画・施策は大学Ｗｅｂサイトで詳細に公表している。

一方で、「中期計画 2026」に基づく施策の進捗状況の検証を実施するなかで、各施策の成果や課題の進捗・達成状況にばらつきがあることを把握しており、その温度差の解消は課題である。また、成果や課題の進捗・達成状況が全学的な意思決定に資するデータとして十分に活用されていない側面もあり、計画と実行の効果的な検証が課題であると判断する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

創立以来、建学の精神と教育研究理念とともに脈々と本学に受け継がれてきた教育方針は、現在、時代の変化を踏まえて解釈し直したうえで「新実力主義教育プログラム」として具体化することで、教育課程の中で実施している。しかしながら、建学の精神等の説明や周知は、ガイダンス等での説明時間や説明者の理解度により内容に差異が生じてしまうことから、改善方策として、建学の精神から教育研究理念、人材育成の目的、３つの方針までを体系的に説明する動画を作成し、入学時の各学科のガイダンスや年度当初に実施する在学生向けガイダンスにおいて視聴させることで、新入生のみならず在学生も含め理解度の向上と定着を図ることとする。

建学の精神や教育研究理念を内外の状況変化にも対応しつつより高いレベルで実現していくため、必要な各時間軸でのビジョン・計画を体系的に策定しており、８つのカテゴリー毎の課題達成に向けた取り組みを年度計画として具体化し、活動に対する再配分も適切に行っている。さらに、中期計画は年 2 回、事業計画に対する事業報告を年 1 回、合計で年３回、進捗や達成状況を振り返る機会があることから、課題や目標について定期的な進捗確認を行うことができており、適切に具体化・検証する仕組みを機能させていると評価している。なお、2026 年度が現行の「中期計画 2026」の最終年度となることから、今後、全体の総括的な振り返りを行うことを予定している。

今後の改善・発展方策として、中期計画に基づく各施策の進捗状況及び成果・課題の達成度の確認について、数値等による定量指標を設定して達成状況を可視化し、定期的にモニタリングする体制などを検討する。併せて、学内の関連データを一元的に集約・管理し、全学的な意思決定に資する情報基盤の構築を進める。

これらの取り組みを通じて、計画と実行の乖離要因の早期把握と改善サイクルの実効性を高め、中期計画の着実な達成に繋げていく。

本学における中・長期の計画や、それに基づく諸施策の策定は実現性が担保できる体制で適切に遂行しており、課題の進捗や成果についても、上述のとおり定期的に検証を行っている。今後、次期中期計画を策定する際には、現行中期計画の全体的な振り返りをもとに、次期以降へ引き継ぐ課題、更に発展させる課題を精査し、新規に取り組む課題も含め、長期ビジョンに示す課題を達成し、目指す姿を実現するための戦略策定し推進していく。

第２章　内部質保証

１．現状分析

評価項目①
内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
　※　具体的な例
　　・３つの方針の策定の調整・支援。
　　・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
　　・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
　　・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
　　・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

≪内部質保証の方針と実施体制≫

本学では、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等の実現に向けて、内部質保証の仕組みを恒常的に機能させるため、「東京理科大学内部質保証方針及び実施体制」（以下「内部質保証方針及び実施体制」という。）を制定している。この全学的な内部質保証の方針とともに、内部質保証を推進する組織とその権限、役割分担に関する全体像を明確化しており、その詳細は後述する。

これを受けて、より具体的な手続等を「東京理科大学内部質保証推進規程」（以下「推進規程」という。）に定めている。教育研究活動その他大学の諸活動を恒常的に自己点検・評価（以下「点検・評価」という。）すること、その結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究の質を継続的に向上させる仕組み（以下「内部質保証」という。）を構築することにより、本学の内部質保証は、教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的としている。

推進規程では、学長の下、内部質保証に係る企画や、点検・評価の基本方針策定、点検・評価結果に基づく改善活動の監理、内部質保証に係る活動全般の部局への支援等を機能として有する「東京理科大学大学質保証推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、これを内部質保証推進に責任を負う組織として位置付けている。併せて、点検・評価に関する企画、自己点検・評価の実施方針策定、部局による点検・評価結果の取りまとめと改善を要する事項の設定等を機能として有する「東京理科大学自己点検・評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、これを点検・評価の実施を担う組織として位置付けている。

これらのうち、特に推進委員会は、内部質保証推進に責任を負う組織として、内部質保証活動の客観性・実効性を担保するために法人と教学の双方の観点で行えるよう、専任教員の

うち理事長の推薦者と学長の推薦者を構成員としてそれぞれ１名ずつ選出している。併せて、学外の有識者２名を構成員とし、内部質保証活動の客観性を更に高めるとともに、点検・評価結果及び改善を要する事項と改善活動を監理・支援している。また、各学部・研究科では当該部局の内部質保証活動を推進するために部局名を冠した「自己点検・評価実施委員会」を設置し、当該委員会の機能等を要項としてまとめている。これらにより、各部局における内部質保証活動がモノローグなものではなく、実質的なものとなるようにしている。内部質保証の仕組みが大学に根付き、実際に機能していることが、本学の大きな特長である。

≪内部質保証における点検・評価活動と改善活動≫

このような内部質保証の方針と体制のもと、本学では点検・評価活動を毎年度実施しており、その結果を活用して教育研究や諸活動の改善・向上に取り組んでいる。

点検・評価活動は、推進委員会がその対象や実施方法、改善への取り組み、特に、当該年度の活動において留意する事項等の大枠について、活動の基本的な方針となる「自己点検・評価の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。策定後、推進委員会委員長は基本方針を評価委員会委員長へ報告するとともに、具体的な活動内容を示す「自己点検・評価の実施方針」（以下「実施方針」という。）の策定及び報告を指示している。これを受けて評価委員会では、基本方針に基づき、点検・評価活動の、より具体的な実施方法や報告書の作成方法等を定めるほか、各基準、評価項目、評価の視点に対する対象部局等の割り振り・役割分担を設定する。実施方針策定後は、評価委員会委員長から関係部局長へ実施方針を公表するとともに、点検・評価の実施を指示している。

実施にあたっては、「学校法人東京理科大学業務規程」（以下「業務規程」という。）第１条の２に規定する部局を点検・評価活動の対象としており、本学では公益財団法人大学基準協会（以下「ＪＵＡＡ」という。）の示す章・評価項目・評価の視点を活用している。くわえて、本学は教職課程を有していることから、教職課程を実施する全学的組織である「教育支援機構 教職教育センター」（以下「教職センター」という。）の活動も点検・評価の対象としている。しかし、教職課程においてはＪＵＡＡの示す章・評価項目・評価の視点をベースに、文部科学省や一般社団法人 全国私立大学教職課程協会の示す「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」等に則した点検・評価活動が可能となるよう、同ガイドラインの内容を踏まえたアレンジを加えて評価項目・評価の視点を設定している。

このように、点検・評価活動の基本方針、実施方針を関係部局に示し、各部局は点検・評価活動を実施している。その結果は「自己点検・評価報告書」（以下「報告書」という。）にまとめ、関係部局長から評価委員会委員長に提出することとしている。各部局からの報告書は評価委員会において本学としての報告書として各評価項目における改善を要する事項（以下「改善事項」という。）や特色等と併せてとりまとめている。完成した報告書は評価委員会で精査し承認したうえで、推進委員会委員長に提出している。

推進委員会では、報告書の提出を受けて、点検・評価活動やその内容、結果や特色、設定する改善事項等について精査を行う。特に改善事項については、点検・評価の内容や結果から適切な設定であるかを精査し、場合によっては精査後に当該部局と調整を行うことで、今後の改善活動がより適切なものとなるよう配慮している。なお、推進委員会で承認した報告

書は、学長に提出するとともに本学Ｗｅｂサイトにおいて広く社会に公表している。

学長は上述の点検・評価活動をまとめた報告書を受領後、大学として改善に取り組むべき課題と判断した事項に関して、改善活動を行うことの指示を推進委員会委員長へ指示を行う。

これを受けて、推進委員会委員長は改善事項に係る施策等を担当する部局の長に対し、まずは改善活動の計画を策定することの指示を行う。対象の部局では、当該改善事項に対して、改善完了予定の期日を付したうえで、詳細な改善計画を検討・策定し、推進委員会委員長へ報告を行う。推進委員会ではその内容等の適切性を精査したうえで、改めて当該計画に基づいた改善活動を実施することを推進委員会委員長から対象の部局の長に対して指示する。各部局では予定期日までに完了するよう、自らが立てた計画に基づき改善活動を進めることとしている。

部局における改善活動の成果は、全学に係る施策等を担当する部局は半年に一度、学部・研究科は年に一度、推進委員会委員長宛に報告している。報告は、当該の改善事項に対して、計画に基づきどのような検討・改善活動を行ったか、またその改善活動は完了したか、継続中であるかを明示することとしている。推進委員会では各改善活動の内容・結果に対して、報告内容が適切であるか、また改善活動が完了したと報告のあった事項に対しては、客観的に見ても改善が完了しているか、根拠資料等を収集し精査している。特に、全学に係る施策等を担当する部局に対しては、改善活動の完了・継続に関わらず、改善活動に対して推進委員会の所見をフィードバックしている。この所見では、確認内容や結果の適切性のみならず、今後の展望についても言及し、報告を行った各部局の教育研究活動や諸施策の支援に繋がる内容としている。

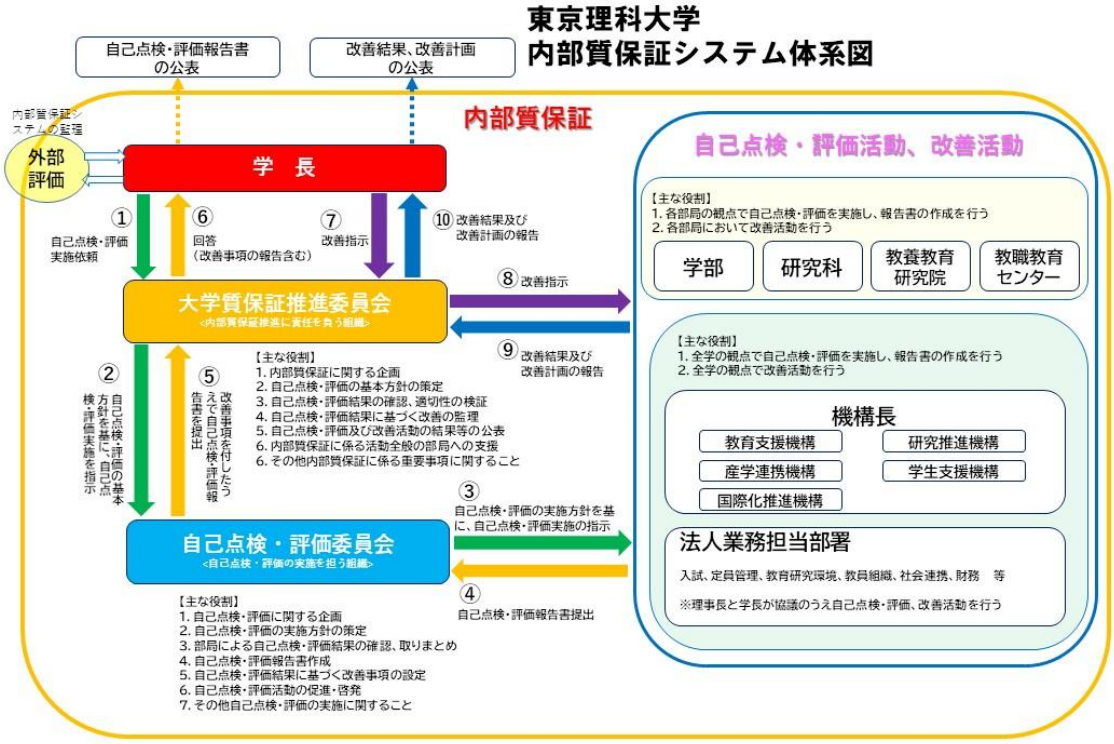

本学の内部質保証に係る諸活動は上述のとおりであるが、学長の下で２つの内部質保証

推進組織がその役割を明確にし、点検・評価活動の実施・取りまとめ、その精査、改善活動の実施と監理を確実に実施する仕組みである。ＰＤＣＡサイクルの「Ｃ」及び「Ａ」を重視した仕組みであり、確実に各種の改善事項に対する改善活動が進めることができ、教育研究等諸施策の改善・向上を図り成果を積み重ねていくという点が本学の最大の特長である。

≪教学マネジメント体制の構築≫

本学における教学マネジメントは、全学的な教育方針の策定並びに教育施策及び教育課程の企画を行うことを設置目的のひとつとする「教育支援機構」の統括の下で、組織的な調整・支援体制を構築している。全学的な教育の企画・設計や学修成果の可視化に向けた調整・支援等は、同機構をはじめ、その下部に位置する「教育支援機構 教育ＤＸ推進センター」（以下「ＤＸセンター」という。）をはじめとするセンターが担っており、運用の実際は第４章で後述する。

内部質保証体制との関係性については、本学において、教学マネジメント体制は内部質保証体制に包含されるものとしている。すなわち、教育支援機構の下で教育の企画・設計を行い、その実施状況は同機構を中心に点検・評価して評価委員会及び推進委員会が確認し、必要な助言等を与えている。教育支援機構の同列には研究、産学連携、学生支援、国際化推進の各機構その他センター等を置いており、評価委員会及び推進委員会はこれらの点検・評価結果も確認している。このように仕組みの整理・設計を行うことで、内部質保証体制のなかで教学マネジメントが機能する体制を整えており、全学的な統括・支援を実現している。

≪内部質保証推進組織から部局への支援≫

推進委員会では年に一度、上述の点検・評価、改善活動及びそのフィードバックにおける支援のほか、部局への支援及び内部質保証活動の実質化を目的として、部局を指定して「推進委員会と部局との意見交換会」を実施している。この会は、部局の長をはじめ、当該部局の内部質保証活動の中心となる教員や、同活動をサポートする事務局職員を参加対象者としている。一方、推進委員会からは、委員長はじめ委員全員と、同委員会の事務局が参加することとしている。意見交換会は限られた時間で実施するため、あらかじめ示した質問とそれに対する事前回答を基に、より深い議論が展開できるよう配慮している。具体的な例として「自己点検・評価、改善等の内部質保証活動の部局内認知やその状況、負担感」「学位授与の方針に係る学習成果・教育成果の把握とその評価方法」「学習成果や意見（面談や各種アンケート結果）に対する学生へのフィードバック」「部局の内部質保証活動への学生・学外者の参画」等のテーマを設定し議論を行ってきた。議論のなかでは、部局の現状を共有するとともに、抱えている課題や提案等を明らかにし、推進委員会構成員からの支援（アドバイス）を行っている。特に、同委員会の委員である学外者は、内部質保証や教育・学習のアセスメント活動に知見を有することから、その知見を用いながら、学外からの客観的な視点での意見や他大学の事例等を用いて助言を行っている。また、複数の部局が同席するため、他の部局からの情報・事例の提供や共感・支援の発言もあり、さまざまな観点での議論と支援を可能としている。これらのことから、当該取り組みは、目的である部局への支援や内部質保証活動の実質化を果たしており、非常に有意であると評価している。しかし、複数の部局が同席することから、個々の部局に沿ったＩＲデータを活用した議論は展開し難く実現

できていないという側面もあることから、今後、各部局を個別に対象として、ＩＲデータを活用した意見交換が可能となるような仕組みも検討する。

≪学生や学外者への意見の聴取と教育研究活動等諸活動への反映≫

各種アンケート調査のような単純な一問一答では確認することのできない学生の考え方や心境、ニーズ等を聴取し、大学の教育研究及び諸活動等へ反映することを目的として「学生との意見交換会」を実施している。2024 年度は学部学生を、2025 年度は研究科学生を対象に、大学（キャンパス）単位、学部・研究科単位で実施した。大学単位では、学長及び全副学長が神楽坂・野田・葛飾の各キャンパスにおいて、当該キャンパスの代表学生と対話しており、学部・研究科単位では、在籍学生と、学部長・学科主任等部局の運営を中心的に担う教員が参加している。いずれも、基本方針・実施方針で示された方法、内容等により実施しており、計画・実施内容及び結果・学生へのフィードバック実施の各フェーズを評価委員会委員長に報告することとしている。

大学単位の実施では、学長室でテーマを設定後、関係資料を対象学生に示し、かつ事前オリエンテーションとテーマに対する事前アンケートを実施している。意見交換会の当日では、事前アンケートで得られた回答をもとに、更に掘り下げた話し合いを行い、設定したテーマから派生する話題や、学生からの要望等のヒアリングも行っている。

学部・研究科単位においては大学単位とほぼ同様の流れで実施しているが、例えば参加学生が気負わないよう、オープンスペースで行うことや、研究科単位ではなく専攻単位で実施するなどの工夫を凝らして実施している。

意見交換会後は、学生からの意見を踏まえ、施設設備や課外活動支援等の事務局が主管する事項への意見・要望は事務総局へ共有し、関係事務局が対応案を検討している。教学や就学支援に係る事項等は関係部局へ共有し、対応を検討している。いずれも、参加した学生だけではなく、当該キャンパスや当該の学部・研究科の学生全員が閲覧できるかたちで、学生ポータルサイトであるＣＬＡＳＳ（以下「ＣＬＡＳＳ」という。）等を通じた結果公表を行い、フィードバックが広く行き渡るように配慮している。

学外者からの意見聴取は、点検・評価の客観性や妥当性を高めることを目的に実施しており、大学単位の実施については本章 評価項目③で後述する。学部・研究科単位の実施にあたっては、部局の負担とならないことも重視しており、従来から同様の活動を行っている場合は、当該の活動をもって本取り組みに該当させることを可とし、テーマや実施時期、対象や参加者についても学部・研究科の裁量で行うこととしている。例えば、「学部・研究科の横断的な活動と地域連携、国際化について（創域理工学部・研究科）」「学部・研究科のポリシー・カリキュラムに関する社会人になってからの有用性について（理学部第一部・理学研究科）」等のテーマについて、本学と教育研究活動で関連のある企業等に直接・間接的に意見聴取を行っている。

これらのことから、本学では、学生や学外者との意見交換を通じて得られた課題等を、本学や学部・研究科の教育研究等諸活動に反映する機会を設けており、適切に内部質保証を推進していると判断する。

一方で、学生との意見交換会は導入して間もない取り組みであるため、学生からの意見をどのように反映したか（できたか・できなかったか）等の効果測定には至っていない。今後

は、意見交換会で得た改善事項への対応の評価方法を構築し、学生の声を継続的な質向上に結び付ける仕組みの充実を図ることとする。併せて、学生から直接意見を聴取する機会は上述の意見交換会のみであるため、学生が内部質保証活動に参画することで意見等を得ることや、学生が自発的に教育研究活動や教学運営に対して大学に意見や要望を伝えることのできる機会を恒常的に設ける等、学生の意見を得る機会の多様化を検討する。

≪行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応≫

本学は 2020 年度にＪＵＡＡによる第３期の機関別認証評価を受審し、第５章 定員管理において２学部３学科、１研究科１専攻の収容定員未充足について改善課題が付された。これを受けて、2021 年度から学長の指示のもと、基本方針及び実施方針において当該課題を対応すべき必須の改善課題として設定し、関係部局において改善計画を立てたうえで改善活動を行い、かつ半年に一度の周期で改善施策の進捗や改善状況について推進委員会で検証を行ってきた（第５章 評価項目③において後述する）。改善の状況や結果については推進委員会において精査し、所見を付したうえで関係部局にフィードバックすることで支援を行っており、学長にも報告を行っている。

これらの取り組みの結果、ＪＵＡＡに改善報告を行う 2024 年には、課題を付された部局の収容定員充足率はすべて適正な数値に改善し、同年７月に「改善報告書」をもって報告を行った。2025 年３月にはＪＵＡＡから「改善報告書検討結果」により改善が認められることの所見を得たことから、認証評価機関からの指摘事項については適切な対応を行い、求められる改善成果を上げることができたと判断する。しかしながら、第３期機関別認証評価において指摘対象ではなかった１研究科の博士後期課程について、改善報告書提出時には改善課題の提言に相当する定員未充足の状態であったことから、上述と同様の改善活動を実施している。このことの対応や改善結果については第５章 評価項目③において後述する。

また、文部科学省による新設学部・学科等への設置計画履行状況調査に関しても適切に対応している。2025 年度は、2023 年度に設置した先進工学部物理工学科及び機能デザイン工学科並びに先進工学研究科物理工学専攻、2025 年度に設置した先進工学研究科機能デザイン工学専攻の、１学部２学科、１研究科２専攻が設置計履行状況調査の対象であった。

表１－１　2025 年度設置計画履行状況報告書

開設年度	対象学部学科名/専攻名
2023 年度	①　先進工学部物理工学科
	②　先進工学部機能デザイン工学科
	③　先進工学研究科物理工学専攻博士後期課程
2025 年度	④　先進工学研究科機能デザイン工学専攻修士課程(M)
	⑤　先進工学研究科機能デザイン工学専攻博士後期課程(D)

2025 年度設置計画履行状況等調査において対応している指摘事項は、2023 年度同調査の結果において指摘のあった「経営学部国際デザイン経営学科の収容定員超過の是正」と、先進工学研究科機能デザイン工学専攻（Ｍ・Ｄ）の設置届出受理時（2024 年６月）に指摘のあった「理学部第二部数学科、創域理工学部数理科学科の収容定員超過の是正」である。

指摘を受け、その原因や内容を精査のうえ、当該精査内容とともに役員、学長室及び関係者へ報告を行い、関係部局で改善施策を実行している。その結果に基づき、2025 年度設置計画履行状況報告書では、経営学部国際デザイン経営学科（表１－１①～③で報告）、理学部第二部数学科及び創域理工学部数理科学科（表１－１④⑤で報告）の収容定員超過を是正した旨の改善状況等を報告している。なお、理学部第二部数学科の定員超過については、例年よりも歩留まり率が高かったこと、留年者が増加したこと等により、改善に至らなかったため、今後の実施計画をあわせて報告している。

2026 年３月に通知を受ける予定の 2025 年度設置計画履行状況調査の結果において何等かの指摘事項が付された場合には、同様に対応する予定である。

このように本学では、行政機関や認証評価機関からの指摘に対して、指摘を受けた原因や内容を精査のうえ、当該精査内容とともに役員、学長室及び関係部局等へ報告を行い、関係部局が中心となり改善施策を実行している。このことから、本学では指摘事項に対し、組織的に改善施策を推進する体制を整備していると評価する。

評価項目②
大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。
＜評価の視点＞
・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

≪教育研究及び管理運営等の諸活動における情報公表≫

本学では、私立学校法第 107 条及び第 137 条並びに学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の２の各規定に対応すべく、「学校法人東京理科大学情報公開規程」（以下「情報公開規程」という。）を制定し、教育研究及び管理運営等の諸活動に係る情報を、主に本学Ｗｅｂサイト「情報公表メニュー」を通じて公表している。同メニューの更新は、主管部署の統括の下で毎年度の対応としており、公表内容は「学校法人に関する情報」と「大学に関する情報」とに大別している。それぞれ、法令で定められた事項は公表必須としていることに加え、大学に関する情報のページでは、本学において公表することが適切であると考える情報や、本章 評価項目①で上述した教職課程の点検・評価結果についても、それを統括する教職教育センターのＷｅｂサイトへのリンクを示す形で併せて掲載している。近年では、教員・職員の資質向上のためのスタッフ・ディベロップメントに関する取り組みや、基幹教員の配置人数等の情報を公表対象に追加する等、本学の教育研究及び管理運営等の諸活動の説明責任を果たすため、公表する情報を拡大している。

また、本学の諸組織の状況、学生の受入れや在籍学生数、収容定員充足率、進路状況、奨学金貸与状況、財務情報等を詳細なデータで公表するために「東京理科大学データ集」（以下「データ集」という。」）を毎年度作成し本学Ｗｅｂサイトで公表している。このデータ集はＪＵＡＡの「大学基礎データ」のフォーマットを基にしているが、それに加え本学において独自に公表する情報も追加している。

併せて、本学の教育活動に関する成果、特に学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報は、ＤＸセンターにおいてとりまとめており、同センターの活動報告書において資料集としてＷｅｂサイトで詳細を公開している。アンケート調査の内容やその結果を、グラフ等を用いて可視化することで分かりやすく確認できるようにしている。

本学の内部質保証に関わる情報は、本学Ｗｅｂサイト「内部質保証メニュー」で、本学における内部質保証体制や委員会議事録、毎年度実施する点検・評価の各方針及び報告書、認証評価結果、ＩＲに関する取り組み状況等を公表している。

学校法人に関する財務情報については、情報公開規程第４条に則り、財産目録、貸借対照表、収支計算書、附属明細書、監事の監査報告書、会計監査人の会計監査報告書を本学Ｗｅｂサイトで公表している。あわせて公表している、決算の概要に関する資料では、計算書類の主要な項目に解説を加えるとともに、収入・支出とも当該年度を含む過去５年間の状況をグラフで表現する等、外部向けに丁寧に説明することで、高い透明性を保ち社会に対する説明責任を果たしている。

上記以外の公表方法では、本学Ｗｅｂサイトや、大学案内、その他さまざまな媒体を用いて本学の教育研究及び諸活動に関して情報を公表している。

これらのことから、本学では教育研究及び諸活動に関する情報を、法令で求められる以上に公表しているといえ、社会に対する説明責任は十分に果たしていると判断する。くわえて、各情報は整理して公表しているほか、表やグラフ等を用いるなど視覚的に伝わりやすい方法を活用して公表していることから、社会に対して分かりやすく公表していると評価する。

評価項目③
内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。
＜評価の視点＞
・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学はＪＵＡＡによる第３期機関別認証評価において、「自己点検・評価のＰＤＣＡサイクルが有効に機能し、点検・改善の成果を上げていること、学外有識者による外部評価によってそのシステム自体の適切性についても客観的に全体を評価する仕組みとしていること等によって、優れた内部質保証システムを構築している」という趣旨で評価され、長所・特色の提言を得た。しかしながら、当時は現在の内部質保証システムを導入し２年弱であったことから、内部質保証の更なる実質化と教学ＩＲ機能の強化、学内認知・理解の向上、負担感の解消等の課題も有していた。そのため、後述する外部評価等により内部質保証システムの有効性や適切性について点検・評価を行い、かつ自己点検・評価結果を踏まえたさまざまな施策を実行し上記課題の改善と長所の伸長に向けた取り組みを行ってきた。

≪内部質保証における外部評価の実施≫

本学の内部質保証システムの有効性や内部質保証に係る活動全般の適切性を客観的に評価すること等を目的として、推進規程第 17 条に学外者を評価員とする「外部評価」を実施

することを規定している。その詳細は「東京理科大学内部質保証推進規程第 17 条に規定する外部評価に係る取扱要項」に定めており、周期は２年に一度、毎回４名程度の学外有識者から評価を受けている。評価は主に書面で行っているが、より効果的な取り組みとするため、その結果に基づき本学として重点的に取り扱うべきと考える事項をテーマとする意見交換会を実施している。

意見交換会では、全ての評価員が一堂に会し、本学からは学長、推進委員会委員長、評価担当理事及び教育担当副学長が出席している。近年のテーマは「学位授与の方針に示す能力の評価方法」「学生や外部からの意見を取り入れた内部質保証」「学生の学びの質向上とその成長支援について」等を設定し、評価員の視点からみる本学の特色や課題、今後の活動に対する提案等を得ている。意見交換会で得られた意見や提案のうち、学長が改善事項であると判断した事項があった場合、学長は推進委員会委員長に対して、改善課題として設定することを指示しており、改善活動に確実に反映することができている。

総合的な結果として、『内部質保証推進組織の機能・役割及び同組織を基軸としたシステムは有効に機能しており、各部局や全学における内部質保証に係る活動も適切』であるとの評価結果を得ている。併せて、評価員との意見交換による書面評価結果の深堀り、得られた課題に対する改善活動と施策への反映等は、内部質保証活動や教育研究等諸活動の改善・向上に寄与している。これらのことから、外部評価は、学外者によって客観的にシステム全体を評価すること、その結果を内部質保証活動に反映し、教育研究等諸活動の改善に繋げる仕組みであるといえ、非常に有意な取り組みであると評価している。

≪内部質保証の更なる実質化に向けた取り組み≫

大学関係者以外の視点をもって本学の内部質保証における各活動を客観的に精査し、より実質的な活動とすることを目的に、2022 年４月から推進委員会の学外者委員を１名増員し２名体制とした。当該者は教育関係の企業に勤務しており、内部質保証や学修成果の可視化、評価に深い知見を有しており、推進委員会での発言のみならず、上述した推進委員会と「部局との意見交換」の場においても、各部局へ内部質保証の運用や学修成果の把握・評価等について的確な助言を与えている。これにより、大学関係者以外の視点から内部質保証に係るさまざまな意見・助言を得ることが可能な体制を構築することができている。

また、内部質保証推進組織の役割・機能等についても定期的に点検・評価を行っている。2023 年度の点検・評価の結果、推進委員会及び評価委員会の機能が、2018 年度に内部質保証システムを構築した当初と比べたときに拡大していた実態があることを把握した。このことから、役割・機能を整理するとともに、実態との整合性を図る規程改正を行ったことで、両委員会の活動を更に明確化し、それぞれの委員会活動の実効性を高めることができた。併せて、両委員会の委員長は 2025 年度まで内部質保証担当副学長が務めることとしていたが、2026 年度からは、推進委員会委員長を内部質保証担当副学長とし、評価委員会委員長を評価担当理事とする規程改正を行った。これにより、それぞれの委員会の独立性を高めるとともに、特に教学の部局の長を主な構成員とする評価委員会を理事が中心となって運営することで、高い客観性のもと内部質保証活動を推進する体制を整備した。このように、細部にわたる検証により内部質保証システムの更なる実質化に向けた整備を行っている。

内部質保証の実質化に向け、さまざまなデータや根拠に基づく点検・評価、改善活動が可

能となるよう、本学では教育、研究、入試、財務等に関する分散型のＩＲ機能を有しており、根拠に基づく対応を行っている。課題であった教学ＩＲ機能の強化については、ＤＸセンターに「教学ＩＲ小委員会」を設置し、教職協働でＩＲ情報を活用したデータの利活用を進めている。併せて、ＤＸセンターの主管する各種アンケートの結果は、教職員であればいつでも参照できるようにＢＩツールを利用して設える等、教育改善のためにＩＲデータの活用を促して内部質保証の推進を図っている。さらに、教学ＩＲに係る業務は大学評価・ＩＲ室においても行っており、各種アンケート結果と学内データを紐づけての分析やレポーティング、同室職員がＤＸセンターに関係事務局として参画する等により、ＩＲ機能の実質化を進めている。くわえて、2025 年 10 月に内部質保証及び教学ＩＲを専門に担当する職員を同室において１名採用したことから、今後、教学ＩＲ機能がより充実することで内部質保証の実質化が進むことが期待できる。

≪内部質保証の学内認知と理解の向上≫

現在の内部質保証体制とした後、教職員に対して定期的に内部質保証に関する研修会を実施することで、内部質保証に関する認知と理解の向上に努めている。具体的には、内部質保証の仕組みや活動の概要、点検・評価及び改善活動の具体的な内容、認証評価制度の趣旨・目的の解説、本学が受審して付された長所・改善事項の紹介と今後への取り組み等である。実施する各回とも 100 名以上が参加していることから、内部質保証活動への関心は高まり、各部局における同活動の一助となっていることと評価できる。また、特に内部質保証の仕組みや活動の概要については全教職員があまねく理解する必要があると考え、2024 年度に直近４年間の新規採用者を対象に動画研修受講を案内し、理解を促進した。さらに、その発展形として 2025 年度には全教職員が受講することを原則必須とする「全学ＳＤ」研修（第 10 章（１）で後述する）として、「内部質保証、機関別認証評価に関する基本研修」をオンデマンドの動画配信により実施した。この研修では、内部質保証の必要性、点検・評価、改善活動、内部質保証推進組織の体制・機能、認証評価制度等、どの職位の教職員であっても理解すべきと考える内部質保証と認証評価制度に関する基本的な事項を取り上げた。受講者数は教職員合計で 1,146 名（87.1%）であり、実施後のアンケート（回答者数 673 名）では研修内容を「理解できた」「おおむね理解できた」の回答が 636 名（94.5%）、研修の到達目標を達成できたかに対して「十分達成できそうである」「ほぼ達成できそうである」の回答が 596 名（84.4%）であった。このことから、研修は本学教職員の内部質保証への認知・理解を促進するうえで非常に効果的であり、今後内部質保証をより有効に機能させるための教職員の能力開発に寄与したと評価している。

≪内部質保証活動の負担感に対する対応≫

2019 年度まで、全ての基準・評価項目・評価の視点に対して点検・評価を行ってきたが、毎年度の活動に対する教職員の負担を考慮し、2020 年からは各部局が当該年度に必要な基準・評価項目・評価の視点を用い、およそ３年間で一巡させることの取り組みを行った。しかしながら、その後も評価委員会での議場や、推進委員会と部局との意見交換会において、部局の長から負担を感じていることの意見があった。これを受けて推進委員会では、点検・評価の活動と報告書の作成とは必ずしも一致しないことを念頭に、点検・評価活動は毎年度

実施するが、報告書の作成は２年に一度とすることで負担を軽減することを決定し、2023 年度からその仕組みを導入している。

負担軽減については、2025 年度の推進委員会と部局との意見交換会でも同様の発言があったことから、内部質保証システムの持続可能性を高めるため、解決する必要のある課題であると認識している。まずは実施方法に着目し、現状の点検・評価の対応内容や、報告書フォーマットについて、実質性・実効性を担保したまま簡略化できないかなど、今後に向けて検討すべき課題として対応を続ける予定である。

これらの取り組みにより、抱えていた課題は改善・向上へ大きく前進したところである。内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、教育研究等の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう、不断の改善・向上に係る活動に取り組んでいると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学の内部質保証システムは、点検・評価を実施する評価委員会と、点検・評価の結果を精査し改善計画・活動を監理する推進委員会と、２つの委員会で構成している。この体制の下で、内部質保証に係る活動全般を確実に実行し、改善・向上のサイクルを推進委員会の下で各部局が絶えず推進していること、そしてさまざまな成果を得たことが最大の特長である。併せて、外部評価等を利用して内部質保証システム自体の検証を行うとともに、評価員から得た意見や助言について、学長が課題と判断する場合は改善活動に反映していることは、客観的な視点での評価に対する改善活動の実行に繋がっており、内部質保証の実質性を高める取り組みとして長所といえる。

また、点検・評価や改善活動を実行する全ての教職員全員の理解を底上げし、内部質保証に係る各活動が実質的・実効的で有意なものとなるよう継続的に研修を行っている。その成果として、高い受講率に至っていることや研修内容の理解及び研修目標の達成度が非常に高いものであったことから分かるように、限られた教職員だけでなく、全学一丸で内部質保証活動に取り組む地盤を固めている点は、本学ならではの長所と評価している。

そのほか、財務情報の公表にあたっては、法令で定める資料に加えて、解説資料を作成し、計算書類の主要な項目に関して表やグラフを用いて分かりやすく示している。このことは社会に対する説明責任を果たすための本学の長所であると評価する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学では「内部質保証方針及び実施体制」を定め、推進規程等に定められた手続に基づき、点検・評価活動で課題を把握し、そこから改善・向上に資する各活動を確実に実行していることから、内部質保証システムが適切に機能していると評価する。

また、法令等で求められる情報公開に対しては、情報公開規程に基づき、必要とされる情報だけでなく、本学独自の判断によりさまざまな情報を公開していることから、社会への説明責任を十分に果たしていると判断する。

併せて、内部質保証における各種の活動や外部評価、推進委員会と部局との意見交換、学

生との意見交換、教職員への継続的な研修等、各種の活動によって内部質保証システムの適切性や改善・向上に向けた取り組みを行っている。

今後は、上述した各取り組みに関する課題への対応を検討し実行することで、より実効性・実質性の高い内部質保証活動の実現を図っていく。

第３章　教育研究組織

１．現状分析

評価項目①
大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。
＜評価の視点＞
・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

建学の精神及び教育研究理念を踏まえ、本学の目的を達成するために、学則第４条、第５条及び第 38 条、大学院学則第５条並びに専門職大学院学則第５条において設置する学部・学科、研究科・専攻等を定めている。また、学則第 60 条～63 条の２において、図書館や資料館等の附属施設、全学的な観点で教育研究等を統括する附属機関等の組織を定め、設置している。

教育研究組織として、全学レベルでの教育研究等大学の諸活動を展開することを目的に、学則第 62 条から 63 条の２に基づき、「教育支援機構」「研究推進機構」「産学連携機構」「学生支援機構」「国際化推進機構」の５つの機構を設置している。それぞれの機構組織は学部・研究科の教育研究等の活動を支援するとともに、全学的な視点で政策立案・企画調整を図る組織として機能している。各機構の下には、個々の業務を遂行するためのセンター等を設置しており、これらは、全学的な視点で大学の主要な業務・諸課題に対応する組織であり、本学の教育研究組織における特色の一つとなっている。

また、2031 年の創立 150 周年に向けて策定した長期ビジョン「TUS VISION 150」で描く「世界の未来を拓くＴＵＳ」の実現に向けた施策の一環として、本学ならではの科学技術（TUS SciTech）の創出を重点的に強化することを目指すため、学長のリーダーシップの下で「TUS SciTech 構想」を立案し、その実現に向けた組織として「TUS SciTech 共創推進本部」（以下「共創推進本部」という。）を 2025 年度に新設した。共創推進本部は学長直下の組織であり、中長期的な観点から全学として推進すべきプロジェクト及び領域横断的な教育研究プロジェクト等を迅速にフレキシブルな体制で推進していくことで、本学の教育研究活動等の向上・活性化に繋げることとしている。

本学の全学的な教育研究に係る組織構成は上述のとおりであり、教育組織、研究組織それぞれの詳細について以下に説明する。

≪教育組織≫

建学の精神及び教育研究理念に基づき、理工系総合大学として理学・薬学・工学・経営学分野の基礎教育及び最先端の専門教育並びに研究活動を実施するための基盤組織として、各学部・学科、研究科・専攻等については、2025 年度時点で７学部 33 学科、７研究科 31 専攻及び１専攻科を設置している。その目的は、第１章 評価項目①で点検・評価したとおり、それぞれ学則、大学院学則及び専門職大学院学則で定めている。本学創立時からの伝統である夜間教育を実施する理学部第二部、理学専攻科及び工学部建築学科夜間主社会人コースは、社会人に対する理学・工学のリカレント教育も推進している。

また、学部・研究科組織のほか、「教養教育の目標」の実質化に向け、教養教育を担当す

る教員の英知を結集し、本学における教養教育を全学横断的に推進する「教養教育研究院」（以下「教養院」という。）を設置している。教養教育を担当する教員は、キャンパスを跨いで教養院に結集しており、学部の枠を超えて全学的あるいはキャンパス横断的に教育を施すとともに、全学的な視点で本学の教養教育の更なる充実に向けた検討を可能としている。この体制をもとに、教養教育の目標に掲げている「優れた専門性を支える基盤的能力を学生に身につけさせるための共通の教育」を実行している。

併せて、学長のリーダーシップの下で大学レベルでの教育改革を実行するため、全学的な教育方針を策定し展開することを目的とした組織として教育支援機構を設置し、その下に後述のとおり３つのセンターを組織している。くわえて、高度な技術を持ったデータサイエンティストの育成という社会的ニーズを受けて、教育支援機構と同列の組織として「データサイエンスセンター」を設置し、「研究・社会人教育」に対して学外のニーズと本学のリソースとを繋いでいる。

〇教育支援機構

「東京理科大学教育支援機構規程」第２条に定めた目的を達成するため、同機構のもとに「ＤＸセンター」「教職教育センター」「理数教育研究センター」を設置している。それぞれのセンターがその役割に応じた具体的な活動を行うとともに、これを統括する教育支援機構は各センターの活動を有機的に連携させながら活動を進めている。同機構と３つのセンターの役割について、同機構は教育関連の各種課題を集約して、全学的な観点で議論を行い、各学部・研究科等と連携のうえで「方針の決定」、「企画の立案」等を行うのに対し、３つのセンターは、同機構の検討に基づき設定した「方針」や「企画」に沿い、「具体的な実施策」を検討・実施する組織として役割を担っている。

〇教育ＤＸ推進センター

教育支援機構のもとに、「本学学生及び教員の学修・教育活動の変革、一層の深化及び好循環を生み出し、学修者本位の教育を実現する」ことを目的としてファカルティ・ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）の全学推進組織、教育ＤＸの全学推進組織の役割を担う組織として設置している。ＩＣＴの活用、ＦＤ活動の推進等により、学生の学修支援及び教員の教育支援の充実を図ること、教育ＤＸの推進により、効果的・効率的な教育活動による教育の質的転換の実現を図ることを、その活動の軸としている。

ＦＤ活動の中心は本センターが担っており、センターの下には「センター委員会」「センター委員会ＴＬ（Teaching&Learning）部門分科会」（以下「ＴＬ部門」という。）「センター委員会ＤＸ部門分科会」（以下「ＤＸ部門」という。）を配置している。各学部・研究科から選出のＦＤを担当する幹事又は副学部長が委員として参画しているため、横断的体制による全学的なＦＤ活動（トップダウン型）の活性化と、学部・学科、研究科・専攻が中心となって活動を進めるＦＤ活動（ボトムアップ型）を推進することができ、組織的にＦＤ活動の実質化を図る体制を整えている。

〇教職教育センター

同センターは、建学の精神及び教育研究理念に基づき、本学の学術的専門性を基盤にした教員養成の４つの理念として、「(１)高度の専門教育を基盤とした教科に関する専門知識」「(２)学校現場で活かすことができる授業実践力」「(３)多様な問題に対応できる生徒指導力」「(４)教師としての職業モラルと職務遂行能力の育成」を掲げて活動の軸としている。

また、その理念に基づいて、学部並びに研究科の教員養成の理念を、体系的かつ整合的に掲げている。

所属教員の構成は、教育関係分野を専門とし、主に教職関係科目を担当する専任教員に加え、関東近郊の公立中学校及び高等学校の校長等管理職を経験した者を採用して専門員として配置している。安定的な教職課程の運営だけでなく、教職志望の学生の充実したサポートを行える体制を整えている。

〇理数教育研究センター

同センターは中等教育における理数教育に関する調査及び研究を総合的に行い、中等教育と高等教育との間にある各種課題に取り組み、その成果を学内外に広く発信することを目的に設置している。同センターの下には、「数学教育研究部門」「事業推進部門」「理科教育研究部門」を設置し、理科、数学等の教科（以下「理数教科」という。）の教育方法の研究に関すること、教科書、教材等の研究及び開発に関すること、学力測定に関する調査及び研究に関すること、教育方法に関する研修会、講習会その他の実施に関すること等を各部門の下で行っている。

〇データサイエンスセンター

同センターはデータサイエンスに係る施策を立案・推進し、それぞれの専門領域の教育研究を充実・発展させるプラットフォームを提供することで、教育研究の向上と社会への貢献に寄与することを目的に設置している。センターの下には「学生教育ユニット」、「社会人教育ユニット」、「外部研究連携ユニット」を設け、各ユニットにおいてターゲットとするステークホルダーを対象として、教育研究等を向上させる取り組みを行っている。なお、教育プログラムの内容を見直す際は、データサイエンスに係る知見を有した教員から構成するワーキンググループを臨時的に組織し、適切な構成員で議論を行う体制を整えている。

≪研究組織≫

本学は、研究組織として「研究推進機構」及び「産学連携機構」を設置しており、両機構は相互の活動を掛け合わせることで、研究力向上や社会貢献の促進等の一層の成果へと繋げている。

研究推進機構は、わが国における科学技術政策や大学への社会的・経済的要求を踏まえ、本学における学術研究の将来構想及び戦略を提示し、研究組織の活性化を図るとともに、その学術的水準を向上させ、世界の学術的動向及び我が国の社会的動向を適切に先導し、かつ、協働することを目的として掲げている。その目的を達成するために研究推進機構の下に「研究推進センター」「総合研究院」「生命医科学研究所」「研究機器センター」の４つのセンター等を設置しており、各センター等の規程においてそれぞれの役割を明記している。各センター等が本学の研究発展に寄与することは、すなわち教育研究理念「自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学と技術の創造」にほかならない。また、研究推進機構の下に設置する研究推進センターが本学の研究プレゼンスの向上を、総合研究院が人材育成を、生命医科学研究所及び研究機器センターが教育の向上等を、それぞれ目的に掲げるのはいずれも本学の建学の精神「理学の普及」に寄与するもので、本学ならではの特色であり、大学の理念及び目的に合致していると評価する。

産学連携機構は、社会の持続的な発展を目指し、本学における教育・研究の成果に基づく

産学連携・社会連携活動を通じて、社会貢献の促進及びイノベーションの創出を図ることを目的としている。

その目的を達成するために、「イノベーション創成部門」「起業支援・地域連携部門」「知的財産部門」の３つの部門を置き、各部門に配置したリサーチ・アドミニストレーター（以下「ＵＲＡ」という。）が部門間の連携を密に図りながら、本学の産学連携・社会連携活動を一体的に推進する体制となっており、建学の精神である「理学の普及」を研究成果の社会実装という形で実現するものであると評価する。

以上のように、本学は学術水準の向上及び、社会貢献の促進という２つの方面から研究活動支援を行い、研究推進機構と産学連携機構がそれぞれを推進する体制としている。両機構は、相互に連携しながら研究支援活動を展開することを見据えており、例えば「東京理科大学研究推進機構研究推進センター規程」においてその活動の一部に社会実装を掲げていることには、その意図が現れている。ただし、2025 年度時点において機構間の連携については、現状議論が深まっておらず、今後どのように連携を深めていくかについては、社会的・経済的要求を俯瞰しながら継続的に検討する必要のある課題であると判断する。

〇環境安全センター

学則第 61 条の６第２項の規定に基づき、本学の教育研究活動における環境保全と安全確保に関わる法令等の遵守並びにその質的向上を図り、本学が目指す社会的及び学問的貢献に資することを目的として、環境安全センターを設置している。この目的を達成するために、危険性物質を使用する各キャンパスに、それぞれ神楽坂環境安全センター、野田分室、葛飾分室を設置し、各種国家資格を有する専門職員等を配置している。センターでは、薬品・化学物質、高圧ガス、放射線等の安全な使用、実験室空気中の化学物質濃度の低減、実験系排水中の化学物質監視、実験廃棄物の適正処分支援、人や生物に係る実験の安全管理支援を通じて、教職員・学生の安全確保と周辺環境への負荷を抑制した教育研究環境の実現を図っている。また、専門職員は学科主催の安全教育に指導者として参加するほか、安全教育の教科書の執筆にも加わるなど、管理支援だけでなく「教育」の一部を担っている。不定期に改正される関係法令については、センターＷｅｂサイトや研究室への直接連絡等を通じて周知を図り、安全管理に係る法令遵守への対応についても支援を行っている。

これらのことから、本学は大学の理念・目的に照らして、学部・研究科等の教育研究組織を設置しているとともに、社会の変化や学問の動向、社会的要請等に配慮したうえで、適切に教育研究組織を設置していると評価する。今後も、本学の価値を一層高めるための教育研究組織のあり方について、引き続き不断の検証・検討を行っていくこととしている。

評価項目②
教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げているか。

教育研究組織の運営の適切性について、各学部・研究科等では教授総会及び研究科会議を中心とした関係組織において検証しており、各機構・センター等については、会議体での議論や活動報告書をまとめること等において、全学的な観点から検証を行っている。また、部局によっては学外者によるアドバイザリー委員会等を開催することで、理事会及び学長室では、これらの組織からの意見・要望等を踏まえ、法人・大学それぞれの立場で検証を行っているが、案件によっては学部・学科等に意見聴取を行うことで多角的な視点で改組等の企画を検討している。

また、大学及び法人双方の役員によって組織する「東京理科大学運営協議会」は、教育・研究の充実に資することを目的として、事業計画等に関して法人と大学とが連絡調整を図ることとしており、教育研究組織についてもその対象となっている。

≪学部・学科の再編≫

本学では、これまでも社会のニーズ等を踏まえた変革を継続してきたが、これに関する検証の過程で、大学の価値を向上させることや、時代の変化に対応し将来にわたって発展し続ける組織となることが必要であると判断したことから、近年では２期に亘る学部・学科再編計画を実行してきた。

第１期学部・学科再編計画は 2021 年度から 2025 年度にかけて実行し、社会の持続可能な成長に貢献するために本学が果たすべき教育研究上の役割・使命を考え、2023 年度には先進工学部に物理工学科及び機能デザイン工学科を新設し、当該学部を３学科体制から５学科体制に拡大した。これにより、同学部は教育研究のフィールドを広げ、分野の壁を越えた教育及び研究を実践することにより、世界を舞台に活躍するイノベーションリーダーの育成を行っている。同年、理工学部は創域理工学部に名称変更し、分野横断的な教育研究を推進することで新たな領域や価値の創造に取り組んでいる。2025 年４月には、薬学部・薬学研究科が野田キャンパスから葛飾キャンパスに移転し、新築した共創棟を拠点とすることで、薬学部・薬学研究科内の分野を超えた研究者の交流を促進するとともに、工学分野との連携を促す環境を整備した。

さらに、第２期学部・学科再編計画では 2026 年４月に、社会の変化及び社会的要請を踏まえ、これまで本学が行ってきた情報科学技術の活用を推進し、情報科学技術の教育基盤の整備を強化するとともに、情報系分野を担う「デジタル人材」の育成を目的として、創域情報学部情報理工学科及び理学部第一部科学コミュニケーション学科の新設を予定している。併せて、2027 年４月には創域情報学部情報理工学科の大学院組織として、創域理工学研究科に情報理工学専攻を設置することについて、現在学内で検討を進めている。

≪共創推進本部の組織改編≫

共創推進本部は、2025 年度から、教育・研究・社会連携の各領域にわたり、大学全体の政策を企画・立案し、その実行を統括する全学的な司令塔の機能としての活動を本格的にスタートさせた。そして、この推進本部の政策実行機能を更に強化するために、「東京理科大学ならではの独創的な分野を重点的に強化する」という構想を踏まえて、本学の中長期ビジョンに基づく諸施策を具体化するための組織として「TUS SciTech 共創戦略センター」を新設

することとした。具体的には、これまで研究推進センターの「研究ＩＲ・戦略部門」が担っていた高度な戦略策定機能を「研究戦略・ＩＲユニット」として移管するとともに、研究基盤の強化を担ってきた研究推進センター「研究基盤強化部門」を「研究基盤強化専門委員会」として再編し、研究戦略と研究支援とを一体的に展開する体制を構築した。これらの整理に伴い、研究推進センターは 2025 年度をもって廃止することとし、研究推進機構は「総合研究院」「生命医科学研究所」「研究機器センター」を所管し、研究組織支援を重点化することとしている。また、研究活動の管理的側面（研究費執行、倫理・安全体制、研究支援業務等）については、引き続き研究推進機構のミッションとして位置付け、組織ごとに円滑な研究実施を支援戦略立案機能は共創推進本部に移管する一方で、実施面において各組織の研究活動を制度面・運用面から支える役割を強化した。これにより、TUS SciTech 構想のもとで、「構想―戦略―実装」が一貫して連動する全学的推進体制を整備した。

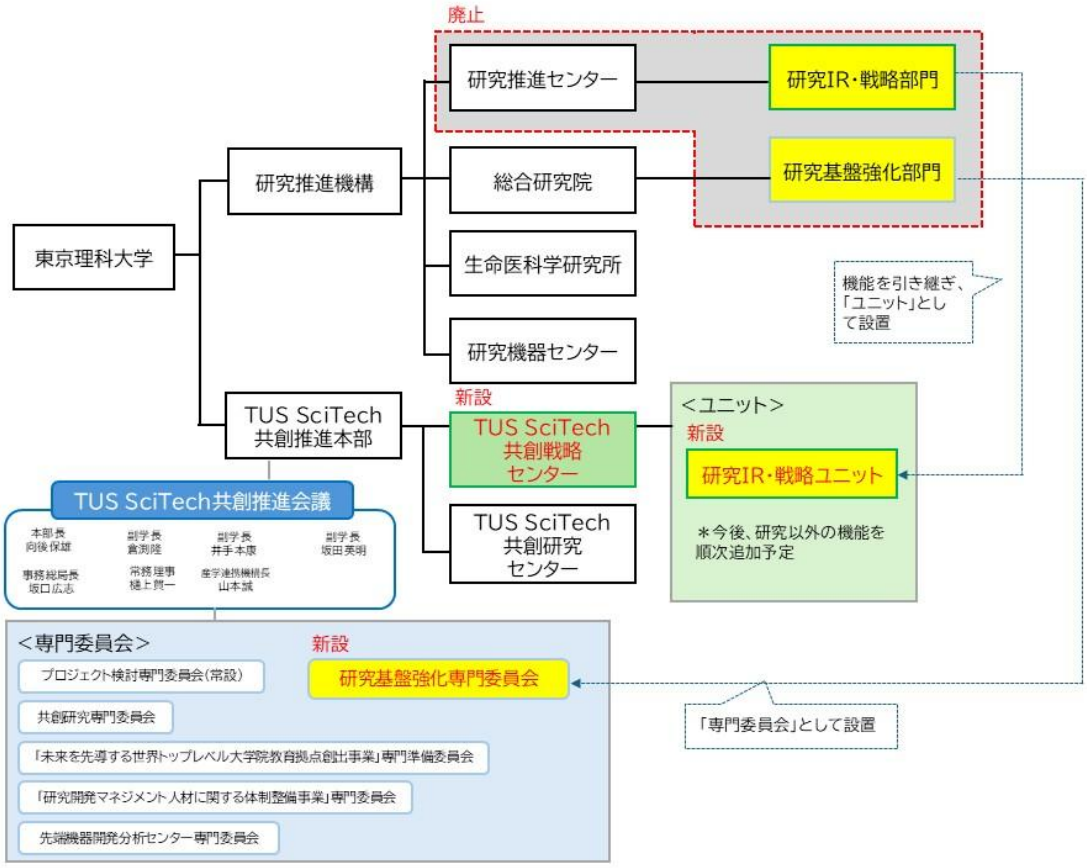

≪教育支援機構における組織改編≫

教育支援機構の下に設置する３センターのうち「教職教育センター」及び「理数教育研究センター」は、本学の伝統である教員養成と理学の普及をもって、本学の目的である理数教育・科学教育の普及を推し進めるとともに深めていく役割を担い、理工系分野の人材の養成・育成に貢献してきた。両センターの活動は、主に中学・高等学校及びそれらの生徒を対象としており、中等教育に関わるという意味で共通性が多いことから、「中高大連携」の視点が重要であると考えた。このことから、本学で展開している高等教育と中等教育との連携

を効率的かつ組織的に推進することを目的として、両センターを発展的に改組し、2026 年４月から「科学教育連携センター」を設置することとした。

これらのことから、本学はそれぞれの教育研究組織ごとに適切な関係組織や会議体、理事会及び学長室等の立場から教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して教育研究組織の改組を行う等、改善・向上に向けて取り組んでいると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学は一貫して、建学の精神である「理学の普及を以て国運発展の基礎とする」を目的とした教育研究組織を構成している。その伝統を継承しつつも、社会の変化や学問の動向、社会的要請に配慮したうえで教育研究組織等の再編をはじめとする不断の改革を実行し、理工系総合大学として組織の強化に取り組み、変革を続けている。建学の精神及び教育研究理念を実現するため、２期にわたる学部・学科再編を実行しており、2026 年４月には創域情報学部情報理工学科及び理学部第一部科学コミュニケーション学科を新設し、デジタル分野（成長分野）をけん引する高度専門人材の育成を目指す。併せて、従前から行ってきた教職教育と理数教育の機能に加え、中高大連携の機能を追加したうえで新たに科学教育連携センターを設置し、理数教育・科学教育の普及に更に取り組んでいく組織構成とした。これらの組織整備を行ったことで、建学の精神を実現させるための基盤強化が実現できたことは長所である。

また、2025 年４月に発足した共創推進本部は、理科大ならではの独創的・分野横断的な教育研究を強化し、世界と伍する研究大学として国内外から研究者が集う拠点を目指す「TUS SciTech 構想」の具体化に向けて設置した組織である。本学が目指す姿の実現に向けて、教育・研究・産学連携・学生支援・国際化といった領域を超えて新たな発想で教育研究に取り組む従来にない体制を整備したことは長所であると評価する。

研究推進機構の各センター等の活動では、総合研究院が設置する外部有識者を委員とするアドバイザリー委員会を設置しており、総合研究院の研究センターへの報告として、各センターの「優れた点」「問題点」を詳細に記述し研究センターの成果を評価しつつ、「実験研究のリモート化」等の建設的提案を受けるなど、より客観的な立場での点検・評価を実現している。

生命医科学研究所が設置する助言委員会においても同様に、「免疫学研究の流れをしっかり受け継ぎながら、次世代へと繋がる研究所」という評価を得る一方、当該研究所が「独自性のある高い技術を有している」ことを踏まえて、課題選択や研究の目標設定について研究所全体として戦略的な取り組みとして位置付けるよう提言を受けるなど、やはり客観的な立場・視点を取り入れた点検・評価を実現している。

このように、全学的な内部質保証体制に関する事項だけでなく、各センター等の運営においても外部有識者の意見を取り入れるシステムを構築し、内部質保証に活用できていることは特筆すべきであり、本学の特色であると評価する。

一方、各運営委員会等で議論した内容の全てを整理して研究推進機構会議に活動報告として付議しているわけではない。それは、各センターが研究推進機構会議に報告する際の項目に明確な基準がないことが一因である。また、前述のとおり研究推進機構会議における報

告において、各センター等が研究推進機構会議開催までに行った活動について詳細に報告がある一方で、時として規程に定める業務や活動と、活動報告に記載する項目との対応関係が見いだし難い場合があることも、同じく報告の基準がないことに起因しており、以上２点は改善すべき事項として把握している。

そこで、今後は各センター等の報告が、規程に定める具体的な業務や活動との対照を行いやすく、また外部有識者の意見が適切に研究推進機構会議委員の目に触れるよう、報告項目を再度整理し、研究推進機構の内部質保証機能の長所をより発揮できるようにすることを課題として設定する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

建学の精神及び教育研究理念を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請にも配慮したうえで、本学の目的を達成するため適切に教育研究組織を設置している。２期にわたる学部・学科組織再編も 2026 年４月の創域情報学部情報理工学科及び理学部第一部科学コミュニケーション学科の設置をもって完了を予定している。共創推進本部の設置は、本学の目指すべき姿の実現に向けた従来にない体制整備であることから、今後当該組織が実効性を高め TUS SciTech 構想の実現に繋がる実質的な成果を創出できるよう発展を図る計画である。これにより、本学の教育研究力の向上に寄与することを目指すこととしている。教育研究組織は、大学の基盤であることから、今後も単年度から長期までの各種計画の管理や見直しのなかで、適切で発展性の高い組織とすべく定期的に検証を実施す予定である。

なお、課題として挙げた研究推進機構の運用における課題に対しては、その改善のために各センター等の活動報告を研究推進機構会議に付議する際、その項目を研究推進機構や各センター等の規程に則って項目を整理する。そうすることで、目的を達成するための有効な活動ができているかを判断するための情報を、研究推進機構会議委員に提供できるようになり、取りこぼしのない点検・評価を実現することで解決していくこととしている。

第４章　教育・学習

１．現状分析

評価項目①
達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。
＜評価の視点＞
・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学では、大学全体のＤＰを、学士、修士、博士及び専門職学位の各課程で定めている。この方針の設定にあたっては、まず、「建学の精神：理学の普及を以て国運発展の基礎とする」及び「教育研究理念：自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学と技術の創造」を具体化するかたちで「人材育成に関する目的」を定め、大学として育成する人材の姿を明確化している。この目的のもとに、全学の「教養教育の目標」及び「専門教育の目標」を置いたうえで、上記の基本的な理念・目的等との整合性を確保しながらＤＰを定める構造としている。ＤＰは、学士課程、修士課程及び博士課程にあっては全学共通のものを置き、それを踏まえ、各学部・学科、各研究科・専攻において独自性や特色を活かした個別具体的なＤＰを定めている。このような構造とすることで、大学の理念・目的等から外れることなく、学生が卒業・修了までに修得すべき知識・技能・態度等の学修成果を、一貫性をもって明確化したうえで周知することができている。また、ＤＰの設定にあたっては、同一の学問分野であっても学位の別（学士・修士・博士・専門職）に留意し、達成すべき学修成果の水準を峻別している。

「教育課程編成・実施の方針」（以下「ＣＰ」という。）も、ＤＰと同様に大学の理念・目的等の体系のなかに位置付けており、基本的な理念・目的等を実現するために必要な教育課程や授業の方法等を定めている。学士、修士及び博士課程にあっては、全学共通のＣＰを置いたうえで、各学部・学科、各研究科・専攻のＤＰの独自性や特色、専門分野の特性に基づき、これを実現するために必要な、学科・専攻を単位とした個別具体的なＣＰを定めている。

このような対応により、学修者の目標とすべき学修成果をＤＰに示すとともに、各学生がＣＰにより学修過程も具体的にイメージできるようにしている。

ＤＰ及びＣＰを含む３つの方針の策定・改廃は、全学的な教育方針の策定並びに教育施策及び教育課程の企画を行うことを設置目的のひとつとする「教育支援機構」による統括・支援により全学的に進める手続を担保している。この機構長は、副学長（教育担当）が務めており、学長の意を全学的な取り組みに反映させることを可能とする仕組みのひとつである。また、同機構会議には、図書館長や各学部からの選出者、同機構傘下のセンター長のほか事務職員（学務部長）も加わっており、多様な視点からの審議を可能とするよう工夫している。

また、本学において３つの方針の内容を確認する際には、「授与する学位に対して卒業・修了要件は妥当であるか」「学修成果とＤＰとは整合的であるか」「学修成果を得るためのＣＰは妥当であるか」「学修成果の測定状況に異常はないか」などの点を中心に検証する必要があると考えている。これらに対応するため、「３つの方針に関する要項」に具体的な手順

を定め、全学的に足並みを揃えた確認・見直しを毎年度の取り組みとして継続している。この要項は、中央教育審議会 大学教育部会が 2016 年３月に示した３つの方針の策定・運用に関するガイドラインをもとに、教育支援機構を中心に本学で必要な事項を定めたものである。このなかで、本学における「学修成果の評価に関する方針」（以下「アセスメント・ポリシー」という。）も規定し、ＤＰの達成状況を評価するために学生の学修成果の達成状況をさまざまな方法で検証するとしており、この対応は、学修成果のふさわしさを確認する機会となっている。対応内容の詳細は、本章 評価項目⑤で後述する。

３つの方針は、学生に対しては「履修の手引」等の配付物において明示するとともに新入生ガイダンスで詳細を説明しているほか、教職員に対しては同じく手引等を配付するほか会議結果を報告する際に情報共有を行っている。このほか、社会に対しては本学Ｗｅｂサイトに掲載し、本学の育成する人材像や、卒業・修了時に身につけている知識・技能・態度等を広く公表している。Ｗｅｂ上での説明にあたっては、建学の精神や人材育成に関する目的等の本学の理念・目的等の体系のなかでの位置付けが明確になるかたちで３つの方針を紹介することで、学外者であっても本学の考えを分かりやすく理解することができる工夫としている。

以上の取り組みにより、達成すべき学修成果を明確にし、教育・学修の基本的なあり方を示している。ただし、第２章 評価項目③で点検・評価した仕組みである「外部評価」において、３つの方針の内容見直しや学生への周知徹底について、2025 年度に指摘を受けたところである。これを踏まえ、本章 評価項目⑥で後述するとおり、学修者の観点からはなお改善の必要があるものと考えている。

評価項目②
学習成果の達成に繋がるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。
＜評価の視点＞
・学習成果の達成に繋がるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
　※　具体的な例
　　・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
　　・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
　　・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
　　・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学では、学修成果の達成に繋がるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成するため、本章 評価項目①で点検・評価したとおり、各学科・専攻を単位とする学位プログラムごとにＤＰ・ＣＰを定めている。各学科・専攻では、ＣＰを踏まえ、学修成果の達成に繋がるよう授業科目を開設し、教育課程を編成している。

本学のカバーする学問領域は広く、学科・専攻ごとに専門分野が異なるだけでなく、授与する学位にも違いがある。このことから、各学科・専攻が、各学問体系に適した運用ができるようにするため、教育課程の編成に関する全学的なガイドライン等は設けていない。ただ

し、それは、全学的な調整の不在を意味するのではない。学科・専攻単位のＤＰ・ＣＰを検討する際に前提とすべきものとして学部・研究科単位のＤＰ・ＣＰがあり、さらに、その前提としての全学のＤＰ・ＣＰも定めている。このような構造にするとともに、３つの方針の設定にあたっては、教育支援機構が全学的な統括・支援を行う体制とすることで、大学として必要と考える水準を確保しつつ、各学科・専攻の特色を活かせるようにしている。

教育課程を実際に編成するにあたっては、専門分野を無理なく学修できるよう、順次性に配慮している。学士課程を見てみると、全学のＣＰでは「一般教養科目」「基礎科目」及び「専門科目」の３種類を置くことで、授業科目を体系的に整理している。くわえて、授業科目ごとに必修・選択の別を設定することで個々の授業科目の教育課程における位置付けを分かりやすくしたり、標準履修学年の設定により学修の順次性を明確化したりしている。例えば、工学部 建築学科では、上記の３種類に基づき開講科目を整理するのはもちろん、教育課程を編成するうえで重要となる必修・選択の別や各学年における学修の特徴、学科の教育において重視している点などをＣＰで具体的に示すことで、学修者が４年間で学ぶことをイメージしやすくなるよう工夫しており、これは後述する科目系統図や科目ナンバリングで具体化している。大学院課程のＣＰでは、研究指導において必要不可欠な議論や発表、文献調査などを採り入れていることを示しているほか、専門科目だけでなく一般教養科目の履修により幅広く学識を深めることを明らかにしている。

なお、授業科目の開講は、数が多いほど学生のニーズに対応しやすくなるかもしれないが、資源の有効活用や、教育効果を考慮した適正な規模での開講も検討する必要がある。このため、学士課程に関するカリキュラムの点検・検証・見直しに繋がる学長室の施策として、毎年度の前期・後期の履修申告期間を終えた後、学士課程の全ての授業科目を対象に履修者数を調査し、各学部・学科に情報提供を行って次年度に向けた検討を行う際の論点とさせている。具体的には、２年間にわたり履修者数がそれぞれ５名未満の授業科目は次年度に開講しないことを原則として集計結果を報告し、各学部・学科における状況把握や次年度以降の検討に役立てさせている（卒業研究など一部の例外条件がある）。このように、ＩＲ情報も参照しながら、学生のニーズを踏まえつつも教育資源の有効活用に繋げる施策も採り入れ、各学位課程にふさわしい授業科目の開講に繋げている。

また、学生に適切な学修を促すため、教育課程の編成・実施に関係して授業日程の調整も重要事項である。教育支援機構では例年、あらかじめ定めた「授業日程作成基準」に基づき全学の授業日程を設定し、学生の学修時間を考慮した日程としている。審議にあたっては例年、２年度先の日程まで日程検討の対象とすることで、教員側の学会参加などに関する日程調整にも資する内容としており、これは本学の研究重視の姿勢が現われている部分であるといえる。なお、専門職大学院については、社会人学生を対象としていることから授業日程も特別の配慮を要するため、個別に設定することとしている。

上記の対応のほか、各学位課程にふさわしい授業科目を開設することについて検討するなかで、次のような教育プログラムを導入し、本学の学生としてふさわしい学修成果を得ることができるよう工夫している。

（Ａ）「新実力主義」教育プログラム

今の時代に即し、かつ次代に向けた実力主義に基づく学修の達成を意図して、2024 年

度から「『新実力主義』教育プログラム」を導入した。これは、第１章 評価項目①で点検・評価した「次代に向けた実力主義」の要素を踏まえて学生の資質や能力を育むため、次の４つの取り組みについて整備を行ったもので、「中期計画 2026」に掲げる「世界の未来を拓く人材育成のための『新実力主義』教育プログラムの確立」を実現したものである。

・科学に根差したＳＤＧｓやグローバル・コモンズ保全に関する教育の実施
・社会課題とイノベーション、デザインシンキング、システムシンキングに関する科目の開講
・創設者たちの思いを伝える自校教育と世界の未来のために率先して行動する気概・矜持の醸成
・領域横断型学修プログラムの開講

プログラムの内容は、各学部の「履修の手引」に掲載するとともに、紹介のためのＷｅｂページも用意し、学生への周知とともに社会への公表も行っている。プログラムの導入にあたっては、教育支援機構の下に検討のためのワーキンググループを置いて学部等への意見聴取や状況調査を行いながら準備を進め、運用開始後のプログラムの維持・管理にあたっても同機構が全学的な確認・調整を統括している。導入２年目となる 2025 年度も、学士課程の全ての学生が、４つの施策に関してそれぞれ１つ以上の授業科目を履修可能であることを確認しており、プログラムを全学的に適切に運用できている。

（Ｂ）データサイエンス教育プログラム

データサイエンスに対する近年の社会的な関心・期待の高まりに対応するため、学部・研究科横断型の「データサイエンス教育プログラム」を展開している。これは、学生の所属学部・研究科によらず取り組むことのできる教育プログラムであり、2019 年度の開始時点では学士課程を対象としたものであったが、その後、2024 年度には大学院課程まで一貫して学修できるよう、次のように４つのレベルを整備した。

・１　リテラシーレベル（学士課程／文部科学省「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」認定）
・２　応用基礎レベル（学士課程／文部科学省「数理・データサイエンス・ＡＩ教育プログラム認定制度（応用基礎レベル）」認定）
・３　専門基礎レベル（学士課程／本学オリジナル）
・４　専門レベル（大学院課程／本学オリジナル）

この構成は「データサイエンスセンター」を中心に内容を検討し、教育支援機構において制度の枠組みを構築したものである。文部科学省の認定を受けた教育内容と、本学が独自に用意した教育内容とを組合せて提供することで、学生の専門分野によらず、データサイエンスに関する知見を深めることができるように工夫している。2025 年度の学士課程在学生（１～６年生）においては、最も修了者の多いリテラシーレベルで 12,337 名の学生が修了し、その割合は 72.7%に上る。また、それぞれの修了要件を満たした学生には修了証を発行してきたが、2023 年度からは希望者を対象にレベル毎にオープンバッジ（獲得した知識やスキルを証明する国際技術標準規格のデジタル証明書）を発行しており、リテラシーレベルについて集計すると、2023～2024 年度末までに、のべ 6,734 名がオープンバッジを獲得した。この実績は、本学が学生や社会のニーズを見据え、必要な授業科目を開講している証左の一つといえる。

これらのほか、教育課程の編成・実施にあたって大学全体としての調整・整備を要する事項は教育支援機構を中心に検討を行っており、具体例として、次に掲げる３つの対応を挙げることができる。なお、これらは重要事項であるため、教育支援機構の検討を経て「教育研究会議」に提出し、その承認をもって最終決定している。

（１）「大学設置基準」の改正に伴う対応

「大学設置基準」の 2022 年度改正において、１単位に必要な授業時間数について、授業方法別に基準を定めた規定が廃止され、さまざまな授業方法を柔軟に組み合わせた授業科目の設定も可能となった。これを踏まえ、大学として授業時間数に関する見直しを行うこととし、教育支援機構を中心に検討した結果、従前の定義に必要な調整を施したうえで、学則等の関係規程を改正した。また、本学において 2025 年度から基幹教員制度を導入することに向け、2023 年度には「主要授業科目」を定義した。「大学設置基準」への段階的な適応を主目的とした対応であるが、学内での受け止めも重要であることから、教育支援機構を中心に、学生・教職員にとって理解しやすいものとなるよう検討した。その結果はＷｅｂサイトに掲載し、社会に対しても公表している。

（２）ＴＵＳくさび形教養教育カリキュラムの導入

2022 年度から、本学の学士課程における新たな一般教養教育のかたちとして「ＴＵＳくさび形教養教育カリキュラム」を開始した。このカリキュラムでは、５つの科目群への分類、科目のＡ～Ｄのカテゴリーへの振り分け、３年生以上で４単位以上を修得することによる段階的・継続的な一般教養科目の履修による専門知以外の知的視野の獲得、という要件を定めている。従来の一般教養科目の配置を抜本的に見直し、学生が自らの専門教育と専門的営みを相対化しながら、知性や感情、理解と共感を核とした人格を形成し、市民として協動的諸活動に携わる資質の向上、生涯にわたる学修態度に繋がる興味・関心の芽を育むことを目指している。

なお、教育支援機構が中心となって検討を進めたのは制度の導入・枠組みの構築に関することである。その後の実運用は、教養教育に関する全学的な組織として 2021 年４月に新設した「教養教育研究院」（以下「教養院」という。）が担当しており、各キャンパスで共通して設置する授業科目、キャンパスごとに独自に開講する授業科目なども用意し、多彩な内容を学生に提供している。科目の改廃など教育課程の調整にあたっては、毎年度９月までに、「教養院」教授総会において「ＴＵＳくさび形教養教育カリキュラム」の体系等に留意しながら審議することとしている。また、「教養院」での審議結果は各学部の教授総会等でも審議することとしており、このフローを通じ、カリキュラムの体系維持に加え、各学部の教育課程の編成において一般教養科目が適切に位置づけられるよう取り組んでいる。このように、各組織が、その役割に応じて適切に分担しながら対応することで、本学において教学マネジメントが機能するよう意図している。

（３）大学院教養の再検討

本学では 2018 年度に、専門職学位課程を除く大学院課程において、一般教養科目の履修・修得を必須化（以下「大学院教養」という。）した。この制度のもとで修士課程、博士後期課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程の全てから修了した学生の出るタイミングに合わせ、2022～2023 年度に、制度そのものに関する検証を行った。教育支援機構のも

とに検討のためのワーキンググループを置き、大学院課程におけるコースワーク及びリサーチワークのバランスを考慮しながら、「教養教育の目標」に関する根本的な部分から具体的な修得単位数に関する事項まで、幅広い論点を取り扱った。その結果を踏まえ、制度の大枠は維持しつつも、「教養教育の目標」に大学院教養に関する文言を追記したほか、修得単位数や履修条件などの調整も行ったうえで、2024 年度から運用している。

各学科・専攻の教育課程を編成する際の考え方は、上記のとおりＣＰに示しており、授業科目や教育課程の適切性の検証も行っている。しかし、学生の学修効果を高めるためには、ガイダンス等で３つの方針の解説を行うだけでは不足であり、「学びの過程」を更に明確化するための道具が必要である。そこで本学では、各授業科目のシラバスにおいて順次性を明示することとしている。具体的には、全学共通の各授業科目の書式に「履修上の注意」欄を設け、「当該科目を履修するための条件（前もって修得しておかなければならない科目等）」や「履修にあたって必要となる知識、能力など」を記すことで、学修の順次性を分かりやすく示している。

また、本学は創立以来、質の高い中学・高等学校教員を輩出し続けている。本学で教育を受けた多くの卒業生が中学・高等学校の教員として教壇に立ち、我が国における科学技術のこれからを担う若者の育成と裾野拡大に努めている。これは、建学の精神「理学の普及を以て国運発展の基礎とする」を体現しているものといえ、人材養成に関する目的やＣＰに教育者の養成を具体的に掲げる学科もある。このように、教員養成は、今日に至るまで本学の伝統として引継がれており、その時々の「教育基本法」や「学習指導要領」をはじめ、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など我が国を取巻くさまざまな状況の変化に対応しつつ、高度な専門教育を基盤にした教科に関する専門知識、学校現場で活かすことができる授業実践力、多様な問題に対応できる生徒指導力、教員としての職業モラルと職務遂行能力等を有する質の高い教員を育成している。

その実行組織として、教育支援機構の下に「教職教育センター」を設置しており、教員養成に係る方針策定や教育研究、教職課程の検証とそれを受けたカリキュラムの改善・策定等を行っている。近年では、これからの教員に求められる資質としてアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ＩＣＴの活用など新たな課題に対応できる力量を向上させ、教員として就業した後に担当する授業等においてアクティブ・ラーニングを展開できる手法を身につけるための教室、中学・高等学校の理科実験室を模した実験室において実験を教授する実践力を磨く理科実験室等、ハード面の環境を整えている。ソフト面では、教職課程の趣旨に沿った授業内容を堅実に行うこととともに、教育の最新事情に関する講義や外部講師による講話を聞く機会を設けている。いずれも、教育に関する実践力を磨き、教員としての質を向上させるための取り組みである。

教員として更に専門性を高めたいという志のある学生は、理学研究科 科学教育専攻に進学している。同専攻では、大学院レベルの専門科目と教育科目と両方の高度な専門能力を持ち合わせ、理数教科の学力向上等に対応できる実践的課題解決力とティーチング・スキルを備えた教員となれる人材を育成するほか、高度専門職業人として学校教育現場のみならず、一般市民等を含むより幅広い人々を対象とする科学的知識・技能の教育・普及・啓発活動の推進という、いわゆる「科学教育」に貢献する能力を養成している。

以上の取り組みにより、学修成果の達成に繋がるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

評価項目③
課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。
＜評価の視点＞
・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。
　※　具体的な例
　　・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
　　・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
　　・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
　　・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。
・学位授与の方針に定める学生のグローバル化に対応する教育を推進しているか。

各学科・専攻のＣＰには、講義のほかに実験・実習、演習等を組み合せることで知識を深化させていくこと等を定めており、学修成果を達成するため、さまざまな方法を用いることを明らかにしている。これに基づき、学科・専攻ごとに開講する授業科目や授業の方法を検討したうえで授業科目一覧表やシラバスを作成していることから、開講する各授業科目とＤＰ・ＣＰとは整合的である。

各授業科目の、講義・演習等の授業の方法や、対面・オンライン等の授業の形態は、それぞれシラバスに専用の項目を設けて学生に明示するとともに、全ての授業科目を対象として実施比率を集計し教育支援機構を中心に状況確認を行っている。また、上記のＣＰに基づき授業を行っていることから、本学ではアクティブ・ラーニングを積極的に採用しているといえる。本学においてアクティブ・ラーニングを導入している授業科目とは、「課題に対する作文」「小テストの実施」「ディベート・ディスカッション」「グループワーク」「プレゼンテーション」「反転授業」「ＰＢＬ（課題解決型学習）」「フィールドワーク」「実験」「実習」を組み入れているものを指す。このような要素の有無もシラバスで学生に周知しており、これを基に 2025 年度のアクティブ・ラーニング導入率を集計した結果、59.49%（全学部の授業科目を対象に集計）であった。

開講した各授業科目は、方針どおりに運用できており、ＤＰに定める学修成果の獲得に繋がっている。それは、次に掲げる事項の検証結果に基づいて確認することができ、具体的な検証内容や手続は本章 評価項目⑤で後述する。

（１）学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）による検証

ＤＰの達成状況及びＣＰの適切性を評価するため、学生の学修成果の達成状況をさまざまな方法で検証することとし、それをアセスメント・ポリシーに集約している。そこでは、「大学・大学院」「学部・学科、研究科・専攻」及び「授業科目」の３つのレベルを設定し、それぞれのレベルにおいて検証に用いる指標や材料のほか検証方法も定めている。これに基づく検証の結果、いずれの学科・専攻においても、学生が学修成果をおおむね達成できていることを確認している。

（２）成績評価結果の分布

授業運営や学修支援の結果、特に成績評価結果の適切性を確認するため、教育支援機構の取り組みとして、学士課程の授業科目を対象に、授業科目ごと（卒業研究や少人数科目を除く。）の成績の分布を集計し、教職員だけでなく学生も参照できるようにしている（取り組みの概要は本章 評価項目④で後述）。

（３）授業改善のためのアンケート

このアンケートの実施目的は、各学部・学科及び各研究科・専攻のＣＰに基づき立てた授業計画（Plan）の実施（Do）状況について、アンケート調査により学生からの意見を聴取し、その意見をもとに点検・分析（Check）を行い、今後の授業改善に取り組む（Act）ことで組織的なＰＤＣＡサイクルを確立し、教育の充実を図ることである（アンケートの実施概要は本章 評価項目⑤で後述）。この結果を用いて、授業科目が方針どおりに運用できているか、履修者が各授業科目の目標に到達したかどうかを、次に掲げる設問により確認している（集計結果は学部及び研究科の合計）。

〇１．この授業は、シラバスに記載された目的に沿って行われていましたか。

・2024 年度前期（回答数 35,192 件）：大いにそう思う 56.8%、そう思う 40.4%

・2024 年度後期（回答数 31,446 件）：大いにそう思う 56.2%、そう思う 40.7%

〇５．あなたはこの授業のシラバスに記載された到達目標に到達できたと思いますか。

・2024 年度前期（回答数 35,192 件）：大いにそう思う 46.1%、そう思う 46.3%

・2024 年度後期（回答数 31,446 件）：大いにそう思う 38.9%、そう思う 51.1%

以上のとおり、「大いにそう思う＋そう思う」の合計値が 90%に至っていることから、全学的な傾向としては問題ないといえる。各学部・研究科では、学部学科・研究科専攻を単位とした集計結果や授業科目ごとの個別結果も確認しており、それらを用いて更に詳細に適切性の検証を行っている。

本学では、通学制の大学であることを前提に、授業の実施は対面を基本としている。ただし、各授業科目の目的・到達目標・内容・方法等を考慮したうえで、対面授業のほか「ハイフレックス型授業」「ブレンド型授業」「オンライン授業（同期・非同期）」等のＩＣＴを利用した効果的・効率的な方法を用いることも可能としている。そして、本学において遠隔授業とは、オンライン授業（ハイフレックス型で行う授業回を含む。）を、全授業回数のうち半数を超える授業回（半期であれば 15 回中８回以上）において実施する授業科目であると定義し、その実施にあたっては、文部科学省「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン」を踏まえて本学で定めた「東京理科大学における授業の実施方針」において、基準となる考え方や、遠隔授業を用いる場合の詳細を定めている。

各授業科目における遠隔授業の導入有無は、全学共通のシラバス書式において示すこと

としており、その実施比率は例年、全授業科目のシラバスから集計し、教育支援機構を中心に状況を確認している。また、適した授業科目に用いられているか、効果的な授業となるような工夫を講じ期待された効果が得られているか等の確認については、次のような取り組みを行っている。

（Ａ）事前審査

本学において遠隔授業科目の条件に該当するものは、開講にあたって事前審査を行うこととしている。2025 年度開講授業については 2024 年９月に、教育支援機構長から各学部長、研究科長、教養教育研究院長、教職教育センター長及びデータサイエンスセンター長宛てに、対象科目の有無を事前に申し出るよう依頼した。申し出のあった授業科目は、その概要を事前に審査することで、事前に授業の質が担保できるようにしている。

（Ｂ）効果検証

まず、文部科学省「大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドライン」及び本学「2023 年度以降の授業実施方法等について」に基づき、「遠隔授業のチェック項目」を定めている。これにより、授業担当教員自身でも点検できる体制を整備しており、これは、2024 年度開講授業から運用している。

このほか、全学部・研究科の遠隔授業科目に該当する授業科目を対象として、次のとおり検証を行っている。

〇項目：対面授業に相当する教育効果が得られたか／期待された効果が得られたか／他の授業実施方法と同等以上に効果的・効率的な方法であったか

〇材料：シラバス、履修者数・単位修得状況・成績分布、授業改善のためのアンケート結果

2024 年度の授業科目については、前期開講分は 2024 年９月に、後期開講分は 2025 年４月に、教育支援機構から該当の授業科目を開講した主体である学部等に宛てて、それぞれ検証の実施を依頼した。

学生が意欲的かつ効果的に学修するための指導や支援は、次のような取組みにより対応している。

（ａ）習熟度に応じたクラス分け

主に学士課程の「基礎科目」及び一般教養科目の「英語科目」において、習熟度別のクラスを編成している。例えば、経営学部では、入学時に実施する学習到達度測定ＷＥＢテスト（テストの概要は本章 評価項目⑤で後述）の結果に基づき、数学系科目について習熟度別の少人数クラスを編成し、基礎学力の定着と効率的な学修を図っている。これにより、到達度の差が生じやすい科目においても、学生の理解度に応じたきめ細かな指導が可能となっている。

（ｂ）単位の実質化のための履修単位数の上限措置

学生の学修時間を確保し単位の実質化を図る取組みとして、各学部において当該年度に履修することができる単位数の上限を 49 単位（薬学部薬学科にあっては「薬剤師法」に定められた薬剤師国家試験の受験資格を得るため 60 単位）に設定しており、「東京理科大学履修等に関する規程」（以下「履修等に関する規程」という。）に規定している。

履修することができる単位数の上限措置の緩和については、2019 年度から「ＣＡＰ制

に関わる基準」を制定・運用している。同基準に基づいて「履修等に関する規程」を改正しており、次に掲げるとおり全ての学部で運用を統一している。

〇成績優秀者を対象とした上限以上の履修許可

所定の単位を優れた成績（当該学生が申し出た前学期までの累積ＧＰＡが 3.5 以上）をもって修得した場合に、年間６単位以内で上限以上の履修を許可することができる。

〇学部長等の判断による上限以上の履修許可（やむを得ない事由による例外）

上記成績優秀者のほか、事故等やむを得ない事由であると学長が判断した場合に、学則第 11 条に定める学修時間を確保できる場合に限り（単位の実質化を図る取り組みとして機能している場合に限り）上限以上の履修を許可する場合がある。

〇当該年度に履修することができる単位数から除外する授業科目

「当該学期における学修時間に影響を及ぼさない授業科目」及び「卒業所要単位数に算入しない授業科目（教職科目等）」を当該年度に履修することができる単位数の上限から除外する。

なお、卒業所要単位数に算入しない授業科目としている教職課程に係る科目については、履修科目の順次性・体系性を担保しつつ、単一年度に履修科目が集中しないよう教育課程を編成すること、教職課程を担当する教員のオフィスアワーをガイダンス等で周知し、その活用によって学生の授業時間外学修を促進すること、教育支援システムＬＥＴＵＳ（以下「ＬＥＴＵＳ」という。）を通じて予習・復習を課すこと等により、単位の実質化に取り組んでいる。

また、専門職大学院を含む大学院課程においても、一部の研究科において当該年度に履修することができる単位数の上限を設定しており、その内容は「大学院要覧」等で学生に明示している。

（ｃ）シラバスの活用

学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学修を進める一助とするため、ＤＸセンターにおいて全学的な「シラバス作成要項」を定め、各項目の設定意図や記入すべき内容を明確化している。特に、学士課程に関するシラバスには「卒業認定・学位授与の方針との関係」という項目を設け、学生がＤＰに定める能力の伸長度合いを自己評価するための指標となる「ＴＵＳルーブリック」及びＤＰに定める能力と当該授業科目との関連性を示す「評価項目と科目の対応一覧」の解説を行うＷｅｂページに誘導し、理解を深めさせることに役立てている。授業外学習に資する事項も「準備学習・復習」の項目を設け、同要項の指示を標準として各教員が学修内容を指示している。上記のような項目を含んでいることから、シラバスは、学生が主体的に学修を進めるための重要ツールであるといえ、その質を高めることは学修支援のために必要不可欠である。このことから本学では、シラバスの適切な運用を可能とするために同要項を用いた「シラバスＦＤ」の機会を設けている（シラバスＦＤの実施概要は第６章 評価項目③で後述）。さらに、各シラバスを公開する前には、学科・専攻を単位として教員相互の「シラバス点検」も行っており、質向上に努めている。なお、同要項は毎年度、ＤＸセンターでの審議を経て定めており、記載項目の要否（増減）や、項目ごとの記載方法等について検討を行っており、時宜にかなった修正や改善に対応していることから、適切に運用できている。

（ｄ）履修指導・学修指導

まずは、新入生を対象にした年度初めの各種ガイダンスを行っている。ここでは、学士課程又は大学院課程における学修の心構えや、学科・専攻ごとのカリキュラムの特色などを説明するだけでなく、ＤＰやＣＰを解説する時間も設け、今後どのような学修を経て実力を身につけていくかをイメージさせている。

このほか、集団的なガイダンスではない指導に関し、全学的な取組みとして、①「学修状況アンケート」を用いた状況把握・指導、②１年次の学生を対象とした「担任制」の運用、③ 退学者・原級者を減少させるための「面談」が必要な学生の条件検討、④ 各学部で実施する勉学勧告・退学勧告の基準検討、の４点を挙げることができる。

①「学修状況アンケート」を用いた状況把握・指導

これは、学生一人ひとりの学修や心身の不安等を早期に収集・把握し、必要に応じた支援を行うことを目的としたもので、年に３回、学士課程及び大学院課程の全ての学生を対象に実施している。2021 年度から開始した取組みであり、2024 年度にはのべ 57 名の学生に対する個別支援・指導のきっかけとして機能している。

② １年次の学生を対象とした「担任制」の運用

次項③とも密接に関連する学士課程に関する取り組みであるが、教育支援機構の統括のもと、全ての学科において、１年次生を対象とした「担任制」を運用している。学科所属の教員が、履修に関する質問を受け付けたり、成績・生活面の相談窓口となったりする取り組みである。特に、薬学部においては、きめ細かな指導を行うことに長く取り組んでおり、１年次生だけでなく研究室配属前の２～３年次生も含める発展的な運用を、独自に続けている。

③ 退学者・原級者を減少させるための「面談」が必要な学生の条件検討

学士課程１年次生を対象として、退学者・原級者を減少させるための「面談」が必要な学生の条件を設定している。各学科は、この条件設定に基づいて抽出を行い、「前期・成績不振者」及び「後期・低出席率者」に該当する者を対象に面談を実施している。

なお、学生進級率や進級条件が学科ごとに特徴的であることを踏まえ、条件設定は学科単位としており、これによって実情に応じた運用、学生の抽出ができるようにしている。条件設定は、教育支援機構が年度ごとに見直しの有無を全学的に調査していることから、各学科で定期的な確認・調整を行うことができる仕組みとなっている。

④ 各学部で実施する勉学勧告・退学勧告の基準検討

これらの勧告は、本学において次のように定義しており、各学部は、これに関する条件設定に基づいて学生に対する勧告するとともに、必要な指導も行っている。

・勉学勧告：「各学部が定める基準」に該当する学生に対して、勉学に努めるよう勧告することで、標準修業年限（又は同年限に近い年数）で卒業できるよう指導を行うもの。

・退学勧告：学則第３条及び第 30 条の２第１項第１号又は同第５号に基づき除籍対象者に名前が挙がった学生に対して、退学を勧告することで、新たな進路等の指導を行うもの。

この定義は、2021 年度に教育支援機構が中心となって整理を行ったものである。教育支援機構では、その後も全学の状況を把握することに努めており、毎年度の調査を行って

いる。各学部は、変更の有無や変更内容を回答しており、教育支援機構の統括の下で全ての学部が時宜を逸することなく調整を行うことができる仕組みとなっている。

なお、学生向けの説明・指導に役立てるため、次に掲げる３つのツールも学科・専攻ごとに作成している。

❶科目系統図
❷履修モデル
❸科目ナンバリング

（ｅ）大学院課程における研究指導

修士課程、博士後期課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程においては、学位論文の作成等に対する指導（研究指導）が各課程の修了要件となっていることから、各研究科・専攻のＣＰを踏まえ、「研究指導概要」「研究指導計画書」に基づく研究指導を行っている。「研究指導概要」は、研究科及び専攻を単位として研究指導の方法やスケジュールの概要を全学統一の様式で明示したものであり、同概要に基づき学生一人ひとりの「研究指導計画書」を作成する体制を担保することで、大学院課程における研究指導の更なる明確化及び質の向上を図ることを目的としている。これらは、「大学院要覧」において学生に明示するとともに、本学Ｗｅｂサイトでも公表している。

「研究指導計画書」は、「研究指導概要」をもとに各学生に対して１年間の研究指導の方法、内容、計画等を明示するため年度ごとに作成するもので、同計画書に基づき学生一人ひとりの研究題目に応じた綿密な研究指導を実現し、投稿論文・学位論文の質の保証及び向上に資することを目的としている。同計画書は、「研究指導計画書に関する取扱要項」に基づき、当該年度の研究に着手する前に、研究指導教員と学生双方とが打合せのうえで研究指導計画・研究計画を記入し、研究科長に報告することとしている。「研究指導計画書」の様式は、原則として全学統一としているが、研究科の方針や状況も踏まえて統一様式に準じたものを使用することも認めており、柔軟に運用している。

また、研究指導教員以外に学生が研究活動に係る事項について相談することが可能な教員として、アドバイザー教員を学生１人につき１人以上配置することとしている。アドバイザー教員は、研究指導教員又は研究指導補助教員から選出することとしており、これを配置することで多面的な研究指導を実現している。

（ｆ）学生の理解度・達成度の確認

主に「授業改善のためのアンケート」により、学生側の理解度、満足度等を、教員側の授業運営の適切性や改善課題等を網羅的に確認している。なお、設問には、学生の学修姿勢や行動を問うもののほか自由記述欄も組み込んでおり、多様性を踏まえた対応や適切な指導等に繋げやすい資料となるよう工夫している。

（ｇ）学習相談室の設置

ＤＸセンターでは、学修上の疑問や不安を相談できる「学習相談室」を、神楽坂・野田・葛飾の各キャンパスに設置している。主に学士課程の新入生を対象に、先輩学生が基礎科目の学修をサポートすることを意図して運用している。開室時間帯には、ＤＸセンターが用意する研修を受けてＥＳ(Educational Supporter)となった先輩学生が室内に常駐し、大学での学修において基礎となる数学、物理、化学及び生物の各科目について、学修方法に関するアドバイスや、学修のなかで生じた疑問に対するアドバイスを行っている。また、

授業を受けて不明だった点に関する相談も受け付けており、これによりフォローアップ体制を高めている。このほか、学習相談室の運営にあたってはＥＳに対する支援も必要であることから、キャンパスごと、科目ごとに担当教員を割り振り、ＥＳからの業務報告を確認したり相談に乗ったりするほか、ＥＳの選抜・面接等にもあたっている。

以上の取り組みにより、課程修了時に求められる学修成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっており、また、学生が学修を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っている。

評価項目④
成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

成績評価及び単位認定は、次に掲げる取り組みにより客観的かつ厳格で、公正、公平に実施している。

（１）「成績評価基準」の制定

成績評価の厳格化や標準化を実現すること、また、学生に対して成績評価における公平性や信頼性を確保し計画的な学修を奨励すること等に資するため、「履修等に関する規程」において「東京理科大学成績評価基準」を定めている。本学で開講する学士課程・大学院課程の授業科目は、全てこの基準に基づき成績評価を行うこととしており、公正性・公平性を担保することに繋がっている。

（２）「成績評価の方針」の制定

教員間の共通理解のもとで組織的に成績評価の厳格化・標準化を実現すること、学生に対して成績評価における信頼性や公平性を確保することを目的に策定している。これに関連し、成績評価結果の適切性を確認するため、教育支援機構が、学士課程の授業科目を対象に成績分布を集計している（卒業研究や少人数科目を除く。）。Ｓ評価が 80％以上又はＤ評価が 30％以上、すなわち成績の分布の偏りが著しい授業科目の授業担当教員に対してヒアリングを行っており、これによって結果の妥当性に関するチェックを習慣化し、各授業担当教員の成績評価が恣意的なものとならないよう組織的に確認できるよう工夫していることから、適切に現状の確認及び検証を行うことができている。なお、2024 年度の授業科目では、前期開講：51 件、後期開講：59 件がヒアリング対象となり、学生の学修意欲に起因して到達レベルにばらつきが生じた等の事情を確認した。

（３）学生に対する成績評価割合の開示

前項で挙げた教育支援機構による成績評価割合の集計結果は、教職員だけでなく学生

も参照できるようにしている。これは、「同一科目名称で担当教員が異なる授業」「クラス分け科目で担当教員が異なる授業」等において生じていた成績評価の差異を解消し、各学部・学科における組織的な成績評価を更に推進すすることを目的とした取り組みで、2018年度から開始・継続している。

（４）オンライン授業に係る成績評価の方針等の検討

成績評価方法も含めた、ポスト・コロナを見据えた大学教育の在り方について、2024年度も引き続き検討を行った。これは、学士課程も大学院課程も射程に収めた検討であり、大学が推奨する教育モデル例を明文化するとともに、オンライン授業に係る成績評価の方針等だけでなく、これまで本学が推奨してきた取り組み・手法等をとりまとめて分かりやすく示す方向性としている。2025 年度にＤＸセンターで検討を行い、その後、全学的に周知することを予定している。

成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む。）は、次の対応により、学生に明示している。これらは、成績評価や単位認定に関する適切性の担保の一助となっている。

（Ａ）基準の明示

「東京理科大学成績評価基準」を定め、「学修簿」「履修の手引」等の配付物で学生に周知するとともに、シラバスにおいて授業科目ごとの成績評価基準を明示している。

（Ｂ）手続の明示

学生は、通知された学修成果の評価結果のうち、不合格又は評価不能と判定された科目の評価結果に疑義がある場合、「履修等に関する規程」に基づき成績評価の再調査を申し出ることができる。具体的な手続や対応日程は学部・研究科ごとに定めており、その内容は「履修の手引」等の配付物や学生ポータルでの適時の掲示により学生に周知している。

既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定に関する事項は、学則及び「履修等に関する規程」に定めている。これらに基づき、各学部・研究科において更に詳細な条件を設ける場合があり、例えば理学部第一部では、「理学部第一部新入生の既修得単位の認定に関する取扱要項」「理学部第一部再入学、転学部及び転学科学生の既修得単位の認定に関する取扱要項」及び「理学部第一部編入生の既修得単位の認定に関する取扱要項」を定め、恣意性を排除し厳格に運用している。

学生に対しては、全学部・研究科の「履修の手引」において、教育上有益と認める場合に限り、本学入学前に修得した単位を本学で修得した単位として認定することができる旨を明示している。語学検定試験による単位授与等も含め、諸規程や周知内容と齟齬がないよう運用するとともに、学部・研究科ごとの詳細な条件も周知するなど、学生が不利益を被ることがないよう公平性を担保している。

学位授与に関する手続及び体制の明確さ、ＤＰに則した学位授与について、本学では、各学部・研究科において実施する各種審査の結果を踏まえ、学部長・研究科長が学長宛てに当該学生に対する学位の授与を上申し、「教育研究会議」の議を経て学長が授与している。このような手続や責任体制は、学則や「東京理科大学学位規則」をはじめとする諸規程に定めて厳格に運用している。なお、ＤＰに掲げる学修成果の把握・評価に関する事項は、本章 評価項目⑤で後述するとおり「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」に

示し、それを踏まえて運用している。

学士課程においては、各学部・学科の掲げる教育目標に沿って編成された授業科目を履修し、所定の単位を修得することにより、ＤＰの資質と能力を身につけた人材に対して卒業を認め、学位を授与している。

修士課程においては、学位授与にあたり、所定の単位の修得に加え、学位論文又は特定研究の成果の審査に合格することを要するものとしている。これらの審査においては、各研究科・専攻のＤＰに基づく「修士課程の学位論文審査基準」（特定研究の成果の審査基準を含む。）を定め、これに基づき厳格な手続をもって審査している。

博士後期課程及び薬学研究科博士課程においては、学位の授与にあたり、所定の単位の修得に加え、学位論文の審査に合格することを要するものとしている。この学位論文の審査においては、学問系統ごとに求められる知識・能力・研究業績等が異なることから、それごとに統一した基準で学位論文審査を行えるよう「『学系（分野）』ごとの学位（博士）論文審査基準」及び「学位（博士）審査に関する要項」を定め、厳格な運用を行っている。「学位（博士）論文審査基準」では「博士学位にふさわしい学力確認の基準（学位論文の内容に係る審査条件）」の項目において、論文の内容及び関連分野についての口頭試問等を課すことを定めており、各研究科・専攻のＤＰに基づき、申請者が高度で深い専門的学識と自律的研究能力を有しているか否かの審査も行うこととしている。なお、研究指導に関する単位の修得も修了要件とすることで、学位論文だけでは測ることのできない学修成果を確認することができている。

専門職学位課程（経営学研究科 技術経営専攻）においては、学位の授与にあたり、所定の単位の修得を要するものとしている。当該専攻では、学位授与にあたって学位論文審査を必須としていないが、必修科目である演習科目「ゼミナール１～４」において最終成果物（グラデュエーションペーパー）の提出を必須としており、これによってＤＰの資質と能力の有無を審査している。最終成果物の審査基準に関しては、ガイダンスを開催して全学生へ説明するとともに「ＬＥＴＵＳ」を通じて周知している。

大学院課程の「学位論文審査基準」は、いずれも学生への配付物である「大学院要覧」や本学Ｗｅｂサイトにおいて公表している。また、「学位（博士）申請要項」は英語版も作成しており、多様な学生からの申請に対応できるようにしている。なお、学位論文審査基準は、年度ごとに見直しの機会を設けて適時の調整を行える体制としており、特に博士後期課程及び薬学研究科博士課程に関しては、課程博士・論文博士の種別ごとに「主論文を構成する論文の条件」や「学力確認の基準」等を記載し年度ごとに検証することで、学位審査及び修了認定の客観性や厳格性を確保している。

評価項目⑤
学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。
＜評価の視点＞
・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

次に掲げる取り組みを着実に実行していることから、ＤＰに明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているといえる。

（１）学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）

アセスメント・ポリシーでは、「大学・大学院」「学部・学科、研究科・専攻」及び「授業科目」の３つのレベルを設定し、それぞれのレベルにおいて検証に用いる指標や材料を設定している。例えば、「卒業（修了）率」は大学・大学院レベルで、「進級率」は学部レベルで、「授業改善のためのアンケート」は授業科目レベルで、それぞれ改善検討の材料として用いている。

アセスメント・ポリシーに掲げる各指標は、「教学マネジメント指針」において「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」として取り上げられている項目を取り入れるなど、学修成果に関する情報としては標準的で、適切である。ただし、各指標から読み取ることのできる内容とＤＰに示した学修成果とを対照した結果、これらだけでは学修成果を十分に把握･評価できない場面が生じることが分かっている。このため、学士課程にあっては「ＴＵＳルーブリックと学修ポートフォリオ」を、大学院課程にあっては「論文等審査及び研究指導」を、さらには両課程で外部アセスメントテスト等を、それぞれ後述のとおり活用することで、更に詳細な把握・評価を可能としている。

把握・評価した学修成果を活用することについて、その目的は、ＤＰ及びＣＰの適切性を評価するために用いることをアセスメント・ポリシーに明記している。このため、本学のアセスメント・ポリシーでは、用いる指標だけでなく、各指標の検証時期や対象とする学年、結果の活用方法まで含めて網羅的に整理している。これにより対応内容の明確化を達成するとともに、全学で足並みを揃えて検証作業を進めることができる土台作りとしている。上述の「卒業（修了）率」を例にすると、前年度に卒業・修了した学生のデータに基づき検証を行うことを定め、その結果は「ＤＰの見直し」「ＣＰの見直し」「カリキュラムの見直し」「修学支援の見直し」に活用することとしている。

なお、アセスメント・ポリシーに掲げる内容は、現状、本学で取り組んでいる学修成果の把握・評価の方法を網羅しているとはいえない。各取り組みを総合的・一体的に運用できるようにするため、ひいては学生の学修成果を明確化するためには、さらなる改善が必要と判断している。

（２）単位修得（成績評価）に関する到達目標や評価方法の具体化

学修成果の把握・評価にあたっては、授業科目の履修・単位修得という学生の学修活動が基本であるとの考えに基づき、それを明確にするよう取り組んでいる。具体的には、シラバスにおいて到達目標や成績評価方法、学修成果の評価に関して説明する欄を設けている。さらに、学士課程においては、当該授業科目がＤＰとどのように関係するのかを確認できるよう設定しており、評価にあたっての指標や方法を明確化している。なお、シラバス作成にあたっては、ＤＸセンターが毎年度「シラバス作成要項」を作成・周知することで、全学的に記載すべき内容・水準の整理を行っているほか、各部局において公開前の

相互確認を行うことを指示するなど、全学の教学施策を検討する中核的な機関による教学マネジメントを機能させている。

成績評価結果の適切性を確認するため、本章 評価項目③でも点検・評価したとおり、教育支援機構の取り組みとして、各授業科目の成績分布を集計している。これを活用して結果の妥当性に関するチェックを習慣化し、各授業担当教員の成績評価が恣意的なものとならないよう、組織的な確認を行っている。

（３）ＴＵＳルーブリックと学修ポートフォリオ

学生の成長を「見える化」することを目的に、学士課程において「学修ポートフォリオシステム」を導入している。具体的には、「何を目標に」「自分は今どの（何の）実力を身につけたのか」「目標を達成するまでにどこまで到達しているのか」を学期ごとに蓄積させることで、「過去の自分」との比較・自己評価・客観評価を行い、「いま何をすべきか」「どのようにやるのか」を自分自身で把握し、次の行動に移すためのツールとすることを目的にしている。

本学の「学修ポートフォリオシステム」は、2014 年度に本学が文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択され独自にシステムを構築したところから始まり、すでに 10 年以上の歴史を有している。システムは、当初から「ＴＵＳルーブリック」及び「学修ポートフォリオ」により構成しており、当初は「ＬＥＴＵＳ」上で運用していたが、現在は「ＣＬＡＳＳ」に移行・統合した２代目である。

「ＴＵＳルーブリック」は、卒業までに修得することが期待される「知識・技能・態度（評価項目）」と「達成度」とを記した一覧表である。ルーブリックの各評価項目は、縦軸に各学科のＤＰを分かりやすく分解した形式で示しており、横軸に達成レベルを０～３までの 0.5 刻みで表示している。また、各評価項目と授業科目との対応関係は「評価項目と授業科目の対応一覧」のとおり整理し、学生に明示している。この表には、各授業科目で修得することが期待される評価項目を記しており、ここに示す対応関係に基づき「学修ポートフォリオシステム」のレーダーチャートが動作する仕組みとなっている。なお、「ＴＵＳルーブリック」の達成度には自己評価と客観評価と２つがあり、自己評価レーダーチャートは、学生自身が入学時から当該学期までの達成度を入力した内容を可視化するもの、客観評価レーダーチャートは、学生が修得した単位、成績等から自動算出した内容を可視化するものである。

上記を踏まえ、「学修ポートフォリオシステム」を活用することの学生にとってのメリットは、次のとおり挙げることができる。

・評価項目と科目の対応一覧により、ＤＰと各授業科目の関連性を把握することができる。また、対応一覧を踏まえた履修計画を行うことで、目標に沿った受講科目の選択を実現することができる。
・客観評価レーダーチャートにより、単位修得によりＤＰに定める知識・技能・態度の達成度を把握することができる。
・自己評価レーダーチャートと客観評価レーダーチャートとを比較することで、「何を学び、何が身につき、何が身についていないか」等について、視覚的に確認することができる。

レーダーチャートの挙動は継続的に点検しており、2021 年度には、当初計画にない集計結果が現れる事例があることを「教育開発センター」（現・ＤＸセンター）として把握した。原因究明に努めた結果、評価項目と授業科目の対応一覧に不備があった場合だけでなく、「学修ポートフォリオシステム」の仕組みに照らしたとき、そもそも寄与度の設定方法・考え方にも原因がある場合があった。改善の必要性を把握したため、翌 2022 年度にＤＸセンターから「学修ポートフォリオシステム登録内容検討ガイドライン」を周知した。くわえて、実際の登録作業を担当する関係事務局に対し、同ガイドラインの説明及び改善方法に関する打合せ会を個別開催し、同ガイドラインの総論だけでなく、それぞれの学部・学科が対応すべき各論も個別に話し合うことで、全学的に足並みを揃えながら修正対応を進めることができるよう準備を進めた。このような取り組みによって適切性の担保に努めており、各学科で寄与度の再設定などの必要な調整を行っている。

活用について、「学修ポートフォリオシステム」の利用状況とＧＰＡとを掛合せた検証において、利用者はＧＰＡ平均が高くなっていることを確認している。このような分析結果からも、「学修ポートフォリオシステム」の活用は学生の学修に有益であると考えることができるが、利用率の低迷している学科・学年があるため、引き続き利用率の向上に努める。

各学部・学科では、「ＴＵＳルーブリック」を活用してＤＰに定める学修成果の達成度を把握するとともに、客観・自己の両評価結果を学修指導の材料としているほか、達成度の状況を注視し、ＤＰやカリキュラム等の見直しに活用することとしている。それにとどまらず、例えば薬学部においては、面談材料として活用したり、修得単位数だけでなくＤＰで求める学修成果に合致しているか確認したりするなど、「学修ポートフォリオシステム」の特徴を考慮しながら活用している。

（４）学修到達度測定ＷＥＢテスト及び各種アンケート調査の実施

学士課程において、学修成果の把握に役立てるため、「学習到達度測定ＷＥＢテスト」のほか、複数のアンケート調査を実施している。

①学習到達度ＷＥＢテスト

これは、「中期計画 2026」で整備を計画していたものであり、2022 年度から稼働させている。現状では、全ての学部新入生を対象とした入学時アセスメントテストとして運用しており、学習の到達度を全学共通のテストにより測定することで、入試形態によらない入学時の理解度や学習傾向を把握し、各学部における学修指導に活用することを目的としている。テストはＤＸセンターが主管・企画しており、作問については同じく教育支援機構傘下の「理数教育研究センター」の協力を、実施については各学部・学科の協力を得ている。このように、企画・作問・実施の各プロセスは本学で内製化することができている。

テストは、項目反応理論を土台とした出題の仕組みとなっていることから、維持管理や適切性の担保にあたっては統計学の知見が欠かせない。主管するＤＸセンターでは、統計学を専門とする学内教員の協力を得て、毎年度の結果に関する統計的な分析結果を注視し、必要に応じて追加の作問や難易度の調整に繋げるなど、適切な運用ができるようにしている。

実施結果は、ＤＸセンターが集計を行い、継続的に各学科に提供している。本章 評価項目③でも点検・評価したとおり、この結果から習熟度を確認してクラス分けに活用している例があることから、入学時アセスメントテストとしての役割を果たしているといえる。

②各種アンケート調査

アンケート調査は、学生自身に学修への取り組みやその成果について自己評価させる間接的な学修成果の測定方法の一つであることから、学生の認識・満足度・態度や価値観の変化といった、直接的なテスト等では測りにくい成果を把握するのに有効なものとして導入している。学修成果の把握に繋げるために実施しているアンケート調査の種類や概要、実施目的等は、次に掲げるとおりである。

〇学習実態調査　本学に入学した学生の、入学時点での学習傾向・学習行動の把握を目的に実施している。

〇授業改善のためのアンケート　本章 評価項目③に実施目的を記したアンケート調査で、Ｗｅｂアンケート形式により実施し、原則として学部・研究科の全ての授業科目を対象としている（卒業研究、集中講義、実技科目、少人数（10 人未満）授業、その他これらに類する授業科目は、実施しないことも可能）

〇卒業予定者対象アンケート　今後の本学における教育内容の更なる改善、質的向上・保証に資することや、各学部・学科の教育課程により必要な知識・能力を身につけることができたかなど、学修成果の確認を目的として実施している。特に、学士課程の総まとめとして尋ねるものであるため、大学として評価・把握したい事項だけでなく、各学部レベルで確認したいことも独自設問として設定できるよう工夫している。

〇卒業生アンケート　本学の学士課程を卒業したＯＢ・ＯＧを対象として、ＤＰに基づく知識・能力を、本学での経験を通じてどれくらい獲得できたか把握し、本学の教育内容の更なる質的向上・保証・改善に役立てることを目的に実施している。

〇進路先企業アンケート　就職先企業等から見た本学卒業生への客観的な評価を把握し、本学における教育研究活動の更なる質的向上を図ることを目的としている。

これらのアンケート調査は、ＩＲ機能を内部に有するＤＸセンターを中心に企画しており、同センターが設計・集計を担っている（卒業生アンケート及び進路先企業アンケートは、教育支援機構が担当）。実施方法や時期は、各学部・研究科から代表の委員が集まる同センター委員会で審議することにより、センターとしての企画意図も含めて全学的に共有するだけでなく、各学部・キャンパス等の事情・課題等についても意見交換できるようにしている。また、内容の適切性を担保するため、毎年度の実施にあたっては、同委員会において設問内容について審議しており、必要に応じて調整を施している。結果の適切性に関し、回答率が低い傾向にあることが懸案であるため、各学部・学科が学生への周知等を担当して回答率の向上に努めており、設問内容だけでなく回答率にも注意を払うことで、各アンケート調査の実施目的を達成し、学修成果を把握する材料として信頼性を高められるよう努めている。

各種アンケート調査の集計結果は、ＩＲ情報の活用が重要であるとの認識から、ＤＸセンターにおいてＢＩツールを用いたダッシュボード化を行うなど、教職員が結果を

閲覧しやすい環境を整えている。例えば「卒業予定者対象アンケート」では、閲覧者自身がフィルターを設定することで任意の学部・学科に絞込むことを可能としており、全学－学部－学科の各レベルでこまかく結果を確認することができる。ＤＸセンターでは、集計結果を周知すると同時に結果の振り返りを行うことも求めており、各学科において教育効果を検証する材料として必ず確認する仕組みを整えている。

大学院課程においては、「授業改善のためのアンケート」のみ導入している。ただし、大学院では履修者数の少ない授業科目が多く、また全体的に回答率も低調であることから、負担や効果も考慮し、１専攻につき１授業科目以上を実施する運用としている。

（５）論文等審査及び研究指導

大学院課程における学修成果として最も主要なものは学位論文等であり、その作成に結実する研究指導において学生の実力が高まっている。これの審査にあたっては、本章評価項目④でも点検・評価したとおり、修士課程にあっては専攻ごとに、博士課程にあっては学系（分野）ごとに基準を設けるとともに体制を整備し、厳格な学位授与の審査に繋げている。また、本学では、研究指導における単位修得を必須とすることで、論文審査だけでは確認しづらい学修成果を把握・評価している。これにより、必要な水準の学位論文を執筆し、かつＤＰに掲げる学修成果の達成状況を確認した学生に対して学位を授与する体制を整えている。

（６）外部アセスメントテスト等の活用

アセスメント・ポリシーに定める各指標は、ポリシーに書き込むことで本学における実施の継続性を担保することに繋げる観点から、本学が独自に実施・集計等を行っているものに限っている。しかし、これらだけでは学修成果の達成状況を測定しきれない点があるため、必要に応じて外部アセスメントテスト等を活用して補っている。具体的には、次に掲げるものを全学的に導入し、本学独自の取り組みによって把握した結果とあわせて確認することで、総合的・客観的に測定・把握できる体制としている。

〇GPS-Academic（学部１年生、３年生並びに薬学科５年生及び修士１年生対象）

在学中に複数回の受験機会を与え、課題解決能力をはじめとした汎用的能力を測定・可視化し、これを基に本学における教育の検証・改善の検討を行うことを目的としている（社会で求められている「問題解決能力」を、「思考力」「姿勢・態度」及び「経験」の３観点から測定するＣＢＴ形式のアセスメントテスト）。

〇TOEIC-IP テスト（学部１年生及び３年生対象）

実用英語教育の充実、また学部入学時に加えて学部３年生進級時の英語力を測定して入学時スコアと比較することで、英語力の伸長度を測定することを目的としている（会場受検型又はオンライン受検型を学科ごとに選択可能）。

これらの結果は、学内で報告会を開催するなど情報共有を行い、改善検討のための材料としている。学生向けには、委託事業者から「成績表」が発行されるほか、特に GPS-Academic については結果の参照方法に関する「説明会」を開催するなど、これによって学生自身の学修成果を把握する機会として活用させている。

また、外部アセスメントテスト等は本学に個別最適化された指標ではないが、それを利

点とすることも意図したうえで導入している。例えば、客観的スコアによって学生が自分自身の立ち位置を学科の範疇から抜け出して把握できること、また、教学ＩＲの視点からは、本学スコアと全国平均やターゲット層との比較を行うことで全体的な立ち位置を確認できることが挙げられる。学内に閉じてしまうのではなく、広く全国に目を向けて比較・検討を行うことのできるものであることも考慮し、学生に受検させるとともに、教職員もＩＲ情報として活用に努めている。

以上の取り組みにより、学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価している。ただし、材料は十分に整っているものの、それを総合的・一体的に運用するためのアセスメントに関するポリシーやプランには、ＤＰとの整合性に留意すると、なお改善の余地があると判断している。さらなる検討・対応を行い、大学としてのアカウンタビリティーの向上に努めていく。

評価項目⑥
教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

教育課程及びその内容・方法の適切性については、各学部・研究科において点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。さらに、それを全学的な機関が調整・支援する体制を構築することで、全ての学部・研究科が足並みを揃え、全学一丸となって改善活動を推進している。

本学における点検・評価活動は継続的に実施しており、毎年度の遂行は、第２章 評価項目①で内部質保証体制について点検・評価したとおりである。各学部・研究科における点検・評価は、それぞれに置いた「実施委員会」が主体となり、ＪＵＡＡの示す基準や評価項目に準じて実施している。

このとき、各学部・研究科における独自性を踏まえながら点検・評価を行うことも重要であるが、大学として必要と考える検証材料や観点、手続も押さえる必要がある。どの学部・研究科も、大学として必要と考える点検・評価の水準に達することができるようにするため、本章 評価項目⑤で点検・評価したとおり、全学横断的に教育に関する施策に取り組む機関である教育支援機構やＤＸセンターが、検証のための材料や仕組みを提供しているほか、アセスメント・ポリシーに基づく検証活動について手順や役割分担を明確に定めている。具体的には、次のような体制・手順で検証作業を行っている。

実施手順について、各学部・学科、研究科・専攻は、各機構と連携のうえ、次に掲げる

事項について毎年度の検証を行っている。

①情報の共有（各機構⇔各学部等）

②検証（各学部等）

③検証結果の報告（各学部等⇒各機構）

さらに、大学全体のＤＰが、本学の教育に関する内部質保証のためのＰＤＣＡサイクルの起点として機能しているかどうかを確認するため、原則として３年に一度、上記①～③に加え、次のとおり、全学的に学生の学修成果の達成状況を検証することとしている。

④取り組みの検証・評価（各機構）

⑤新規取組等の企画立案（各機構⇒教育支援機構）

⑥３つの方針の検証結果の報告（各機構⇒教育支援機構）

⑦各機構の検証結果を踏まえた３つの方針の検証（教育支援機構）

⑧検証に基づいた取り組みの見直し（各機構）

この仕組みを整備・運用することで、関係する分野の施策を所掌する機構がとりまとめを行いながら、アセスメント・ポリシーを材料として教学マネジメントが機能する体制を構築している。

このような体制のもとで実施している大学全体、各学部・研究科の教育課程等に関する点検・評価活動において特長といえるのは、アンケート調査の集計結果をはじめとするＩＲデータの振り返りを全学的に習慣化していることである。これは、教育支援機構やＤＸセンターの統括・支援によるところが大きく、集計結果を提示する際、各学部・研究科に対して、自学部・自研究科の結果に注目しながら検証を行い、その結果を報告するよう求めている。ＢＩツール等を用いることで学部・学科等に関するフィルター設定が容易になっていることは、集計結果を閲覧する者の関心に応えつつ、また、集計作業者の業務負担軽減に繋がっている。

支援体制の運用にあたっては、事務局も大きな役割を果たしている。例えば、ＤＸセンターでは、その所掌範囲の広さから、複数部署の連携による事務局を構成しており、学務部 学務課の統括のもと、学務部 学長事務課 大学評価・ＩＲ室、教務部 教務課及び情報システム部 情報システム課がセンターの運営に協力しているほか、学部、大学院及び教養教育研究院のＦＤ活動に関する事務は各学部事務課が担当している。

このような仕組みに基づき、例えば、理学部第二部では、当該学部の学生はアンケート調査への回答率が必ずしも高くないことを把握し、アンケート調査をより有効に機能させるため、さらなる周知・促進のための取り組みが必要であることを認識した。このように、全学的な調整・支援の取り組みを活かしながら各学部・研究科において点検・評価を行い、改善活動を行っているといえる。

各学部・研究科で実施した点検・評価の結果は、全学的な機関である「評価委員会」及び「推進委員会」が評価している。特に、本学の内部質保証の取り組みを統括する「質保証推進委員会」は、各学部・研究科、各機構・センターなどの活動を尊重することを基本姿勢としながらも、全学の内部質保証に責任を負う立場から、点検・評価報告書において停滞していること、内容が明瞭でないこと、方向性に疑義があること等が読取れる場合には、自主性に任せるのではなくコメントを発出したりヒアリングを行ったりするなどして、状況を打

開するための案を共に検討することとしている。具体的には、全学的な視点で点検・評価を行う部局の点検・評価報告書に対するコメント付与や、各学部・研究科との意見交換会を開催しており、全体の監理だけでなく必要に応じた助言も与えている。例えば、卒業生アンケート及び進路先企業アンケートの実施結果について、例年、とりまとめを担当する教育支援機構宛てにコメントを発出しており、これは第２章 評価項目①で点検・評価した仕組みが実際に機能していることの証左といえる。また、「推進委員会」の委員には「大学評価又は教育に知識のある学外者のうちから学長が指名した者」を若干名含むこととしていることから、隔年で開催する外部評価委員会だけでなく、ここでも定期的に外部の視点を取り入れることができている。

点検・評価にあたり、全学的に検証材料として用いているのは、本章 評価項目⑤で確認済みのものであり、これらを活用することの適切性もすでに点検・評価したとおりである。

（１）学士課程

・アセスメント・ポリシーに定める各指標
・単位修得（成績評価）
・ＴＵＳルーブリックと学修ポートフォリオ
・学習到達度ＷＥＢテスト及び各種アンケート調査
・外部アセスメントテスト

（２）大学院課程

・アセスメント・ポリシーに定める各指標
・単位修得（成績評価）
・論文等審査（研究指導を含む。）
・授業改善のためのアンケート
・外部アセスメントテスト

ただし、授業外の学修成果や資格取得状況、学生個別の進路状況等の情報は、一定程度は把握できているものの、それを点検・評価に活かすことができていない。今後、点検・評価に役立てることも視野に、更なる情報収集に努めたい。

外部の視点を取り入れるために、第２章 評価項目①及び③で点検・評価したとおり「外部評価」を実施している。学外の評価員を選出し、学長の諮問に応じて原則として２年に１回、次に掲げる３点について評価を行うもので、これにより本学の点検・評価の現状や内部質保証体制の適切性について検証を行っている。

・本学の自己点検・評価に係る事項
・本学の内部質保証体制に係る事項
・その他規程及び方針に関し学長が必要と認めた事項

2025 年度には、３つの方針について、学修者にとって更に分かりやすくする必要があること、中央教育審議会「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」の動向も踏まえながら全学的な調整を行う必要があることを、学外の評価員による助言を基に認識した。これは、本学における内部質保証を実質化していくためにも重要な論点であることから、今後の課題と位置付け、「推進委員会」や教育支援機構において全学的な対

応の方向性を検討しているところである。

学生の意見を取り入れる工夫としては、まず、本章 評価項目⑤で点検・評価した各種アンケート調査の活用を挙げることができる。特に、学修成果や満足度の確認は重要事項であることから、「卒業予定者対象アンケート」を例にすると、全学共通で十分な質・量の設問を用意しているだけでなく、部局独自の設問も盛り込むことができる運用としており、各部局での分析ニーズに堪えうる設計としている。

さらに、関連する基準でも後述するとおり、上記アンケート調査で把握したことは、教育に関する点検・評価や改善活動に限ることなく、教育活動や学生支援、施設整備等の改善検討にも活用している。例えば、「卒業予定者対象アンケート」の結果を踏まえた対応状況の公表にも取り組んでおり、本学において、意思決定にあたりＩＲ情報を積極的に活用している実例といえる。それだけでなく、「授業改善のためのアンケート」は毎年度、その結果に基づく「学部選定授業」を選定し評価の高い授業を共有していることに加え、教育工学の専門家による授業参観及び分析を実施し、それに学内の教職員等が幅広く参加できる仕組みとすることで、更なる授業の質向上に繋げている。授業参観の後には、当該授業の担当教員による工夫を記事にまとめてＷｅｂサイトで公開し、情報共有・情報公表に努めている。

また、学生の意見を取り入れるための取り組みとして、大学（キャンパス）単位及び学部・研究科単位で「学生との意見交換」を実施している。これは、毎年度の「自己点検・評価の実施方針」に基づき各部局に依頼しているもので、実施前には参加学生に対して趣旨の伝達や資料提供等の事前準備を十分に行うこと、実施後には参加学生以外の学生も参照できるかたちで遅滞なく結果を公表すること等を求め、透明性を高める工夫としている。意見交換の話題は多岐にわたり、教育課程、教育・研究、施設設備等の環境、学生支援、課程外の学修や大学の学修支援等から各部局が必要と考えるものを事前にテーマ設定しているが、例えば学長室での実施に際しては、これらの話題設定によらず、学生が意見を述べる時間を最後に確保している。このように話題として取り上げることで、アンケート調査による単純な一問一答では確認できない学生の考え方や心境、ニーズ等を具体的に聴取できるようにしており、例えば、2025 年度の実施において通学路の混雑に関する課題に関する学生の体感を踏まえた状況を把握することができた。

このほか、点検・評価の客観性を高めるための工夫として、「卒業生アンケート」や「進路先企業アンケート」を実施し、その結果を活用している。ＯＢ・ＯＧや卒業生の進路先企業から意見を聴取し、本学の人材育成の強み・弱みを把握する一助としており、教育支援機構での分析の結果、本学の卒業生について、例えば「自ら課題を発見し、解決する能力」が長所、「異文化理解・国際性」が課題であると、学外の目を取り入れながら把握することができた。この結果を踏まえ、長所の維持・伸長に努めるとともに、課題克服のためのカリキュラムの工夫について、教育支援機構を中心に検討しているところである。

ここまでに記してきたとおり、本学では、点検・評価の結果を、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に繋げている。その取り組みにあたっては、大学として必ず対応すべき水準は求めつつ、各学部・研究科の独自性にも配慮する必要があると考えている。全学的な組織や機関を中心に、各部局の取組みを促す企画・設計、運用に関する支援や、ＩＲ情報の集約・集計・提供を行っており、特にＩＲ情報の蓄積は「中期計画 2026」にいう「学びの

質的転換を達成するための教育 DX の推進」にも繋がる重要な準備である。このような取り組みを土台に、学修成果を基軸に据えた内部質保証を実質化すべく努めており、さらには教学マネジメントが機能するようにも取り組んでいる。これに際しては、学内の好事例を共有するなど具体的なモデルケースを示すことが一助になるとの考えから、例えば、授業改善のためのアンケート結果に基づく学部選定授業の参観を広く参加者を募るかたちで実施するなど、機会を用意している。

以上の取り組みにより、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学の教育・学習に関する自己点検・評価の結果を踏まえると、まず長所として挙げることができるのは、伝統の「実力主義」を、今の時代に即し、かつ次代に向けたかたちに再解釈したうえで学修の達成を意図した教育が、大学全体に定着し実践できている点である。中期計画に掲げた「『新実力主義』教育プログラム」の導入は、このような特色を明確に示すものといえる。また、「データサイエンス教育プログラム」は大学独自の先進的な取り組みを含んでおり、このほか「ＴＵＳくさび形教養教育プログラム」「大学院教養」といった多様な教育資源を準備していることは、学士課程・大学院課程の別なく本学の人材育成力を支える強みであるといえる。また、教学マネジメントについて、教育支援機構及びＤＸセンターを中核とした全学的な調整・支援体制を整備し、成績分布の集計・ヒアリングや学修ポートフォリオの運用をはじめ、各種アンケート結果等のＩＲ情報を活用する体制を整備し、検証等の取り組みを継続的・全学的に運用していることは、ＰＤＣＡサイクルに基づく改善活動の組織的な実施に繋がっているといえる。

一方、留意すべき課題は明確である。第一に、３つの方針の内容を学修者（学生）にとってさらに分かりやすいかたちで提示・周知する必要がある点がある。これに関しては外部評価での指摘もあり、学修成果を分かりやすく示すことはもちろん、方針の説明や学生向けのガイダンス、各種公表資料の表現改善等を通じて、学生が自身の学修計画と方針との対応関係を理解しやすくする工夫が必要である。第二に、アセスメント・ポリシーに定める各指標・方法の網羅性と一体的運用に関する課題である。現状の指標群や測定手法は有用であるものの、大学がどのような考えに基づきそれらを実施・活用しているか、学修成果・教育成果をどのように把握しているかの大枠が整理し切れていない部分がある。より明確で総合的なアセスメントの枠組みを構築する必要があると考えている。第三に、学修ポートフォリオの利用率や各種アンケート調査の利用率が低迷している学科・専攻があることである。特に学修ポートフォリオについては、目的に沿って計画どおりの活用ができれば効果があることは確認できているが、もちろん学生に負担のあるものでもあるから、これまで以上に存在やメリットに関する周知に力を入れる必要がある。第四に、授業外学修や資格取得、個別の進路成果等の情報収集・活用が十分でなく、これらをアセスメントや点検・評価活動に効果的に結び付ける仕組みの整備も、課題として把握している。

本学は教育の実施に対する組織的な支援基盤を有しており、実証的なＩＲ情報の活用や

学修ポートフォリオ等のツール導入により、対応に必要な材料は準備することができている。しかし、学修者視点での３つの方針の見直し、アセスメント体系の総合的な整理、学修ポートフォリオや各種アンケートの利用率・活用率の向上、さらには授業外学修や資格取得、個別の進路成果等の情報収集・活用が必要であり、これらを進めることが、今後の質保証と教育改善の鍵になると考えている。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、伝統の「実力主義」を軸とした教育を展開していること、全学的な組織を中核とする教学マネジメント体制を整備・運用し、成績分布の集計・ヒアリングや学修ポートフォリオの運用をはじめ、各種アンケート等のＩＲデータを活用する基盤を整えていることが大きな強みである。一方、外部評価でも指摘を受けたとおり、学修者の視点に立った「３つの方針」の分かりやすさ、学修ポートフォリオやアンケートの実効的活用、アセスメント体系の一体的・総合的な運用及び授業外学修や資格・進路に関わる情報の点検・評価への組み込みについて、改善の余地がある。以下では、これらの課題に対する具体的な改善・発展方策を示す。

まず、学生にとっての分かりやすさを優先するため、３つの方針の表現を見直し、学修プロセスに直結する言葉での再定義を検討する。これに際しては、教育支援機構が中心となって考え方を整理し、それを基に学部・学科、研究科・専攻がそれぞれの特色を踏まえながら具体化していく流れを想定することができる。さらには、本学で実施している「学生との意見交換会」の機会も活用し、より学生が受け止めやすい方針としていくことが考えられる。それらは、従前のとおり手引類で周知することに加え、入学時や新学期のガイダンスにおいて認知度・理解度を高めるための統一的な施策を実行していくことも必要である。３つの方針は、教育・学修において重要な位置を占めるものであるのは言を俟たないが、検討にあたっては、2030 年度からの導入が予定されている新しい認証評価のあり方も踏まえつつ、本学の次期中期計画に項目化することも視野に入れながら取り組んでいく。

次に、アセスメント・ポリシーの見直し、特に指標に関する調整を行う。は「３つの方針に関する要項」に基づく検証作業は年度ごとに行っており、2024 年度には３年に一度の大きな対応を行い３つの方針に関して調整を要する箇所の把握に繋がったことから、ポリシーに基づく検証体制はすでに整っているといえる。しかし、把握できている成績データ、ＷＥＢテスト、各種アンケート調査等の結果をはじめとする蓄積情報について、それぞれの役割・位置付けを明確化することは、学修成果・教育成果との関係性を考えると更に改善することが可能である。これらを考慮したうえで、各データが何を示しているのか、学修成果のどのような側面を示しているのかを再整理するとともに、教育の改善に結びつけていくための考え方をも示すことで、ポリシーの実質化を図る。

これに関係して、アセスメントにおいても重要な材料となる学修ポートフォリオや各種アンケート調査の利用率・回答率に関する改善対応を行う。その際には、すでに把握・蓄積できているデータの活用状況を踏まえ、学生にとっての具体的なメリットを明示するとともに、フィードバックにも力を入れることとする。例えば、学修ポートフォリオについては、過去の「学生との意見交換会」において、せっかく記入したのに反応がない旨の意見があっ

たことを受け、2026 年度の運用開始に向けてシステム改修（機能追加）を行っている。このような対応も踏まえながら、向上のための取り組みを続けていく。

最後に、授業外学修・資格取得・進路成果等の情報収集については、まずは既存の卒業生アンケートや進路先企業アンケートを充実させることを検討する。しかしながら、在学中の資格取得データやインターンシップ成果を、学修成果を評価するための材料として組み込めるデータベースは現時点で存在しないため、何を情報収集するか、どのように蓄積するかの検討から開始する。

これらを総合すると、本学は既存の教育資源やＩＲ基盤の活用を高度化することが、発展に向けて必要であると分かる。各種施策の検討にあたっては、形式はもちろん実質も大切に、さらには学習者の視点に基づく対応を推進することで、内部質保証の実効性をより一層高めることができ、大学の説明責任を果たすことができるようになると考えている。

第５章　学生の受け入れ

１．現状分析

評価項目①
学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

≪学生の受け入れ方針の設定と求める学生像や求める水準等の公表≫

本学では、建学の精神及び教育研究理念に基づくＤＰ、ＣＰに基づき、学位課程ごとに学生の受け入れ方針（以下「ＡＰ」という。）を定めているほか、入試制度ごとに求める学生像と当該入試における選抜方法等について示している。これらの方針は毎年度、第４章で点検・評価したとおり教育支援機構の統括の下で学科・専攻において検証し、必要に応じて改正を行っている。近々では、2024 年度にアセスメント・ポリシーに基づく検証を実施したほか、2026 年度入試において学部の一般入試選抜試験Ａ方式で制度を変更するとともに、従来実施していたＣ方式、グローバル方式を廃止したことから、これに伴い学部の方針及び関係する学科の方針について見直しを行っている。このように整備したＡＰは、大学Ｗｅｂサイトに整理して掲載しているほか、「入学者募集要項」（以下「募集要項」という。）等において広く社会に公表している。これらのことから、ＡＰは、学位ごとに公開し、求める学生像等についても適切な内容を示していると判断する。

≪入学者選抜を公平・公正に実施するための体制整備≫

入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備するために、「学校法人東京理科大学入試改革推進委員会規程」を定め、理事長と学長で組織する「入試改革推進委員会」を設置し、入学者選抜に係る中長期的な施策、入学試験制度及び入学試験の諸課題に関することについて審議・検討している。入学試験の実施に関しては「東京理科大学入学試験実施規程」（以下「大学入学試験実施規程」という。）及び「東京理科大学大学院入学試験実施規程」に基づき「入試実施検討委員会」を設置し、学部及び大学院の入試の公平・公正性を担保するために統一的に実施することを目的として、入試を実施するにあたっての基本方針、具体的な実施計画を策定している。

学部の入学試験については、大学入学試験実施規程第９条から第 15 条の規定に基づき、学部ごとに入学試験実施本部を設置し、学長が指名する委員長、本部委員、監督者及び、採点委員に加えて事務責任者をもって組織し、実施している。大学院の入学試験については「東京理科大学大学院入学試験実施規程」第３条から第９条に基づき、研究科ごとに「入学試験実施本部」を設置し、各研究科長の下、研究科ごとに定める内規等に基づき委員を選出

して入学試験実施本部を組織し、実施している。

入試方式ごとの合格者は、入学試験の成績を基に各学科・専攻において検討した結果を教授総会等で審議し、その後、大学入学試験実施規程第 16 条から 17 条に規定に基づき組織する「合格者決定会議」において、入学定員及び在籍学生数等を勘案したうえで、教授総会等の議を経て提出された判定結果を基に、審議し決定している。

これらのことから、本学では入学試験を実施するための体制を適切に整備し、志願者に対して公平・公正に入学試験を実施していると評価する。

≪志願者への情報提供≫

志願者に対しては分かりやすく必要な情報が伝わるよう、本学Ｗｅｂサイトにおいて入学者選抜試験ごとの出願資格や出題範囲、配点、試験日程、それらを含めた必要な情報を網羅する募集要項等、入学試験に関する各種情報を公表している。併せて、過年度の出願者数、合格者数、倍率、合格最低点、受験者平均点等を公表することにより、志願者が出願することの検討材料となるよう配慮している。なお、志願者への配慮や公正性の観点から、過年度の入学試験問題や出題意図等について本学Ｗｅｂサイトで公表することを 2025 年度内に準備した。公表にあたって懸念点や疑問点がないかを学部・研究科に調査を行い、得られた意見を基に公表の仕方、範囲、内容等について検討を進め、2025 年度内に対応を完了している。次年度以降は、前年度の同様の情報を夏季までに公表することとしている。

≪特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みの整備≫

身体機能の障がいや疾病等により受験上や就学上の配慮を必要とする志願者への対応は、申請に係る流れを募集要項に示している。具体的には、はじめに志願者に対して出願に先立ち所定のＷｅｂ申請フォームによる申請を求める。その後、志願先である学部・学科に申請内容を共有し、具体的な受け入れ方針の検討を行う。そのうえで、検討結果を当該志願者に連絡する体制を整えている。受験上の配慮の内容としては、試験室の配慮、解答方法の配慮、器具等使用の配慮、試験時間の延長等が挙げられる（就学上の配慮については、第７章で後述する）。

評価項目②
適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。
＜評価の視点＞
・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

本学は、大学設置基準及びＡＰに基づき、教員組織、校地、校舎等の施設、設備等を総合的に考慮して入学定員及び収容定員を設定し、学生の受入れを行っている。理事会では、大学全体及び各学部・学科、研究科・専攻における入学定員充足率及び収容定員充足率を考慮して次年度の目標入学者数を設定し、教育研究会議を通じて各学部・研究科に周知している。また、近年の入学希望者の志望学科の動向や、入学者数の実態のほか、学部・学科、研究科・専攻の再編などの状況を踏まえ、入学定員、収容定員の管理を行っている。

在籍学生数の管理に関しては、文部科学省によって大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る基準として示されている認可基準に対する平均入学定員超過率や、ＪＵＡＡの基礎要件に係る評価の指針に示されている学部又は学科における入学定員充足率の５年間平均又は収容定員充足率等の各種基準を基に、理事会及び学長室が点検を行い、教育研究会議を通じて各学部・研究科に状況を周知している。

2025 年６月に開催した入試改革推進委員会では、学部における現状の収容定員充足率及び 2026 年度入試における入学定員確保において考慮すべき基準等について確認を行った。その結果、理学部第一部数学科は 2021～2025 年度（５年間）の平均入学定員充足率が 1.06 倍となったが、収容定員充足率においては中期的なスパンで適正数である 1.00 倍に近づけるべく、2026 年度入試においては入学定員充足率 1.00 倍を確保目標とし、それ以外の学科においても、入学定員の 1.00 倍を確保目標とする方針を確認した。

また、その方針については、同年９月開催の教育研究会議において周知し、その後は決定会議等の機会に併せて入試担当副学長から各部局の長宛に具体的な指示を行った。

その他、定員超過や定員未充足への対応としては、入試改革推進委員会において、毎年度の定例的な議題として、次年度の入学者確保の方針を検討するにあたり、前年度の入学定員充足率及び収容定員充足率の現状について確認を行っている。また、合格者決定に係るプロセスについても振り返りを行い、必要に応じて見直しを行っている。大学院においては、学生確保担当理事、入試担当副学長及び研究科長が一堂に会する合格者決定会議などの機会をとおして、最新の出願動向を把握すると共に、大学院で検討している定員確保への対応策について確認を行い、不足していると思われる点については意見交換を行うなど、入学者確保に向けた取り組みへのサポートを行っている。

≪収容定員の管理状況≫

2025 年５月１日現在における入学者数及び在籍者数の概況では、学士課程全体では、入学定員充足率が 1.03 倍、収容定員充足率が 1.06 倍であり適切に入学者数、在籍者数を管理している。また、2025 年度を含む過去５年間の入学定員充足率は 1.02 倍であり、複数年にわたる入学者数の管理も適切に行っている。しかし、学部又は学科ごとの状況では、収容定員充足率において理学部第二部数学科が 1.22 倍であり、ＪＵＡＡの示す定員管理における基礎要件（以下「定員管理の基礎要件」という。）に抵触している状況であることから、改善が必要な課題であると把握している。また、2025 年度の単年度で確認すると、入学定員充足率において、理学部第一部数学科で 1.52 倍、創域理工学部社会基盤工学科で 1.22 倍と定員管理の基礎要件に対して定員超過の状態である。これらのことは在学生に対する適切な教育研究環境の提供にも影響を与えるため、次年度以降の入学定員充足率が適切なものとなるよう改善すべき事項であると認識している。

修士課程全体では、入学定員充足率が 1.21 倍、収容定員充足率が 1.14 倍であり、適切に入学者数、在籍者数を管理している状況である。研究科単位で確認しても定員管理の基礎要件に対して適切な状況である。しかし、専攻単位の入学定員充足率では、理学研究科数学専攻で 2.04 倍、創域理工学研究科社会基盤工学専攻で 2.10 倍と２専攻において大幅に入学定員を超過している。適切な教育研究環境の提供、研究活動における教員一人当たりの指導学生数にも影響を与えることから、次年度以降の入学定員充足率が適切なものとなるよう

改善すべき事項である。

博士後期課程・博士課程全体では入学定員充足率が 1.01 倍、収容定員充足率が 0.99 倍であり、適切に入学者数と在籍者数を管理している状況である。しかし、研究科単位の収容定員充足率では薬学研究科が 2.31 倍と定員管理の基礎要件に抵触している状況である。このことから、改善が必要な課題と把握しており、2027 年度から入学定員を５名から１５名に増とする手続を行っている。また、専攻単位の入学定員充足率と収容定員充足率を確認すると、複数の専攻が定員管理の基礎要件に対し定員超過・未充足の状況であり、適切なものとなるよう改善すべき事項と把握しているが、4.60 倍や 0.00 倍などの極端な状況の専攻が複数みられることから、当該専攻に関しては早急に改善のための対策を要すると判断している。

評価項目③
学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げているか。

≪入試制度の点検・評価と改善≫

学生の受け入れの現状把握や入試制度に係る点検・評価は入試改革推進委員会と入試実施検討委員会が連携して行っている。

2023 年５月に開催した入試改革推進委員会において、これまで実施してきた各入試方式における志願動向や手続率などを踏まえ、継続的な志願者及び入学者の確保を図るため、Ｃ方式及びグローバル方式の在り方について、志願者と入学者確保の面での有効性と試験実施上の課題について検証を行った。その結果、大学入学共通テストや英語資格検定試験を活用した入試制度に置き換えることが妥当であることの結論に至った。このことから、2026 年度入試から学部一般選抜Ｃ方式及びグローバル方式を廃止し、大学入学共通テストを活用した「Ａ方式（４教科型）」「Ａ方式（３教科型）」「Ａ方式（２教科＋英語資格検定）」「Ａ方式（理学部第二部）」を新設することとした。併せて、既存の入試制度との兼ね合いや、年内入試も含めた実施・運営上の負担軽減も視野に、新たな入試制度の概要をまとめ、2023 年 10 月に理事会及び学長室が承認した。入試方式の改編の承認後は、入試実施検討委員会において 2026 年度入試の具体的な制度の検討を行い、2024 年７月に本学Ｗｅｂサイトにて制度内容の公表を行った。

この入試制度の改編により、2026 年度のＡ方式志願者数は 25,064 名と、前年度のＡ方式と廃止したＣ方式・グローバル方式を足し合わせた 21,755 名に対して 115.2%（Ａ方式のみの比較では 177.3%）という結果となり、学生募集に大きな成果をもたらしたと評価している。

また、他の入試制度や入試運営の業務に係る改善にも着手している。2024 年度入試より導入した「総合型選抜」については、現行制度の課題を抽出・特定するとともに、将来的に

適切な志願者が確保できる入試制度となるよう検討を進めている。また、教員の入試業務における負担軽減を目的として、2025 年度入試からＡ方式における合格者決定の工程を入試実施検討委員会において見直した。従来は、学部・学科から合格者数の提案を受けた後に入試担当副学長が確認する手順であったが、入試担当副学長が合格者数の案を提示し、その案を学部・学科が確認する手順に変更した。

≪定員管理に関する改善≫

第２章 評価項目①において点検・評価したとおり、2020 年度に受審したＪＵＡＡによる第３期の機関別認証評価において付された、２学部３学科、１研究科１専攻の収容定員未充足についての改善課題は、入試改革推進委員会における毎年度の定員管理の状況を踏まえた点検と検証、推進委員会における改善活動・状況の監理の下で改善に至った。具体的には、入試改革推進委員会にて、改善が必要な学部・学科の現状確認を行い、入学定員確保において考慮すべき基準等について確認を行った。その後、理事長から学長宛に 2021 年度の実入学者数（案）について通知がされ、これを踏まえ、学長、副学長、学部長等を構成員とする教育研究会議において、極力入学定員の 0.96 倍から 1.00 倍までの範囲となるよう入学者確保計画を検討することについて周知を行った。併せて、入試担当副学長から各部局の長宛に具体的な指示を行っている。2021 年度以降も継続して入試改革推進委員会において現状を把握するとともに、各年度の入学者数が適切な数となるよう、毎年度の入試における実入学者数と入学者確保計画の検討を行ってきた。また、推進委員会が定める基本方針、評価委員会が定める実施方針においても、機関別認証評価の結果、改善課題に該当する学部・学科、研究科は、学生の受け入れの状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめることを必須とした。改善の結果は推進委員会において確認するとともに、各改善活動の結果に所見を付し、学長に報告したうえで各部局へフィードバックを行っており、内部質保証体制が改善内容・経過・結果等を監理したといえる。学部・学科では、計画に基づく入学者数に近づけるための分析等を強化のうえ対応し、その結果、３年間で適切な水準にまで改善することができた。研究科では、学生確保のために出願条件の拡大、教育研究環境の充実や大学院進学への広報活動の強化等、地道ではあるがさまざまな改善を施すことにより適切な水準にまで改善することができた。

しかしながら、2024 年度に行ったＪＵＡＡへの改善報告の時点では、新たに１研究科（先進工学研究科）の博士後期課程において定員管理の基礎要件に抵触している状況であった。これについても上記同様、大学の課題として点検・評価活動を継続し、推進委員会における改善活動の監理を行っている。このような活動により、2025 年５月１日時点の収容定員充足率は 0.47 倍となり、定員管理の基礎要件に対して適正な数値に改善できた。なお、先進工学研究科では継続的に博士学生を獲得するために、異分野交流による研究力向上、博士ネットワークの構築、そして博士後期課程進学者の増加を目的にした Doctor's Lounge を葛飾キャンパスに所在する工学研究科と合同で企画し、博士後期課程を修了した企業人による講演、講演者、企画学生、参加学生の交流会を開催した。これにより、学部学生、修士学生は博士後期課程の実態や学位を取得することのメリット等を知ることができ、博士後期課程への進学を検討する一助となった。

２．分析を踏まえた長所と問題点

長所としては、学生の受け入れに対する重要性を理事会と学長室との双方が認識し、連携がスムーズであることが挙げられる。入試改革推進委員会を軸に、現状における課題の共有や、課題への対応策などを共に検討し推し進める体制が構築されている。

その一方で、課題としては、入学定員充足率への対応が挙げられる。これまでも課題を把握したうえで必要な対策を講じてきたが、達成度合いには学科・専攻により差が生じていることから、対策を検討することとしている。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

入試改革推進委員会を軸にした運営体制を構築し、理事会と学長室とがリーダーシップを取って様々な対応策や改善策を検討することで、時期を逃さず必要な施策を講じることが出来た。ただし、成果において学科（専攻）による差が生じている点を踏まえると、改善の必要性を学科（専攻）単位で共有し、大学が一丸となって対応する体制を醸成することが課題である。

今後は、入試改革推進委員会を軸とした体制を継続する一方で、学科（専攻）が置かれている状況を示すデータの提供などを通じて現在の課題を認識する機会を増やすことで、全学で学生の受け入れに関する改善活動に取り組む。

第６章　教員・教員組織

１．現状分析

評価項目①
教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成に繋がる教育の実現や大学として目指す研究上の成果に繋げていること。

＜評価の視点＞

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
　※具体的な例
　　・教員が担う責任の明確性。
　　・法令で必要とされる数の充足。
　　・科目適合性を含め、学習成果の達成に繋がる教育や研究等の実施に適った教員構成。
　　・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
　　・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

≪求める教員像・教員組織の編制方針に基づく教員組織の編制と責任の明確化≫

建学の精神及び教育研究理念を踏まえた教員組織を編制するため、「東京理科大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」（以下「編制方針等」という。）を定めている。

編制方針等のうち、求める教員像には、本学が目指す教育研究活動の成果を達成するために必要な期待される役割・成果等とともに、求める資質・能力等の詳細を明示している。教員組織の編制方針には、本学を適切に運営するにあたり、法令に基づいて必要な教員を適切に配置すること、職位・年齢・性別・学問分野等のバランスを考慮すること、適切な役割分担を行うこと等の詳細を明示している。これを受けて、大学の編制方針等に基づき、各学部・研究科等においてもそれぞれ編制方針等を定めている。なお、大学及び学部・研究科等の定める編制方針等については、本学Ｗｅｂサイトにおいて公表しており、教員公募情報のサイト及び各公募要領においても掲載先リンクを明示し周知と理解を図っている。

編制方針等は、教員組織を編制するにあたっての土台となるもので適時の調整が必要であることから、2025 年 12 月に社会情勢の変化や大学設置基準の改正を踏まえて見直しを行った。それを基に、学部・研究科等の定める編制方針等の検証・見直しも行い、2026 年３月に大学及び学部・研究科等の新たな編制方針等を本学Ｗｅｂサイトで公表するに至った。

本学が求める教員像の一つには、「大学及び所属部局における自らの役割と学校法人東京理科大学行動憲章を十分に理解し、互いの多様性を認め合いながら、他の教職員との協働により本学の伝統の継承と発展に向けた大学運営に寄与する者」と定めており、教員のみならず職員との協働・連携の必要性を明示している。このこと及び教育研究実施組織の趣旨から、教学組織における一部の会議体において役職を有する職員が構成員となることを規程に定めているほか、一般の職員も教学組織における会議体に事務局として参加し、必要に応じて

議論に加わることや、各種の委員会、研修、学内行事・イベントなどについて、教員と職員の垣根を超えた連携を行い、組織一丸となり教育研究活動を行っている。編制方針等に基づいた教員組織を編制するために、各部局の過去５年間と９年後までの採用・退職・昇任、専門分野や年齢構成、担当する主要授業科目等の教員編制を可視化するとともに計画を明確化し、各学科において現状の組織構成を検証したうえで「人事計画ガントチャート」（以下「ガントチャート」という。）及び「将来計画」を作成している。これにより、将来にわたる各学科の人員計画を明確にするとともに、中長期的な人事計画の遂行及び人員配置を実現している。併せて、2025 年度から基幹教員制度を導入したことに伴い、作成したガントチャートを用いて、学長室では大学及び部局に必要となる基幹教員の配置人数を確認・検証する仕組みとしている。

また、本学教職員は業務規程に基づき、各職位に応じた職務を遂行するとともに、同規程に規定した補職等の役割により、責任の所在を明確にしながら業務に取り組んでいる。

これらのことから、求める教員像・教員組織の編制方針に基づき、計画的に教員を配置し、組織的かつ効果的な教育研究活動の推進を実現していると評価している。

≪クロスアポイントメント制度の導入状況と点検・評価≫

本学では教育、研究及び産学連携活動の推進を図るためにクロスアポイントメント制度を運用しており、制度の適切な運用のため「学校法人東京理科大学クロスアポイントメント制度に関する規程」（以下「クロスアポイントメント規程」という。）を定めている。併せて、同制度を適用する場合に必要となる相手先機関との調整項目や申請書類、具体的な手続の流れ（フロー図）等について示した「クロスアポイントメント教員の採用、出向に関する手続き要項」を定め、教職員ポータルサイトで学内向けに公表している。学内での申請時に提出が必要な「クロスアポイントメント制度適用申請書」では、確認事項として本学、又は相手先機関（大学の場合）で基幹教員とするか、大学院での指導教員資格を付与するか、学部や大学院での授業担当の有無などを明らかにすることとしており、業務範囲を明確化している。また、「採用（出向）に関する計画書」では、受け入れ部局（相手方機関）におけるクロスアポイントメント教員の役割を記載することとしており、教育研究でどのような役割を担うか等を明示させている。さらに、本学がクロスアポイントメント制度の適用を承認する場合は、本学及び相手方機関における身分及び業務並びに従事割合の項目を条文として設けることとしている。

具体事例として、2025 年４月１日付けで京都大学教授を創域理工学研究科国際火災科学専攻嘱託教授として 1 名採用、本学薬学部生命創薬科学科教授を東京科学大学統合研究機構特任教授として 1 名派遣している。2026 年度はそれらの継続に加え、第二期学部学科再編に伴い、2026 年４月１日付けで創域情報学部情報理工学科における企業とのクロスアポイントメント２件を実施することが決定している。クロスアポイントメント教員の受け入れにより、専門的知見を有する他大学教員を活用した研究活動の活性化や、大学教員の働き方の多様化への柔軟な対応に繋がっている。これらのことから、クロスアポイントメント制度の整備により、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、大学として目指す教育研究上の成果に繋げていると評価している。

しかしながら、学内手続に関わった各事務局による、同制度及びその手続の点検・評価により、大学として、採用・出向後の業務状況を適切に評価するための仕組みや体制を構築できていないという問題を認識したことから、今後の課題であると判断する。

≪指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合の措置≫

2022 年 10 月の大学設置基準の改正を受け、2024 年度から、学部の授業において指導補助者に補助（以下「補助ＴＡ」という。）をさせることにくわえて、授業の一部を担当させること（以下「授業ＴＡ」という。）を制度化することとした。このため、授業における教員との責任関係や役割及び明確な指導計画の下で適任者にそれを行わせることについて「学校法人東京理科大学授業嘱託（非常勤）規程」を改正した。

併せて、「授業嘱託（非常勤）に関する要項」を作成し、教職員向けに当該規程の内容を周知した。それとともに、特に授業ＴＡについては、授業担当教員が当該授業で授業ＴＡを配置するにあたり、十分な教育効果を上げられるか、授業中の緊急時連絡の共有ができているか、授業計画を共有できたか等の要件を「授業ＴＡチェックリスト」を用いて確認できる仕組みとしている。

授業担当教員及び全てのＴＡに向けて「ＴＡハンドブック」を毎年度作成し、ＴＡの役割や業務内容、授業担当教員が授業の責任を負うこと等を明記し、補助ＴＡに対しては当該ハンドブックを元にしたＴＡ研修を、授業ＴＡに対してはこれに加えて授業の一部を担当するうえで必要な知識・技能を養う授業ＴＡ研修を実施している（研修については本章 評価項目③で後述する）。また、特に授業ＴＡについては、導入２年度目となる 2025 年度において、各学科に対し、授業ＴＡの活用状況や授業ＴＡ研修で取り扱う内容について意見聴取を行った。その結果をもとに、次年度以降の授業ＴＡ制度や授業ＴＡ研修の見直しを検討する予定としている。

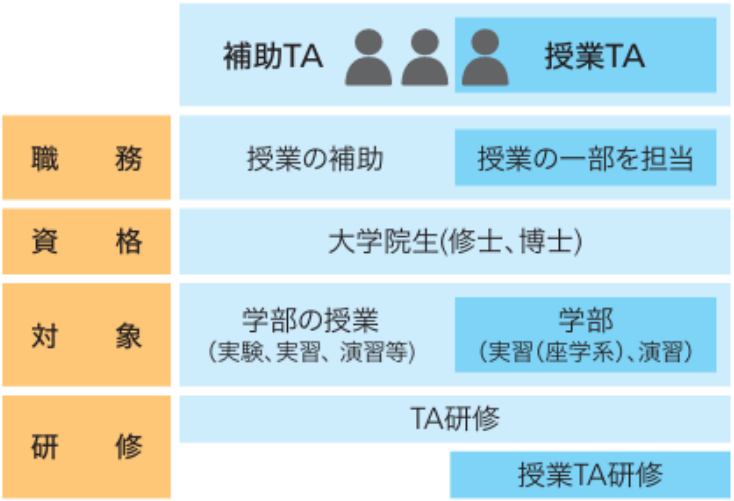

これらのことから、本学では指導補助者に補助又は授業の一部を担当させることについて、その役割や責任の所在等を規程やハンドブックに定め教職員と該当のＴＡに周知するとともに、必要な研修等を実施していることから、当該制度の運用は適切であると評価している。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成に繋がる教育の実現や大学として目指す研究上の成果に繋げていると評価する。

評価項目②
教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

≪教員人事に関する実施体制と採用・昇任等に係る基準≫
教員の募集、採用、昇任等に関わる人事を検討・審議する体制として、「学校法人東京理科大学教員人事委員会規程」に基づき「教員人事委員会」を設置している。同委員会は、法人における教員の配置に関する方針及び計画等を取りまとめるとともに、法人と大学、そして各学部・研究科との連絡調整を行うことによって、人事の適正化、並びに教員の能力及び資質の向上を図っている。また、教員の募集、採用及び昇任に関して、法令に定められた教員の資格要件、必要教員数等を踏まえて、「学校法人東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」、「学校法人東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程」「学校法人東京理科大学大学院担当教員の資格基準等に関する規程」を整備し、これに基づき人事案件を運用している。

≪採用・昇任に関する手続≫
採用・昇任は、上述の関係諸規程及びそれらを補足する「教員人事関係取扱要項」に基づき実施している。採用における具体的なプロセスについて、教員の募集計画は学科等で検討し、教員人事の流動化及び教育研究の活性化、年齢構成等を考慮して募集職位を決定する。その後、当該教員人事を行う部局（学科、専攻、センター等）の責任教員等と当該部局を担当する副学長とが面談を行い、当該人事を行う理由や採用・昇任予定者の適切性について検証する。続いて、当該人事に関して教員人事委員会で審議を行う。採用にあたっては原則として公募を行うこととしているが、場合によっては公募によらない募集も教員人事委員会において承認された場合に限り可能としている。採用時の選考会議は、適切性・公平性を担保するために、他学科又は他学部の教授を１名以上加えて実施する。さらに、必ず当該部局の担当副学長が採用候補者と面談を行い、人物、志望動機（抱負）、教育研究における実績等を確認し、当該部局の教員として適切な資質を有しているかの確認を行っている。これらのプロセスを経て採用候補者が決定した後、教員人事委員会において当該採用候補者の採用の可否を審議する。その際は、当該人事案件が法令や各種規程に抵触していないか、また、選考が適正に行われているかを確認している。その後、常務理事会へ報告し了承を得た結果をもとに、各学部等における主任会議、教授会等（資格審査委員会）での投票を経て、採用、昇任に至る採用手続となっている。

また、昇任にあたっては職位ごとに、当該職位にふさわしい能力を有しているかを測る指標として、①研究能力、②教育能力、③人物評価、④その他の４評価項目を定めた「職位別資格基準」を各学科・専攻等において設けており、採用の手続に準じて各部局において確認を行っている。学科等の責任教員等は、学部長等の了承を得たのち、当該教員が昇任するために必要な要件を満たしているか等を示す必要書類一式をもとに、当該学部を担当する副学長と面談し、了承を得てから教員人事委員会で諮ることとしている。

≪教員構成に関する多様性への配慮≫

本学では、本章 評価項目①で上述したガントチャートにおいて、当該学科等に所属する教員の研究分野や年齢を示し、学科等における専門分野や年齢構成に著しく偏りが生じないように配慮している。また、定年等で退職した教員の後任は、若手である准教授又は講師を採用すること等により、組織の若返りや年齢構成の偏りが生じないように意識して採用活動を行っている。

くわえて、「学校法人東京理科大学一般事業主行動計画」や「学校法人東京理科大学におけるダイバーシティ推進のための行動指針」に基づき、女性人材の積極的な育成や活躍を支援することとしており、公募要領にその旨を明記している。また、女性理工系人材の増加と充実を図るとともに、本法人における女性人材の活用・登用・育成・支援を目的としたダイバーシティ推進会議による各種の支援等の情報も周知している。

さらに、近年では上述したクロスアポイントメント制度による他機関や民間企業からの教員の採用や、外部資金の獲得に係る嘱託教授の定年後再雇用制度を導入し、教育研究力の向上を目的とした多様な人材の雇用を促進している。ただし、定年後再雇用制度については導入された直後であることから、当該再雇用候補者の選定、業績、外部資金獲得状況、採用に係るプロセス等が要項等に定められておらず試行実施の段階であるため、将来的に恒久的な制度とするために、先に挙げた要件等を明らかにすることが課題と認識している。

これらのことから、本学における教員の募集、採用、昇任等については、明確な基準及び手続に沿い、年齢構成や性別などの教員の多様性に配慮しつつ、公正な教員人事を行っていると評価する。

評価項目③
教育研究活動等の改善・向上、活性化に繋がる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上に繋げていること。

＜評価の視点＞

・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善に繋げる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

≪教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善に繋げる組織的の整備≫

第３章 評価項目①で点検・評価したとおり、本学では教育支援機構の下に「ＦＤの全学推進組織」としてＤＸセンターを設置している。ここには各学部・研究科から選出したＦＤを担当する幹事又は副学部長が委員として参画しているため、横断的体制による全学的なＦＤ活動（トップダウン型）の活性化と、学部・学科、研究科・専攻が中心となって活動を進めるＦＤ活動（ボトムアップ型）とを推進し、組織的にＦＤ活動の実質化を図り得る体制を整えている。

ＤＸセンターは、ＩＣＴの活用、ＦＤ活動の推進等により、学生の学修支援及び教員の教育支援の充実を図るとともに、本学における教育ＤＸの推進により、効果的かつ効率的な教育活動による教育の質的転換の実現を図ることで、学生及び教員の学修・教育活動の変革、一層の深化及び好循環を生み出し、学修者本位の教育を実現することを目的としている。これに基づき、第４章の各評価項目でも具体的な教育活動の実施や改善について点検・評価したとおり、同センターでは教育課程や授業方法の開発及び改善に繋げる全学的な施策の検討を行い、実行に移している。その一つとして、組織的なＦＤに係る活動を挙げることができる。

≪教員の資質向上に向けた取り組み≫

教育改善・教員の能力や資質向上に係る取り組みとして、教授法・講義技術の修得を目的に、最新のトピックに関連する知識修得等の機会としてＤＸセンターが全学的な「ＦＤセミナー」を定期的に開催している。

2024 年度は２回のＦＤセミナーを実施しており、１回目の７月に、着任からの早期に「本学教員として教育を実践するうえで身につけるべき事項」の修得を目的とした「新任教員向けＦＤプログラム ～理論をもとに授業設計を考える～」を開催した。これは、学部・大学院いずれの新任教員にも有用な内容としており、対象者 106 名中 60 名（56.6%）が参加し、その結果として実施後のアンケートでは約 98%の参加教員が今後の授業運営に役立つものであったと評価している。また「授業設計の参考となった」、「他学部・他学科の教員とのグループワークにより様々な授業設計の方法を知ることができた」、「大学院授業の改善について貴重な知見を得られた」等ポジティブな意見を得ることができたことから、新任教員の教授力を高めることに繋がったといえる。また、11 月の２回目には、本学における合理的配慮の実状や他大学における具体的な実践事例について理解を深めるとともに、参加者同士の意見交換を通じて、現状の課題や解決策を共有し、更なる授業改善に繋げることを目的として「合理的配慮の実践と学習支援の在り方とは」をテーマに開催した。参加者は 67 名であり、実施後のアンケートでは約 96%の参加教員が今後の授業運営に役立つものであったと評価している。また「対応のレベルを一段上げていくことができそう」、「参考となる考え方や実例を知ることができた」等の意見を得ることができたため、これも効果的なセミナーであったと判断する。本学ではこのようなセミナーを累計で 42 回開催しており、長期にわたり本学が組織的・継続的にＦＤ活動に取り組んできたことを表している。なお、ＦＤセミナーの内容は学部等の単位で参加者又はＦＤ幹事の教員から当該学部等の構成員に共有されていることから、本学の教員であれば漏れなくその内容を知ることができる体制としている。

また、本学の特長的な取り組みとして、第４章 評価項目⑥で上述のとおり、「授業改善のためのアンケート」結果に基づき、各学部において評価の高い授業を選定のうえ、教育工学の専門教員による授業参観を実施している。2023 年度後期授業参観からは、教育工学の専門家以外の教員も授業参観を可能としており、アンケート結果が高評価となっている事由として考えられることを、教育工学の専門教員が参観教員に具体的に説明することで、参観教員が次の授業から実践できるようにしている。これにより、本学における更なる教育の改善、質の向上に繋げることができており、参観教員から「授業の導入部分で、前回までの学修内容に言及して、学生が思い出したうえで、今回の学修内容について説明していたことで、授業内容の繋がりを深められる結果となっていた。自分自身の授業でも簡単に取り入られる工夫であるため、参考にしたい。」「課題を含め、配付資料が丁寧に準備されており、配布資料の空欄部分を授業中に埋める等、学生の理解を深める工夫が感じられた。」というコメントがあることからも、教員個々の授業改善に繋がっていることが分かる。教育工学の専門家以外の教員が参加することになって以降、神楽坂、野田、葛飾の各キャンパスで１回ずつ実施することができ、各キャンパスの教員に機会を提供できたことは有益であると捉えている。

このように、ＤＸセンターが主体となり全学的なＦＤ活動を推進しているが、各学部・研究科等においても個別のＦＤ活動を行っている。例えば、薬学部・薬学研究科では年度初めの４月に、大学の理念や３つの方針の再確認を行うとともに、各年度設定したテーマに基づく研修を通じて、教員全体の資質・能力の向上を図っている。さらに、山陽小野田市立山口東京理科大学との連携協定に基づき、両大学の薬学部で、毎年３～４回の合同ＦＤ研修会を開催しており、当該研修会の一部では産業界から講演者を招聘して意見交換を行うなど、外部の視点も取り入れながら大学の教育・研究活動の改善に役立てている。

このほかにも、学長室では、学長・副学長を補佐し、教員の視点での検討が必要な案件に関する試案の作成や調査等と行うことを目的として、2024 年度から「学長特任補佐」を置いている。学長特任補佐は各部局の教員から計８名を選出し、それぞれに割り当てたテーマごとに担当の副学長を置き、進捗管理や意見交換、議論の場を設けるとともに、月に１回程度、進捗報告の場として「学長特任補佐会議」を開催している。この取り組みは、将来の大学の管理・運営の中枢を担うことが期待できる若手教員の育成と資質向上を目的としているが、学長室の立場からだけでは把握が困難である課題の抽出だけでなく、その解決策の検討にも繋げることで、組織的かつ多面的な教育研究活動の改善・向上を図っている。

これらのことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化に繋がる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上に繋げていると評価する。

≪研究活動や社会貢献等の活性化や資質向上を図るための取り組み≫

「中期計画 2026」の研究における「重点的かつ優先的に取り組むべき項目」の達成に向け、研究推進センターでは、研究戦略の立案及び研究力の分析に基づいて、学内研究力の向上を目的とした研究基盤整備や支援制度の企画・運用を行っている。その一環として、「特徴ある研究分野の拠点化」「トップ研究者の育成」「国際機関との連携」「分野横断的な連携」「若手研究者の育成」を目的とした５つの学内公募による研究費支援を実施している。研究

推進センターが企画・運用する研究費支援は、外部資金獲得のための前段と位置付けており 、これにより本学の研究活動・外部資金獲得に向けた取り組みの活性化を図っている。その結果、2023～2024 年度に研究費支援を実施した教員のうち、約５割の教員が、支援前（2022～2023 年度）と比較して、支援後（2024～2025 年度）に獲得した外部資金額が増額しており、制度の目的を達成することができている。

また、教員研究参画経費等のインセンティブ制度を導入し、多様な財源を活用した研究支援体制を構築している。その結果、スタンフォード大学及びエルゼビア社による研究力ランキング「Stanford’s list World Top 2% scientists」では、本学からは 80 名の教員がランクインしており、22 の主要分野のうち９分野と幅広い分野から選出されていることから、多様な領域で世界水準の研究活動を展開し、個々の研究者の研究の質が国際的に高く評価されていることが分かる。

異なる学問分野の教員が連携できる組織として、研究推進機構の下に総合研究院を置いている。これは、学部・研究科の枠を超えた連携・共同研究や分野横断的な研究を推進し基礎と応用を統合した新たな研究領域の創出、さらには次世代社会を担う創造性と多様性に富む優れた人材の育成に資することを目的とした研究組織である。

総合研究院の下に設置する研究センター・拠点・部門は、原則として３年又は５年の設置期間としており、その活動を俯瞰的かつ適切に評価・支援するため、学外及び学内の有識者で構成する「アドバイザリー委員会」によるフォローアップ評価を、設置初年度・３年目・最終年度に実施している。また、評価と助言とを機能的に循環させることで、研究領域の発展を期間中に着実に促すのみならず、期間終了後の研究体制の更新や創出を後押しし、本学全体としての研究力の強化と競争力の向上に繋げている。

また、総合研究院では、本学の研究成果を世界へ積極的に発信するため、国際化の推進にも力を注いでいる。毎年度更新している「総合研究院パンフレット」と、研究グループの活動を詳細に紹介する「年報」は和英両版で刊行している。英語版の整備により、海外研究機関との MOU 締結時の資料提供、国際会議での研究紹介、若手研究者の海外派遣プログラムのエントリー等、外部との協働を促進する場面で用いられる機会が増え、教員自身の国際発信スキルの向上と国際共同研究の創出に寄与している。とりわけ、研究グループが主体的に英語版作成に関与することで、研究の位置づけや強みを再整理する機会となり、研究力向上の好循環を生み出している。

さらに、2024 年度には、総合研究院主催の国際シンポジウムを新たに立ち上げ、国際的な研究交流の機会を継続的に拡充している。登壇者となることやセッション企画への参加を通じて、教員が自身の研究を国際的な文脈のなかで再定義し発信する機会が増加したことで、成果の位置付けや強みを客観的に捉え直す契機となっていることから、国際シンポジウムの開催は研究戦略の高度化や国際共同研究の芽の形成に寄与しているといえる。このように、定期的な国際シンポジウムの開催は、単なる情報発信にとどまらず、研究者の国際的視点の涵養と研究力の向上に繋がる継続的な仕組みとして機能している。

また、2024 年度末には、総合研究院が中心となって、大分県及び大分県国東市との包括連携協定を締結することにより、地域産業振興、地域課題解決、人材育成、学術研究、人材交流、現地での調査・研究・実証実験等に関する連携・協力体制を整備した。

くわえて、研究成果の社会実装・還元を目的としたコンソーシアム設立に向けて規程整備

を行い、2025 年度以降の、学内外との連携を一層強化している。なお、2025 年 11 月現在、民間企業 28 社、行政機関２機関が参画している。

上述の「Stanford’s list World Top 2% scientists」には、総合研究院の各種プロジェクトに関与した教員も複数ランクインしており、この結果は、総合研究院における研究活動の活性化の成果の一部であると評価する。

これらのことから、本学では研究推進センター及び総合研究院が中心となり、上述の研究活動や社会貢献等の活性化や資質向上を図るための取り組みを推進し、一定の成果を上げていると評価する。

≪教員の業績評価≫

本学では、教員の業績を公平かつ適正に評価し、その結果を活用することにより、教員の意欲の向上を図るとともに、大学の教育研究等を活性化させることを目的として、「学校法人東京理科大学教育職員に係る業績評価の実施に関する規程」及び「学校法人東京理科大学教育職員業績評価実施基準」（以下「業績評価実施基準」という。）に基づき教員業績評価を実施している。

1976 年度に導入して以降、細部の変更は行われてきたものの 2007 年度以降その構造は大きく変化していなかったため、研究・教育・貢献分野間における定量的評価の差異や、３分野における社会的な評価指標の変化等に対応し、また、昇任人事の指標の一つとしてより公平に機能するよう業績評価の総合的な見直しを行った。その結果「業績評価実施基準について、2024 年４月１日付けで評価基準を、2025 年４月１日付けで評価方法を改正した。2025 年度の業績評価は、新基準に基づき新たな評価方法により業績評価を実施し、その結果を教員の昇給及び昇任に活用することで、教育活動、研究活動等の活性化を図っている。

これらのことから、業績評価を導入することで、教育研究活動等の活性化に繋がる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上に繋げていると評価する。

今後は、従来の業績評価結果と、改正後の評価制度による業績評価結果を比較分析することで、改正の意図が反映されているか等を効果検証していく。

《ＴＡ研修、授業ＴＡ研修の実施》

本章 評価項目①で点検・評価したとおり、十分な教育効果を上げることができると判断できる場合は、授業担当教員の指導計画に基づき、指導補助者に、授業の一部を担当させる授業ＴＡを 2024 年度から導入している。

ＴＡに対しては、授業の運営等が適切になされるようにするため、授業を実施している各学科において、ＴＡハンドブックに基づき、ＴＡの役割や業務内容、心得などを修得するためのＴＡ研修を行っている。

授業ＴＡには、ＴＡ研修に加えて、授業担当教員に替わり授業を担当するにあたって、必要な知識や技能を修得するための授業ＴＡ研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っている。授業ＴＡ研修は事前の動画視聴とワークシート作成、少人数グループでのディスカッション中心の対面研修、研修後のレポート提出の３段階構成で、研修後レポートの合格をもって受講完了としている。

これらの取り組みにより、ＴＡが授業の補助を行う場合又は授業担当教員に替わり授業を行う場合のいずれにおいても、十分な教育効果を得られるようにするための研修を実施しており、授業の運営等が適切になされるよう組織的に取り組んでいると評価する。

評価項目④
教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げているか。

教員組織に関する事項の点検・評価は、「教員人事関係取扱要項」及び教員人事に関する事項を中心に定期的に点検を行っている。具体的には、当該年度の教員人事委員会等における審議のなかで、改善すべき事項として挙げた内容を、同要項に反映していくことで、教員組織に係る改善・向上に取り組んでいる。

2025 年度の改善については、教員の再雇用に関して、従来の制度では外部資金獲得を前提とした柔軟な対応が困難であったため、外部資金の獲得に係る嘱託教授の定年後再雇用制度（学内スカウト）を導入し、加えてクロスアポイントメント規程の制定に伴う説明を追記することで、学内に広く周知した。2026 年度からは、学内スカウト制度にプロジェクト対応に係る目的を追加して人事対応ができるよう、2025 年度中に基準及び手続の整備を行う予定である。

また、労働安全衛生法及び「学校法人東京理科大学ストレスチェック制度実施規程」に基づき、毎年度、教職員を対象とするストレスチェックを実施し、その結果を継続的なメンタルヘルス対策に活用している。ストレスチェックの個人結果については、法令及び学内規程に従い個人情報を適切に管理しつつ、高ストレス者と判定された教職員には、申出に基づいて産業医による医師面接指導を実施している。面接指導においては、教職員それぞれの職務内容や勤務状況を踏まえて産業医が助言を行い、その内容は本人の同意を得たうえで必要に応じて所属長や関係部署と共有することで、職場環境の改善や勤務負荷の調整に繋げている。これにより、教員の個別事情に係る相談案件や、労務管理上の課題が大きな問題となる前に早期に把握・対応することが可能となり、職場のメンタルヘルス不調の予防に寄与している。集団分析結果については、匿名性を確保したうえで各地区の「衛生委員会」において報告を行い、組織全体の業務負荷やコミュニケーション状況などの課題把握に活用している。

2025 年度のＴＡ研修実施状況と授業ＴＡ研修について、各学科からの意見聴取結果を踏まえて、ＴＡ研修の内容を検証し、2026 年度から次のとおり改善することとした。これにより、従来からより充実した研修内容を提供でき、ＴＡとして授業の補助及び一部の授業を担当するにふさわしい知識・態度を身に着けることを可能とした。

	Before（2025 年度）	After（2026 年度）
① 共通の研修（補助ＴＡ，授業ＴＡ）	ＴＡハンドブックを元に各学部・研究科にて実施	ＤＸセンターにて、ＴＡハンドブックを元にオンライン受講可能な動画、確認テストを提供
②ＴＡ研修	授業を実施している各学科にて実施	授業を実施している各学科にて実施 （学生実験の注意点、各授業科目固有の内容）
③授業ＴＡ研修	ＤＸセンターにて実施 （対面実施のみ）	ＤＸセンターにて実施 （遠方のキャンパス所属学生はオンライン受講も可能）

これらのことから、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における課題を適切に把握しているといえ、点検・評価の結果を活用することで、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組んでいると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

基幹教員制度の導入に併せて改正したクロスアポイントメント制度により、他大学や企業等の人材を教員として任用していることは、本学の人材の多様性を確保し、質の高い教育研究活動を実施するうえで重要であることから評価できる。くわえて、業績評価実施基準の改定による新たな教員業績評価を実施することで、教育活動、研究活動等の活性化も実現しており、これらの取り組みは本学の特色であると評価する。しかしながら、クロスアポイント制度適用者数は少なく、申請書や計画書で教員の業務範囲を明確に定めてはいるものの、業務状況や成果を適切に把握する仕組みや体制は整っていないため、その仕組み・体制の構築に向けて検討を進めていくことを今後の課題として設定する。

学長特任補佐は、本学の管理・運営を担う学長・副学長を補佐し、教員の視点での検討が必要な案件に関する試案の作成や調査等を行いながら、本学の将来の管理・運営の中枢を担うことが期待できる若手教員を育成するという取り組みである。学長室の立場からだけでは把握が困難である課題の抽出を行うと同時に、人材育成の面でも効果が期待できるものであり、将来も見据えた本学の教育研究活動の改善・向上、活性化に資する独自性のある取り組みであると評価する。

授業改善のためのアンケート結果を活用して評価の高い授業を選定し、高評価である事由を分析し共有することで、本学における更なる教育の改善、質の向上に繋げることを目的として実施している授業参観は、2023 年度後期開講授業から、教育工学の専門家以外の教員も授業参観を可能として全教職員を対象に広げている。授業を観るだけでなく、参観前に担当教員から当該回の位置付け等を共有し、教育工学の専門家から参観のポイントを説明している。参観後にはディスカッションの時間を設け、自分の担当授業改善に活かしたい点をフィードバックしたり、授業の進め方の意図を直接質問したりできることとしている。授業参観の前後にこのような機会を設けることにより、授業参観で得られる知見・経験が最大化するよう意図している。実際に、参観者を対象としたアンケートの結果では、授業におけるＩＣＴツールの活用や板書の使い方等について参考となった旨の意見があり、次の授業

から改善に繋がる新しい知見を得ることができたといえる。また、授業のポイント、ディスカッション内容をＤＸセンターのＷｅｂサイトに掲載し、学内外に知見を共有している。これらのことから、授業参観は本学の授業科目レベルの改善・向上に資する特長的な取り組みであると評価している。

本学は、学部・学科の教育課程に必修の学生実験科目や演習科目を配置しており、担当する授業内容に関して専門的知識とスキル、熱意と誠意を持った大学院学生がＴＡとして学部学生の指導及び補助業務にあたっている。学生実験科目のＴＡには機器の扱い方・危険回避の講習、事前の予備実験を行うなど、授業科目独自の内容を伝える研修を各学部で実施している。これにくわえて、ＤＸセンターでは、全てのＴＡに共通する、ＴＡの役割や業務内容、心得などの共通事項を大学として最低限伝えるべき内容として位置付け「ＴＡハンドブック」で示すとともに、動画・小テストを作成し全学に提供することとした。また、授業ＴＡ研修では、事前の動画視聴と当日の研修内容をベースに、教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法（インストラクショナルデザイン）を学ばせている。授業を担当するにあたって、授業運営方法や自身の目標等を達成するために「どのような学生に、どのような授業を行うか」等のディスカッションもあわせて行っている。自分と異なる考えや価値観と出会った際に、それらをどのように自らの授業計画や授業運営の考えに反映したり、調和を図ったりするか考える能力を養う機会としている。このような、授業を担当する際に活用することができる実践的な授業ＴＡ研修を、反転授業形式で実施し、その能力を担保することで、授業ＴＡの教育能力の向上、教育の質担保を行っていることは独自性の高い取り組みであると評価する。一方で、制度導入２年度目を迎えた 2025 年度に、各学科に対して授業ＴＡの導入状況を調査したところ、「導入していない」と回答した学科の理由として、「導入事例がないため踏み切れなかった」や「導入しようとした授業が対象になっていない」等が挙げられた。実際に導入した学科から、導入によって得られた効果その他のメリットを共有することや、授業ＴＡを導入できる授業（現状では演習と一部の実習のみ）の範囲を見直すことを課題として設定する。

研究推進センターが企画・運用する研究費支援は、外部資金獲得のための前段と位置付けており、申請時には外部資金獲得に向けた計画について記載することを求めている。さらに、継続審査・事後評価においても外部資金獲得の観点から審査を行い、教員へ審査者からのコメントをフィードバックしている。このような制度設計により、教員の外部資金獲得の意識が高まり、研究活動の活性化に繋がっている点は長所であるといえる。一方で、上記の研究費支援や研究時間確保（第８章で後述する）等の支援は、研究活動に意欲的な教員のさらなる外部資金獲得や研究環境の改善に寄与しているが、大学全体の研究力の底上げとしては継続して取り組むべき課題であると判断する。

さらに、大分県及び国東市との連携協定やコンソーシアム設立など、社会との協働・産学官連携による研究推進は、社会的課題から研究テーマを再構築する視点・社会をより広く俯瞰する力を育むことに繋がっており、研究遂行力の向上に寄与している。また、次世代を担う若手人材の育成やさまざまな分野の人材との交流を通じて、更なる研究力の向上が期待できる。一方、研究領域の拡大や国際化の進展は、より効果的な組織運営と情報発信の統合を求める局面も生みつつあることを、課題として設定する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

2025 年 12 月に、現在の編制方針等が「TUS VISION 150」「中期計画 2026」、学校法人東京理科大学行動憲章（以下「行動憲章」という。）、学校法人東京理科大学行動規範（以下「行動規範」という。）及び学校法人東京理科大学教職員行動指針（以下「行動指針」という。）と照合した場合、適切な内容となっているか、また、社会情勢や大学設置基準の 2022 年度改正を踏まえた内容となっているかを検証し、必要な見直しを行った。併せて、各学部・研究科等における編制方針等について、大学の編制方針等の内容と矛盾がないか検証と見直しを行った。これらの編制方針等に基づき、教育研究活動を安定的かつ十全に展開できる教員組織を編制し、質の高い教育研究を継続して実施できる体制を構築している。

クロスアポイントメント制度については、今後も採用及び出向の実績を積み重ね、本学の教育研究を担う人材の多様性を確保して質の向上に繋げていくためにも、業務状況を適切に把握できる仕組みや体制を整備・構築し、安定した制度運用の実現を図る。

学長特任補佐は 2024 年度からの試みであるが、テーマごとに調査結果や試案の提案実績を着実に積み上げている。学長室とは異なる教員の立場から本学の課題抽出や解決策を提案できる仕組みであること、本学の将来の管理・運営の中枢を担うことが期待できる若手研究者を育成する側面を持つことは、長期的にも本学の教育研究活動の改善・向上に繋げていくことが期待できるため、具体的な成果創出を実現させ、本取り組みの発展を図っていく。

2024 年度から導入した授業ＴＡについて、その効果と問題点の検証を行う。その結果をもとに、研修内容や運用に関する改善活動に役立てることとする。

研究戦略に基づいた効果的な支援制度により、研究活動に意欲的な教員が、さらに外部資金獲得や研究環境の改善をするための環境は整いつつある。当面は、これらの取り組みを更に充実させるため年度ごとに支援制度の点検・見直しを実施し、「Stanford’s list World Top 2% scientists」に新たにランクインする優れた研究者の輩出を継続して目指す。くわえて、今後は、優れた研究者の知見や研究スタイルを学内で共有する仕組みを構築し、大学全体の研究力底上げに繋げていくことが重要であることから、研究成果報告会や学内共同研究の促進等を通じて、研究成果や経験を横展開し、研究力の「点」から「面」への広がりを図る。

総合研究院は、分野横断的な研究連携を実装する柔軟な研究基盤と、アドバイザリー委員会による体系的評価を通じた研究領域育成の仕組みを確立してきた。この仕組みにより、教員が研究の方向性を俯瞰し、研究課題の再定義や新規領域への発展を主体的に進める循環が生まれており、研究力向上に資する組織モデルとして成熟しつつある。一方で、研究領域の拡大と国際化の進展に伴い、研究支援機能の高度化と情報発信の統合が求められるという課題については、既存の評価体制と国際発信の成果を踏まえ、研究支援の効率化、デジタル・広報機能のさらなる強化、産学官一体の協働モデルの深化などにより、研究力向上の好循環をより確かなものとする。

以上のことから、現状の活動の検証を基に必要な体制や支援の構築・改善等を着手・実行しており、当該基準に対する改善・質の向上を目的にした点検・評価及び改善等の内部質保証に係る活動全般においては滞りなく実施していると判断する。

第７章　学生支援

１．現状分析

基準７　学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

［修学支援（学習面）］

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

・遠隔授業をはじめ教育等でＩＣＴを活用する場合は、ＩＣＴ機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

・ＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

［修学支援（経済面）］

・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

［生活支援］

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築に繋がる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけＩＣＴを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

［進路支援］

・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

［その他支援］

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

［学生の基本的人権の保障］

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学の学生支援は、学生支援の方針に基づき「中期計画 2026」に定めた「多様な学生への個別最適化した支援」、「課外活動を通したリーダーシップと挑戦力の育成」、「大学院学生への支援拡充」を取り組みの中心とし、自主性や倫理観、コミュニケーション能力など人間性を養いながら次世代を担う指導者的人材を育成し、より多くの優れた人材を社会に輩出

することを目的として諸活動・諸施策に取り組んでいる。
≪学生支援の体制整備≫
　本学の学生支援は、学生の人間形成及び大学教育に対する適応を通じた修学効果の向上その他の厚生補導並びにキャリア形成支援を通じて、正しい倫理観と豊かな人間性とともに、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を身につけた学生を育成することを目的とする「学生支援機構」を中心に展開している。同機構の下に「学生支援センター」及び「キャリア支援センター」を置き、教員と職員とが委員となって、教職協働による学生支援を実践している。各種の支援事業の施策は、各センターの運営会議において計画・実施・検証・改善について取り組んでいる。このほか、各キャンパスに「保健管理センター」「学生相談室」等を設置し、学生の心身の健康の保持増進や個人的問題に関する相談に応じている。とりわけ、専門性の高い支援を行うセンター等には、校医、精神科医、看護師、専門のカウンセラー（生活相談、就職相談）などを配置しており、教員と職員とが連携しながら支援を行う体制を整備している。これらの体制は、支援内容とともに、本学ＷｅｂサイトやＣＬＡＳＳで公表している。

≪修学支援（学修面）に関する取り組み≫
〇学習相談室の設置
　学修支援として、第４章 評価項目③で上述のとおり、神楽坂・野田・葛飾の各キャンパスに「学習相談室」を設置している。これにより、学生自身が、学修面での不明な箇所を専門の学生スタッフ（Educational Supporter。以下「ＥＳ」という。）に対して自主的に相談できる仕組みを整備している。開室方法は対面形式を原則としているが、希望者には事前の申請に基づき、オンライン形式での利用も認めており、柔軟な対応に努めている。
　ＥＳは希望者から選抜した先輩学生が担当しており、ＥＳとして業務にあたるためには事前に学修指導等に関する研修の受講を義務付けている。その研修には、障がいのある学生への配慮に関する内容も含んでおり、多様な学生への学修支援に向けた体制を整えている。
　学習相談室の積極的な利用を促すために、周知方法及び開室方法について検証を行い、入学関係資料と併せたチラシの送付、学内掲示等を活用するなど、適切に周知を行っている。
〇学修状況アンケートの実施
　ＤＸセンターが企画・実施する全学的な取り組みとして、第４章 評価項目③で点検・評価したとおり、「学生の学修特性の早期かつ定期的な把握」「学生一人一人の学修特性に応じたきめ細かな学修支援」を行うことを目的とした「学修状況アンケート」を実施している。同アンケートにおける回答内容に応じて、学修面で疑問や不安があるとき、心身に不調を感じたとき、人間関係に不安があるとき、進路に不安があるとき等、状況に応じた相談窓口の案内を行っており、該当学生へ必要な情報を積極的に提供することができている。
　また、同アンケートの結果に基づき、不安等を抱え苦慮している学生を把握し、その理由に応じて、各学部や学生相談室と連携のうえ個別の支援を行っており、2024 年度においては、計３回実施し（2024 年５月、９月、11 月）、2025 年度も同様の周期で実施している。
〇退学者・原級者を減少させるための面談の実施＞
　教育支援機構の統括による全学的な取り組みとして、第４章 評価項目③で上述のとおり、退学者・原級者を減少させるため「成績不振者への支援」及び「出席率データを活用した欠

席者への支援」を行っている。学習相談室及び学修状況アンケートは、学生の自発的なアクションに基づく対応であるが、この面談の実施は、成績や出席率を活用した大学からのアプローチである。成績不振者及び低出席率者と定義する要件は、全学一律とするのではなく学科ごとに定めることで、学科の特徴に応じてきめ細かな支援が行えるよう工夫している。当該支援の対象となった学生には、学生の所属学科の教員から連絡を行い、当該学生の状況に応じた面談を行い、次期の学修や履修等への助言を行っている。

○「遠隔授業」のチェックリスト

第４章 評価項目③で点検・評価したとおり、遠隔授業実施のチェックリストには、特に非同期遠隔授業の場合の学生からの質問対応の項目を設定し、学生の受講環境にする体制を整えている。

・毎回の授業の終了後、速やかに①及び②を行うこと。
　①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導
　②当該授業に関する学生等の意見交換の機会の確保
・オンライン教材はＬＥＴＵＳへの掲載のみとせず、設問解答・添削指導・質疑応答等による十分な指導や、学生同士の意見交換や学生と教員間のコミュニケーションの機会を必ず確保すること。

○ＩＣＴ環境の整備

高度情報化社会において情報通信技術の十分な活用能力を有する人材を育成するため、2021 年度から学生個人所有のノートパソコンを必携(Bring Your Own Device。以下「ＤＹＯＤ」という。)とし、ＩＣＴを活用した教育の推進を図っている。また、コロナ禍を経て急速にＩＴ需要が増し、遠隔授業の実施も含めてＩＴ関連の問い合わせ件数が劇的に増加しており、それらの問い合わせを的確かつ迅速に回答する相談窓口が重要なものとなっている。そのため、ＣＬＡＳＳのトップ画面のバナーに「ＩＴサービス」を配置し、どの学生でもＩＴ環境を活用できるよう積極的に情報発信を行っている。具体的には、次のようなサポート体制を構築し対応している。

・サポート体制として各キャンパスに情報システム部署を配置
・IT に関する相談の専用窓口として「ＩＴサービスデスク」を設置し、対面による相談窓口だけなく、Ｗｅｂフォームからも受付を行い、いつでも問い合わせが可能
・学生自身が即時に問題解決できるようにＦＡＱサイトを作成するとともに、ＡＩチャットボットを導入

このように学部新入学生から大学院学生までが、不都合なく本学のＩＴ環境を利用できる体制を整備している。しかし、学部新入学生においてはＩＴスキルに個人差があり、また本学のＩＴ環境にも不慣れであることから、年度初めの問い合わせ件数が多い現状にある。今後は、ＦＡＱサイトを充実させ、学生が自ら調べて問題を解決する力を身につけさせることを目指すとともに、安心感のあるＩＴサポート体制を整備し、学生のＩＴに対する不安を軽減し、日常的にＩＣＴを活用しようとする意欲を高め、ＩＣＴの十分な活用能力を有する人材育成に繋げていく。

○多様な学生への各種支援

障がいのある学生や留学生に対して各種の支援を実施しており、その支援の詳細を周知するために、障がい者支援の指針を「障がい者対応ガイドブック」に集約している。具体的

な支援の実績として、心身に障がいを有する学生を対象とした「実験補助員」の採用、聴覚障害者に配慮した「集音マイク」の設置等である。また、教職員を対象に「障がいのある学生に対する合理的配慮に係る研修」を実施し、さまざまな障がいへの対応を学ぶことで理解を深めさせている。

留学生への支援については、事務総局学生支援部に設置する「留学生支援室」が対応窓口として機能している。学生窓口での対応のほか、ピア・サポート学生が企画した交流イベントの開催支援（課外活動の紹介、生活面での注意点、各種相談室の案内、履修相談、課題添削、試験対策などのアドバイス）等を行っている。

これらの取り組みから、本学ではさまざまな学生に対し学修面における支援体制を整備し、機能的に支援活動を行っていると評価する。

≪修学支援（経済面）に関する取り組み≫

経済面の支援として、独立行政法人日本学生支援機構の設ける各種奨学金への手続支援のほか、本学独自の奨学金制度である「新生のいぶき奨学金」「乾坤の真理奨学金（ＢＳ・ＤＳ・ＩＧＦ）」「家計急変奨学金」や、寄付者の氏名等を冠して実施する「冠奨学金」等を設けている。本学独自の奨学金制度は、アンケート結果や前年度実績を踏まえ、合理性・効率性の観点から毎年度見直し、制度の最適化を図っている。卒業生を対象とした本学の奨学金制度に対するアンケートでは、概ね満足度は高かった一方で、成績優秀者に対する奨学金の種類や数を増やしてほしいという要望も挙げられた。

また、大学院学生に対する経済支援も積極的に実施している。特に、博士学生に対しては、2021 年度以降、国が実施する次世代研究者挑戦的研究プログラム（以下「ＳＰＲＩＮＧ」という。）の支援事業に参画することにくわえて、上述の「乾坤の真理ＤＳ」、「維持会冠奨学金」等の本学独自の奨学金を設置するなど、博士育成に向けた支援に力を入れている。さらに、2024 年度からはＲＡ制度を導入し、博士学生３名に対して年間授業料分に相当する経済的支援を実施し、導入２年目の 2025 年度は 10 名の採用まで支援の範囲を拡大した。このような支援は、「中期計画 2026」に掲げた「研究力向上のための研究環境・支援体制のさらなる充実と人材育成」を実現するための取り組みの一つである。

上述の奨学金制度は毎年度の見直しを行っている。2025 年度には、「新生のいぶき奨学金」の家計基準を家計収入の上昇や他大学の傾向など社会的背景を踏まえて 700 万円から 800 万円に拡大したこと、冠奨学金を新たに５件導入したこと、ＳＰＲＩＮＧの採用者を博士学生 61 人に増加したこと等、支援体制を充実・発展させている。

これら奨学金制度を設けていることや、毎年度の見直しにより支援を発展させていることから、本学では多くの学生に対して経済面における支援制度を整備し、経済面の負担を軽減することで、継続して修学できる環境を整えていると評価する。

≪生活支援に関する取り組み≫

学生が充実した大学生活を送り、社会に貢献できる人材へと成長することを目的に、生活上の学生の悩みを早期に発見・解消し、安心して学生生活を過ごしてもらうため、「学生相談室」を設置している。特に、2020 年度からの３年間は、コロナ禍のため非対面での大学

生活により孤立する学生や、修学面で困難を抱える学生へのケア・サポートの重要性を改めて認識することとなった。このため、2022 年度から 2024 年度にかけて、幅広く丁寧な学生相談を目標に、以下のとおり相談室の環境整備を進めた。また、2025 年度以降は、相談体制の最適化に向けて、学生相談室の現状を検証することとしている。
〇相談室の環境整備
[2022 年度] ①専門員の適切な配置：相談カウンセラーの増員等を実施し、学生支援体制を強化②「学生カルテシステム」の改修による情報共有の強化：改修により情報共有機能を強化したことで、目的とする修学面・生活面・健康面等における個々の学生の異常を総合的に察知し、関係部局及び教職員が連携して、早急かつ適切なサポートをより迅速に行うことが可能となった。
[2023 年度] 24 時間体制の外部委託相談窓口を設置した（学生窓口の拡大）
[2024 年度] カームダウンスペースを設置したほか、教職員に対する「学生相談室」の認知度向上に関する施策を強化した（ＣＬＡＳＳ内での相談室広報を新設）

学生の保健衛生については、「保健管理センター」が中心となり各校舎に保健室と診療所を設置し、校医と各校舎４名程度の看護師で衛生管理、健康情報の管理、健康相談を行っている。また、学生の健康診断を年度初めの４月に実施しており毎年度約 90％と高い受診率を保っている。
これらの各種生活支援に関する体制や取り組み、改善等により、学生が安心して充実した大学生活を送ることの環境を整備していると評価する。

≪進路支援に関する取り組み≫
キャリア支援センターが中心となって多彩な説明会やイベントを開催し、進路支援活動を行っている。相談窓口にはキャリアカウンセラーを配置し、近年はオンライン面談に対応するための個室ブースを設置するなどの環境整備を行っている。また、卒業生との連携強化に向けた「ビズリーチ・キャンパス」の利用促進など、さまざまな支援策を導入している。「進路先企業アンケート」も毎年度実施しており、卒業生に対する企業からの評価結果による分析を行い、キャリア支援の改善に活かしている。
そのほか、特に博士学生へのキャリア支援を強化している。博士学生の多様なキャリアパスに向けた本学と他大学による３大学合同セミナーの実施をはじめ、座談会形式の「キャリアセミナー」や「ジョブ型研究インターンシップ」の導入、ＳＰＲＩＮＧ事業の採用者にはＵＲＡによるシニアメンター制度や助教などによるメンター制度を導入するなど、さまざまな支援活動を実施し、博士学生が希望する職種への就職が実現できるようキャリア支援を拡充している。その結果、2024 年度の博士学生の進路状況は 2023 年度と比較して、アカデミアへの進路は 20 人から 29 人に、企業への進路は 21 人から 27 人に、それぞれ増加した。
留学生に対する進路支援も拡充し、1 年生から「就職支援ガイダンス」を行っているほか、「企業訪問ツアー」なども実施し、日本での就職を希望する留学生の就業イメージを高め、希望する進路の実現に向けた支援に取り組んでいる。
なお、キャリア支援センターの実施する各種の支援施策のほか、学科・専攻において学生

の就職活動を支援する幹事の教員を置き、企業情報の提供や個別の学科・専攻を対象とした企業説明会等を実施する等の支援を行っている。大学院進学や修士学生の博士課程への進学に関しては、各研究分野の専門的な観点があることから、各学科・専攻に所属する教員個々が対応している。これとは別に、博士課程に在籍する学生の有志が、修士学生や学士学生を対象として、博士での研究活動や進学に関する情報提供や相談に対応する催しを開催する等の取り組みも行っている。

これらのさまざまな進路支援活動により、2024 年度卒業生の進路決定率は学部学生 95.4%、修士学生 96.9%、博士学生 93.8%であり、大学全体で 95%以上を保っている。このことから、整備した進路支援体制のもと、各種の支援活動は機能していると評価する。

≪その他の支援（課外活動）≫

「中期計画 2026」では「課外活動を通したリーダーシップと挑戦力の育成」を課題の一つとして掲げ、学生のサークル活動やボランティア活動等への参加に向けた支援活動を強化している。支援の基盤は課外活動支援金であり、直近では鳥人間コンテストへの出場団体やソフトボール部による地域ソフトボール大会の開催など、社会的貢献度の高い団体を対象とした特別重点支援金制度を導入している。また、父母会である「東京理科大学こうよう会」からの支援金等も新たに取り入れて支援金制度の拡充を行い、学生の社会貢献活動の継続を可能とした。とりわけ、コロナ禍が収束してからの３年間は、学生間交流の活性化を図り、課外活動団体に対する特別支援金の拡充や部室の清掃など活動再開に向けた支援を積極的に行ってきた。特に 2024 年度は、より多くの学生が課外活動へ参加できるよう、新入生歓迎活動の支援や部室の清掃、活動再開に向けた新たな助成金の設立、閉鎖していた「学生研修センター」や「セミナーハウス」の再開に向けた設備改修など、課外活動促進に向けた支援を多く実施した。2025 年度においても、引き続き課外活動全般の状況を継続的に検証しながら、課外活動への参加促進に向けた支援活動を行っている。

≪学生の基本的人権の保障≫

本学では行動憲章、行動規範及び行動指針を定め、教職員はこれに基づき教育研究等諸活動に従事することを原則とし、教職員から学生に対するハラスメント等が生じぬよう措置している。また、「東京理科大学ハラスメント防止委員会」により、教職員、学生向けに「ハラスメント防止ガイドライン」を公開し、具体的な例を挙げるなどして、ハラスメントに至らぬよう周知している。万一学生に対するハラスメントが生じた際には、学生支援センターが窓口となり、同ガイドラインに基づき、主管部局である人事部やリスク管理部門と同センターとが連携しながら、学生の人権保障対応に取り組むこととしている。直近ではリスク管理部門と同センターとの連携の下、弁護士を介して数件の問題を解決した。

これらのハラスメント防止に係る周知及びガイドラインに基づく対応により、学生の基本的人権が保障されるよう体制を適切に整備していると評価する。ハラスメントや人権侵害のない環境づくりは大学のガバナンスにおいて極めて重要であり、今後もガイドラインに沿った人権侵害防止を推進し、基本的人権の学内制度を確立するとともに、これらの認識を学内に広げていくための広報活動も積極的に行っていく。

評価項目②
学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げているか。

学生支援に関する点検・評価は、推進委員会の定める基本方針及び評価委員会の定める実施方針の下、学生支援機構や教育支援機構を中心に、各種のアンケート実施やその結果分析、各種施策の結果等に基づいて実施している。また、半期ごとに「中期計画 2026」に沿って活動状況及び数値目標の達成度を確認・評価し、その結果について各センターを通じて、学生支援機構及び教育支援機構に報告している。年度末の報告に際しては、今後の改善に向けた施策を提案し、次年度の事業計画に反映するなど、ＰＤＣＡサイクルを運用しながら、学生支援の質の向上に取り組んでいる。以下では、具体的な施策における、各種取り組みの現状等の把握、改善、向上等に向けた取り組みについて記述する。

≪修学支援（学修面）に関する点検・評価、改善・向上への取り組み≫
「学生の学修特性の早期かつ定期的な把握」「学生一人一人の学修特性に応じたきめ細かな学修支援」を行うことを目的とした「学修状況アンケート」について、ＤＸセンターにおいて、同アンケートをきっかけに面談するために大学からアプローチをかけた学生のその後の動向（進級・卒業・留年・退学等）を追跡した。面談した学生のうち留年や休学した学生の割合はいずれも８．６％であり、面談できなかった学生のうち留年や休学した学生の割合である 11.1%、33.3%と比べて低いことが判明したことから、面談の実施は学生の留年・休学の防止に一定の効果があることと考えることができる。また、実際に面談を受けた学生からは、大学から連絡をもらったことをきっかけに状況が改善したとの声も届いている。このことから、学生支援において効果的な取り組みであると判断する。
また、効果的・効率的な学修を支援する観点から、本章 評価項目①で点検・評価したとおり、学生からのＩＴに関わる相談を支援するため「ＩＴサービスデスク」を設けている。問い合わせ内容に対し、的確かつ迅速に回答するとともに、学生自らが解決できることを目標としたＦＡＱサイトを構築している。同サイトでは、問い合わせデータを蓄積し、ＡＩチャットボットへの照会内容を分析することで、サイトの内容を適宜更新し、学生が必要とする情報を的確に提供できるようにしている。この支援に関して、毎月、情報システム部門及びＩＴサービスデスク関係者による定例打合せを行い、現在の質問動向、システムバージョンアップによる利用者の操作変更などの留意事項を情報共有している。このように、ＦＡＱサイトだけでなく、回答マニュアルも更新するなど、学生からの問い合わせに対し不備なく支援できる体制としている。
コロナ禍を経てＩＴに関する問い合わせ件数が急激に増加することとなったが、上記のような支援体制を整備したことにより、相談内容の解決に至る時間を短縮するとともに、相談件数の削減を実現した。ただし、ＡＩチャットボットによる解決率が約 22%に留まって

いることから、ＡＩチャットボットに寄せられる質問内容を整理・分析し、変更手順や最新情報を継続的に更新していくことで、解決率を向上させることが課題である。また、今後はＲＡＧ（検索拡張生成：大規模言語モデルが外部の知識ベースから情報を検索し、その情報に基づいて回答を生成する技術）を活用したり、生成ＡＩを使ったチャットボット（関係データの中からユーザの質問に回答する）を立ち上げたりすることで、ユーザがより的確な回答を即座に見つけられるようにするなど、学生の満足度向上に繋げられる余地は十分にある。

≪課外活動、進路支援等に関する点検・評価、改善・向上への取り組み≫

「中期計画 2026」に掲げた学生支援に係る目標は、2022 年度以降の３年間で概ね達成しているが、コロナ禍の影響は予想以上に大きく、進級率・卒業率を 100％に近づける目標には到達することができなかった。遠隔授業の長期化や課外活動の休部や廃部の多発によって学生間の交流が薄れたこと、更に経済的な負担が増えたことなどが、主な要因ではないかと分析している。こうした状況を踏まえ、コロナ禍が収束した 2024 年度には、休部または廃部を予定していた課外活動の 22 団体に対し再開に向けた支援を実施し、その結果 10 団体が再開し新たに約 200 人の学生が課外活動に参加したことは大きな成果といえる。

また、ＤＸセンターを中心に例年実施している「卒業予定者対象アンケート」の結果からは、就職面で、キャリア支援センターを利用していない学生が一定数いると確認できた。その理由は、キャリア支援センター主催のイベントの情報発信や活用方法の周知が十分でないことにあると分析した。この状況を踏まえ、情報提供の強化策として卒業年次別、留学生、博士学生などカテゴリーごとにＳＮＳアカウントを開設し、必要な学生に必要な情報を的確に届けることで、キャリア支援センターの利用促進を図っている。さらに、保証人（父母等）にもＳＮＳアカウントへの登録を促し、キャリア支援センターの活動を広く周知することで、必要に応じて子女への利用を勧めてもらえる体制を整備する計画である。

課外活動面では、他学科・他キャンパスとの交流機会が少ないとの意見や、コロナ禍以降の課外活動の再活性化が課題であるとの指摘が寄せられている。これらの背景には、学生組織そのものの機能低下が主な原因として存在すると考えられる。このため、上述の施策に加え、課外活動組織の機能回復を目的として、学生幹部研修会の開催に向けた働きかけや、組織運営を支援する助成制度の整備など、さまざまな支援策を講じてきたが、現時点ではその効果は限定的である。こうした状況を踏まえ、2026 年度においても、課外活動組織の回復を重点課題として継続的に支援策を実施する方針である。

以上のことから、学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

学生支援に関する長所・特色としては以下の点が挙げられる。

一つ目として、「学生の学修特性の早期かつ定期的な把握」「学生一人一人の学修特性に応じたきめ細かな学修支援」を目的に実施している「学修状況アンケート」である。当該アン

ケートでは、学生の抱えている悩みの内容（学修・進路面、人間関係・メンタル面等）を一元的に把握できる。本アンケートは、システムの制御により学生ごとの個別回答リンクを発行しており、受け取ったメールのＵＲＬから回答するだけで、事務局が学生の所属学部・学科や氏名を把握できるため、回答にあたっての学生の手間と心理的なハードルとを最小限にしている。回答した学生の悩みの内容に応じて、学内の教務及び学生支援に関する部署等が連携して学生にアプローチする体制を整えている。大学から学生個々人に対して、改善に向けた介入（アクション）を行っている点に特徴があり、特色ある取り組みであるといえる。

二つ目として、2021 年度から実施しているＢＹＯＤである。国内でも全学的に展開している大学は珍しく、学生が自らのデバイスを使うことで、主体的なＩＣＴ活用能力が身につき学修の幅が広がり、高度情報化社会における情報通信技術の活用能力を十分に有した人材育成の一端を担っていることは長所といえる。

併せて、コロナ禍を経てＩＴ需要が増したことを受け、ＩＴに関する多様な問い合わせに対応するため、早期からＩＴサービスデスクを設置した結果、どの学生でも大学のＩＴ環境を円滑に利用できる体制が整い、ＩＴ環境へのアクセス性向上に繋がっている。また、ＩＴサービスデスクの運営委託先を外部の会社から本学の事業会社に変更し、本学学生をＩＴサービスデスクのアルバイトとして採用することで、そこで働く学生の経済的支援及びデジタルスキル習得（デジタル人材育成）、業務委託費用の削減など、さまざまな利点を生み出すことに成功している。

一方、改善が必要な事項としては、以下の点が挙げられる。

近年は、地方出身者の経済的支援を目的とした本学独自の奨学金や、寄付による冠奨学金にも力を入れ、学生に対する経済的支援にも積極的に取り組んでいる。しかしながら、奨学金制度は一定の成績をクリアした学生のみが対象であり、成績不振者への支援は打ち切らざるを得ない結果、経済的支援を失った成績不振者は、更に成績が低下し、休学や退学に至るケースも少なくない。休学や退学を減少させるためには、経済的な支援に限らず、修学面での支援も併せて実施する必要性がある。また、博士学生には、特別研究員制度やＳＰＲＩＮＧ事業などに加え、本学独自の奨学金制度の経済的支援を行っている。しかし、支援対象者は全ての博士学生のうち約 55％にとどまり、社会人学生、最低修業年限超過学生及び国費留学生を除いても全ての博士学生に対する経済的支援には達していないのが現状である。

また、「実力主義」を教育方針とした教育を受けた本学の学生は、社会的に高い評価を受けており、実就職率ランキング（株式会社大学通信調べ）でも毎年１位を獲得しているが、その一方で就職先を対象とした進路先企業アンケートの結果では、コミュニケーション能力や主体性に欠けるとの評価もあり、身につけた専門性を積極的に活用し、幅広い知識と社会性をもって、更に人間性を高めなくてはならない点が課題である。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

本学が目指す人材育成には、高度な教育と研究環境に加え、修学支援や生活支援、経済的支援を含む生活基盤の充実が不可欠である。このことから、上述した各種の取り組みによって、本学はさまざまな観点から学生の支援を通じて人材育成を行っている。しかしながら、

上述のとおり課題も把握していることから、当該の課題については以下のとおり対応することとしている。

まず、経済面における奨学金制度については、その趣旨及び利用条件を学生に正しく理解させることが重要である。特に、成績不振により支援が打ち切られる場合があることを、学生に十分に認識させる必要があるため、奨学金採用時の説明を徹底する。さらに、大学 Web サイトでの情報発信や CLASS 内での動画配信に注意喚起を盛り込むなど、継続的な周知を強化する。これにより、奨学金受給に対する責任感と学修への意欲を高め、奨学金の停止を防いでいく。併せて、博士課程学生への経済的支援を可能な限り 100％に近づけることを目指し、奨学金予算の配分や TA・助手業務などの機会を含め、既存制度を総合的に見直していく。そのうえで、より効果的な支援策（寄付や外部資金など）を検討し、博士学生の研究環境の一層の充実を図る。

また、学生のコミュニケーション能力と主体性を向上させるためには、課外活動や社会連携活動への参加を促進し、学生同士や外部との交流機会を拡充していくことが重要である。今後も、引き続き課外活動への参加を後押しし、学生がより参加しやすい環境整備に取り組む。具体的には、柔軟な活動時間や活動場所の設定、活動費の重点配分などを行いつつ、参加状況を検証しながら施策の改善・発展を図っていく。

これらの課題のほかにも、快適な学修環境で学ぶことができる支援として、学生間に存在するＩＣＴスキルの不均衡を解消することや、学生が自ら調べて問題を解決する力を醸成することによるＩＣＴ活用能力を備えた人材育成等も挙げることができる。

第８章　教育研究等環境

１．現状分析

評価項目①
教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

≪教育研究等環境の整備状況≫

本学は、東京都新宿区の神楽坂キャンパス、千葉県野田市の野田キャンパス、東京都葛飾区の葛飾キャンパス及び北海道長万部町の北海道・長万部キャンパスの４つのキャンパスを校地としている。関東圏の３キャンパスにはそれぞれ管財課を置き、日常的な教育研究環境等の整備、各施設設備の定期点検・メンテナンスを行っている。北海道・長万部キャンパスでは長万部事務課が同様の役割を担っており、施設設備の大型改修等は神楽坂キャンパス管財課が専門的な知見等の支援を行っている。

教育研究等環境の整備に関する方針として、長期ビジョン「TUS VISION 150」において、キャンパス再構築を掲げており、各キャンパス再構築や大規模な施設改修計画を経営企画部門とともに中長期の視点から策定し、その方針に基づき環境整備を実施している。

神楽坂キャンパスの再構築計画では、行政等との協議折衝を踏まえたマスタープランの策定を進めており、学生の学修により適切な環境を提供するため、学生の意見を収集すべく2025 年度に「神楽坂キャンパスこれからの施設利用についての学生アンケート」を行った。また、同キャンパスでは、2026 年４月に理学部第一部に科学コミュニケーション学科を新設予定であることから、教員に必要な研究室を整備するとともに、それに関連して事務総局の一部も執務室の移転を行った。

野田キャンパスは、創域情報学部の 2026 年４月開設に向け、薬学部葛飾キャンパス移転後の跡地を利用した改修計画を立案し取り組みを進めており、着任予定教員をはじめとする関係者へのヒアリングを丁寧に行うことでそれらの要望を基本設計に反映させ、より魅力的な学修・研究環境づくりを目指している。例として、当初の改修計画には売店の設置がなかったが、ヒアリングを行うなかで教員や学生のニーズがあるという意見が多く、強い要望であることを認識したことから、販売方法も含めて設置する方向で計画を進めている。

葛飾キャンパスには、2025 年４月に野田キャンパスから薬学部が移転する計画であったため、移転に先駆け 2024 年９月に共創棟を竣工した。共創棟は、薬学部の研究室・教室としての利用にとどまらず、薬工連携をはじめ、分野を超えた教育の実施や研究における新たな連携の推進を目的としており、学生の新たな交流の場を創出するべく低層部はラーニングスクエアや学生ラウンジなどを配置している。共用空間となる１階には、巨大なインフォメーションウォールを配置したラーニングスクエアを中心に、エントランスホールから隣接する「葛飾にいじゅくみらい公園」まで吹抜で開放的な空間が展開されている。インフォ

メーションウォールは、大学からの発信にとどまらず、学生の自主的な発表や勉強会にも活用できるよう、今後の整備を進める予定である。また、５階以上には研究に専念・集中できる環境を整備し、11 階には共同研究室フロアというコンセプトの下、異なる分野であってもテーマが重なると期待できる研究室を配置することで、学部の垣根を越えた研究活動を促進する、共創棟という名を体現するフロアとして整備した。なお、「卒業予定者対象アンケート」等で要望にあった電源設備の充実、売店の設置及び自習・飲食スペースの拡大を実現し、移転した薬学部の学生だけでなく、キャンパス全体で広く使用できる環境として整備したことで、教育研究等環境の向上に繋がっている。

また、全キャンパス共通の取り組みとして、「中期計画 2026」に基づき、環境負荷を低減するエコキャンパス化の一環として、照明のＬＥＤ化及び空調改修工事を実施して、省エネルギー効果を高め、同計画に掲げた「カーボンニュートラルを目指した施設・設備の改修」に繋げることができた。また、特色的な取り組みとして、葛飾キャンパス共創棟においては、低層部の内装に不燃木ルーバーを使用することで、12ｔのCO_2を貯蔵していることは、「中期計画 2026」に掲げた「環境負荷を低減するエコキャンパス化の促進」の一例であり、ＳＤＧｓ推進にも貢献したと評価している。

キャンパス内のバリアフリー対応に関しては、必要箇所にスロープや多目的トイレ等を設置することで多様な学生に配慮しており、それらをまとめた「バリアフリーマップ」を大学Ｗｅｂサイトで公開する等で周知している。

≪教育研究に必要なネットワーク及びＩＣＴ環境の整備≫

2021 年度からのＢＹＯＤ化により、学内でのパソコン利用の機会が増加していること、教員がいつでも研究活動に従事できるようにすることのため、ネットワーク環境などのＩＴインフラ整備は、教育研究活動において重要度を増している。そこで、全キャンパスにおいて次世代高速無線ＬＡＮ化（Ｗｉ－Ｆｉ６ 対応 アクセスポイント化）のほか、冗長化及びネットワーク監視をいち早く実施している。この対応により、有線及び無線ネットワークにおいて安定したデータ送信と安定運用とを実現することができている。さらに、「学校法人東京理科大学ＩＴ戦略委員会規程」に基づき、教育・研究の質及び大学業務の生産性の向上を図るため、ＩＴに関する中長期戦略及び展開についての策定とさらなる発展に寄与すること等を目的として設置する「ＩＴ戦略委員会」においても、各キャンパスのネットワーク利用状況に鑑み、必要に応じた増速等の検討を行っている。このほか、本学は文部科学省「オープンアクセス加速化事業」に採択されたことを踏まえ、本学「研究者情報データベース」（以下「ＲＩＤＡＩ」という。）に論文や研究データも保管できるよう、ストレージの増設を行うとともに、リポジトリシステムとの連携作業を行い、研究成果の発信による学術研究の発展に繋げている。

また、学生に対してはこれまで上述したＣＬＡＳＳ、ＬＥＴＵＳ等のシステムのほか、クラウドストレージ、チャット・ビデオ会議兼オンライン授業システム、メールや各種のソフトウェア等、本学で教育研究を行ううえでの多様なＩＣＴツール等を提供しており、これらは本学Ｗｅｂサイト「東京理科大学 ＩＴサービスのご案内」を通じて周知している。併せて、同サイトからリンクする「学生向けＩＴサービスに関するＦＡＱ」では、よくある質問を検索できるほか、チャットボットによる対応も導入して利便性を高めている。また、教職

員には同様に教職員ポータルサイトを通じて各種ツールやネットワーク等ＩＣＴの利用に関して周知を行っている。

≪学生及び教職員の情報倫理教育≫

情報倫理は、個人や組織が情報を扱う際に守るべき基本的なルールであり、学生や教員がこれを遵守することで様々な信頼性や安全性が確保されることとなる。そのため、学生においては学部１年生を重点学年とし、情報倫理教育（INFOSS 情報倫理）を実施している。2025 年度の学部１年生の受講率は 91.6%と高い受講率を得ており、情報倫理やセキュリティに関する初年次教育は適切に行われていると判断している。また、教職員においては、毎年情報セキュリティを含めた研修を実施している。研修の実施にあたっては、受講率を向上させるため、大学に関連したセキュリティ事故を研修内容に組み込むなど、具体的な状況をイメージさせるような工夫をしている。さらに、2025 年からは教職員一人ひとりの情報セキュリティに関する意識向上が情報セキュリティ事故のリスク軽減に繋がる効果的な対策の一つと考え、「情報セキュリティコラム」を定期的に配信しているほか、事務職員を対象とした標的型メール訓練（送信した訓練用メールを実際に開封した割合＝開封率）を実施している。本学職員がフィッシング等の標的型メール攻撃を識別し、適切に対処するスキルを向上させることを目的に、2025 年度は２回実施した。その結果、２回目の開封率は１回目よりも３ポイントほど低い結果となり、一定程度の成果が見られた。なお、分析結果からは、訓練を重ねることでメール受信者の注意力・警戒心が向上している傾向にあること、一方で公的機関を騙るものや【警告】等の重要性・緊急性を煽るもの等は開封率が高いことが分かった。ここで把握したことや、実際の標的型メールの巧妙化・高度化も踏まえて、「怪しいメールを見極める力」の継続的醸成、「適切に報告する仕組み」の定着等を図るために、組織全体のリスク低減に繋げるよう、定期的・継続的な訓練実施を行うこととしている。

これらのことから、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生や教員の要望を取り入れ、かつ環境にも配慮した学修環境や教育研究環境を適切に整備していると評価する。

評価項目②
図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

東京理科大学図書館は、神楽坂図書館、野田図書館、葛飾図書館及び北海道・長万部図書館の４館（以下「地区図書館」という。）で構成し、地区図書館の図書館資料は、図書管理システムで管理し、オンライン蔵書検索システム（ＯＰＡＣ）をはじめ、地区図書館間での貸出・返却システム、Ｗｅｂによる予約取寄システム等の各種サービスを提供している。

大学図書館の管理運営は「東京理科大学図書館規程」（以下「図書館規程」という。）に基

づき、大学図書館長、各地区図書館長４名及び学務部長の計６名で構成する「大学図書館委員会」が行っており、地区図書館に関する事項は図書館規程第８条に基づき、それぞれの地区図書館委員会が担っている。大学図書館及び地区図書館に関する事務は、学務部学務課図書館事務室、学務課野田図書館事務室、学務課葛飾図書館事務室及び教務部長万部事務課で分掌しており、専属の職員を配置する他、日常的な事務業務は外部業者に業務委託している。

また、図書館業務の適正化を図るため、庶務会計、学術情報、施設運営等の分掌体制を整備したうえで、業務内容の明確化並びに業務遂行に関する実施要項及び業務マニュアルの整備を行っている。業務内容が変わる場合は、業務マニュアルの更新を年度の切り替え時にまとめて行い地区図書館独自の業務にするのではなく、神楽坂図書館（富士見図書室を含む。)、野田図書館及び葛飾図書館の３館の統一業務にすることで業務の標準化を図り、利用者がどのキャンパスでも同一品質のサービスを受けられる環境を提供している。キャンパスをまたぐ主なサービスとしては、利用者が借りた図書をどのキャンパスでも返却できるサービス（どこでも返却）や利用者が所属するキャンパス以外の図書館の資料を取り寄せるサービスを提供している。

学術情報資料、利用状況等については、毎年度の「東京理科大学データ集」を作成する時点で点検を実施し、その結果に基づいて本学Ｗｅｂサイトにおいて公表している。

神楽坂図書館、野田図書館、葛飾図書館及び北海道・長万部図書館の４館の所蔵資料は、以下のとおりとなっている。

・図書　　：810,732 冊
・学術雑誌　　：　5,757 種類
・電子ジャーナル：　12,695 種類
・電子ブック　　：　57,274 タイトル

学術情報提供サービスの状況、学内及び他機関との連携では、学術情報の検索ツールとして、Ex Libris 社の Summon（ディスカバリーサービス）や国立情報学研究所の各種学術コンテンツサービスを提供しているほか、他の大学図書館等との間での図書・雑誌・論文の相互利用のためのＩＬＬ文献複写等料金相殺サービスも提供している。

利用状況や開館時間等利用環境は、神楽坂図書館：657 席、野田図書館：802 席、葛飾図書館：608 席及び北海道・長万部図書館：85 席の合計　2,152 席の座席数を整備しており、日祝日を除く月曜日～土曜日に開館している。日曜日は通常開館しない運用であるが、学生からの要望を踏まえ、利用促進を促すため前期・後期末の到達度評価期間中及び当該期間の２週間前は開館している。

大学図書館の利用状況（2024 年度実績）

・年間の利用者数（延べ数）：　730,563 人
・年間貸出冊数　　：168,175 冊

なお、神楽坂図書館（富士見図書室を除く。）は理学部第二部学部長から閉館時間をコロナ禍以前の運用に戻してほしいことの要望を受け、コロナ禍以前の 2019 年度と 2023 年度の入退館データを基に大学図書館長が検討し、大学図書館委員会での承認を得て、2024 年度から 21 時 45 分まで延長することとした。これにより、図書館利用を更に促進するとともに学生の要望に応えることができた。

また個々の学生の要望に対しては、毎年度全学生・教職員を対象とした「図書館利用アン

ケート」を実施して学生からの要望を把握する取り組みを行っている。図書資料を整備する際にはアンケートの回答で要望が挙がった図書を優先して購入している。学生が図書館サービス自体を「知らない」「分からない」と回答した場合は、理解しやすい説明資料を作成して学内へ周知し、サービス内容の見直しを行っている。アンケートの結果は、大学図書館委員会及び地区図書館委員会で報告し、あわせて図書館内での掲示も行い、図書館の利用動向を教職員だけでなく学生とも共有している。

これらのことから、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、大学図書館委員会や地区図書館委員会、関係事務局等の管理運営体制の下で十分に意思疎通を図っており、図書その他の学術情報資料を体系的に整備していると評価する。

評価項目③
研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。
＜評価の視点＞
・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化に繋げているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

≪研究活動体制と研究活動の活性化への取り組み≫

本学の教育研究理念「自然・人間・社会の調和的発展のための科学と技術の創造」に基づき、「中期計画 2026」において、世界の持続的発展に資する研究の推進を重要な責務であると位置付けている。研究力の向上に繋がる取り組みとして、研究環境の充実と制度的支援の強化を行うとともに、外部機関との協働による社会課題に対応した先進的研究を推進できる体制の構築を進めている。

具体的には、「共創によるイノベーション創出を促進するための外部機関との連携強化」「特徴ある研究分野の世界的拠点化」「研究力向上のための研究環境・支援体制のさらなる充実と人材育成」の３つの項目を重点的に取り組むとともに、日常的な研究活動を推進・支援するための施策を実施している。

〇共創によるイノベーション創出を促進するための外部機関との連携強化

創立 150 周年の姿として描く「世界の未来を拓く TUS」の実現に向け、TUS SciTech（理科大ならではの科学技術)の創出を起点に、教育・研究の飛躍的発展を目指す「TUS SciTech 構想」を策定している。TUS SciTech 構想の一環として“新共創研究圏”を掲げており、これの実現に向け、学長直下に設置した共創推進本部が、学内の研究資源と学外機関の知と人材とを有機的に連携させる司令塔として、2025 年度から機能している。新共創研究圏を通じて、企業や公的研究機関等との協働による社会課題解決型の研究開発を推進し、共同研究や外部資金獲得の機会が拡大、領域横断的な研究が活性化するなど、本学における共創型研究の基盤強化が進んでいる。新共創研究圏の活動成果として、東京慈恵会医科大学との共同プロジェクトが+国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「ＡＭＥＤ」という。）の「医学系研究支援プログラム」への申請に繋がった。

〇特徴ある研究分野の世界的拠点化

本学で遂行している特徴ある研究分野の世界拠点化を目指し、学長室によるトップダウン型と教員発意によるボトムアップ型の双方による研究拠点を形成するため、研究費支援を行っている。また、特色ある研究分野の大型プロジェクト申請やコンソーシアム運営支援等、研究開発マネジメント人材による支援も併せて実施し、研究者の活動を制度面から後押ししている。研究費支援及び研究開発マネジメント人材による支援の成果の一つとして、「マルチハザード都市防災拠点」の創設及び幅広い分野の企業等 31 機関がメンバーとして参画する当該拠点のコンソーシアムを設立し、本学が強みとする研究領域の研究拠点体制を学内外に拡大させた。

〇研究力向上のための研究環境・支援体制の更なる充実と人材育成

優れた研究を推進するためには、教員の研究時間確保が最も必要であるとの認識の下、「特別研究期間制度」や「バイアウト制度」を導入している。

特別研究期間制度では、研究力の高い教員が研究に専念できるよう校務負担を大幅に軽減する仕組みを、2022 年度から整備している。具体的には、卒業研究等の研究指導を除く授業科目の担当、補職、会議への出席や入学試験業務を免除することで、研究に専念できる時間を捻出している。また、制度適用期間中は、当該教員からの希望によりポストドクトラル研究員を雇用し、研究活動を実質的に補強できる体制も整えている。

バイアウト制度は、競争的研究費の直接経費を活用して研究に投入するエフォートに応じた人件費を措置できる仕組みであり、2022 年度からの導入後、研究時間の創出を可能とする制度として機能している。

また、民間企業との受託研究や共同研究等による外部資金からエフォートに応じて教員の人件費を支出する「教員研究参画経費」制度では、確保した財源を教員の処遇改善や研究費の再配分へ活用することで、教員へのインセンティブが適切に還元される体制を構築している。

〇教員の研究時間の確保

本学の研究力向上に向けた研究時間創出のための施策として、教育負担の軽減を行うこととした。教育負担等を考慮して選出した４学科に対し、非常勤講師の担当コマ増を可能とし、その雇用費は 2022 年前期から 2024 年後期まで「非常勤講師雇用のための特別支援制度」として学長室から試行的に支援した。同制度の試行期間中に、学長室において研究時間の創出に寄与しているか等について対象教員へのヒアリング等により検証した結果、十分な効果を確認することができたため、全学科を対象とした施策へと発展させることの検討を行った。その結果、学部・学科等の管理運営に係る補職である学科主任・幹事（教務)に対して、一定の条件の下で年 1 コマ（半期 15 回の授業科目に相当）を非常勤講師の雇用で代替することのできる「補職に就く教員の在任期間における教育負担軽減措置」を 2023 年の後期から導入しており、以降は毎年度 20 名程度の教員が利用している。このことにより、補職者に係る学部・学科等の管理運営業務の負担と交換する形で教育負担の軽減措置を図ることで、補職者である教員も、他の教員と同様に教育研究に注力できる環境を整備することができている。

ほかにも、本学の教員が担う事務業務を合理化・効率化し、大学・学部・学科等全体としての研究時間を創出することを目的に、学部・学科等に所属する教員の事務サポートを行う

派遣職員等を雇用するための経費を支援する「教員の事務サポート人材雇用経費支援制度」を 2021 年度から実施しており、毎年度 25 件程度を学長室から支援している。

〇若手研究者育成のための仕組みの整備

研究力を向上させるための若手人材の基盤の一つである博士学生の充実を図るとともに、指導教員の負担軽減による研究時間の確保を目指して、学内予算によるリサーチ・アシスタントの雇用制度を開始した。本制度は、既存のリサーチ・アシスタント制度を一部変更し、博士学生が研究室内の研究補助業務に従事することに対して、年額約 60 万円（授業料相当額）を支給する支援策であり、2024 年度後期は試行実施として２名を雇用、2025 年度からは本格実施として 10 名を雇用している。これまで、リサーチ・アシスタントは学外予算でのみ雇用できることとしていたが、学内予算も使用可能とすることで、リサーチ・アシスタントの雇用人数を増加させることができた。これにより、経済的事情により博士課程への進学を断念する学生が減少し、若手研究者である博士学生の増加に繋げ、さらにリサーチ・アシスタントが指導教員をサポートすることによる負担軽減で研究活動を促進することを図っている。

また、大学院学生及び卒業研究学生の勉学に係る旅費を教員教育研究費で一部補助するための規程の整備や、修士課程学生及び卒業研究学生の国際会議での発表を促すことを目的とした「大学院修士学生・卒研生国際会議発表推進配分」を実施した。これにより、学生が国際会議で発表する件数を増加させ、若手研究者を育成することで各教員の研究活動の活性化に繋がる仕組みを構築している。

さらに、2026 年４月から、院生助手制度の導入を予定しており、博士学生の経済的負担の軽減及び若手研究者の育成を図ることとしている。

〇研究費の支給及び研究室の整備

教育研究活動を財政的に支援する学部等配分予算は、教員個人の日常的な教育研究活動のサポートを目的として、教員教育研究費として職位ごとに基準額を設定したうえで学部等へ配分している。また、大学院学生及び薬学部薬学科５～６年生を受け入れている教員へ、それぞれ一人当たりの基準額を定めて追加で予算を配分している。

新規採用教員の着任時には、研究室を早期に立ち上げるとともに、外部資金獲得を目指した研究活動を開始し、研究を活性化するための環境を早期に整えることを目的として、それに係る経費を支援する「研究室スタートアップ経費支援制度」を実施している。これにより、優れた研究人材の確保と若手人材の育成とを目指している。

〇外部資金の獲得に向けた取り組み

間接経費相当額を競争的研究費の採択額に応じて学内研究費（研究推進費）を配分する制度を導入し、研究成果の拡大と外部資金獲得を促進する循環を形成している。

若手研究者育成のために、若手研究者への研究費支援を実施するとともに、国内外の優秀な若手人材をポストドクトラル研究員に雇用し、将来を担う人材の育成・支援を進めている。

特別研究期間制度やバイアウト制度等、研究力向上に資する研究活動を促進させる施策の導入により、外部資金獲得実績は 2024 年度に過去５年間の中で最高金額を達成した。

〇研究支援員制度の運用

出産・育児・介護等のライフイベントは、研究者の研究活動に大きな変化をもたらすため、

それらが研究の中断や研究時間確保の難しさに直結し、研究成果の蓄積に影響を与えることも少なくないのが現状である。本学では、このような状況を改善するための施策の一つとして、ライフイベントと研究とを両立し、キャリアの形成を継続できるよう支援するため、本学学生を「研究支援員」として雇用・配置する制度を、2018 年から運用している。これは、単なる研究者支援にとどめることなく、雇用する研究支援員に対しても、身近なロールモデルとの交流の機会を提供するとともに、ＯＪＴ（On the-Job Training）及び啓発を行うことで、学生の教育研究活動の一環としても位置付けている。この制度に関しては、本学の研究活動に対する支援体制を整えるため更に幅広い層へ支援の幅を広げることとし、2026 年度の第二期募集から利用要件の一部変更を行うことを決定している。

≪研究環境の安全性の確保≫

本学の教育研究活動における環境保全と安全確保に関わる法令等の遵守及びその質的向上を図り、本学が目指す社会的及び学問的貢献に資することを目的として「環境安全センター」を設置している。当該センターの業務を遂行するため、事務総局に「環境安全管理室」を設置し、専門職員を配置することで、薬品・化学物質、実験廃棄物、作業環境、放射線等に関する実験安全管理支援を行っている。また、年報やＷｅｂサイトを作成し、学内外に向けて活動を報告するとともに、各種手続の効率化や研究環境の安全性の強化を図っている。一例として、狭い廊下に実験系廃棄物を排出する学生が一度に集まることで発生するおそれのある通行障害や、薬品等の破損などを避けることを目的として、薬品管理関係業務の一部を予約制とし、事故の危険性を未然に防止している。また、「神楽坂校舎消防計画」では、「研究室における薬品等保管・使用・廃棄関係防火・防災安全チェック表」等を用意し、火元責任者が点検業務を行うとともに、校舎全体の管理状況を把握している。そのうえで化学系の実験を行う５号館では、年度ごとに１回、全ての研究室を対象に点検を実施しており、改善を要する場合には「改善計画書」を提出させている。

≪研究倫理の順守に向けた取り組み≫

本学では、研究活動に係る全教職員が遵守すべき基準として、「東京理科大学研究行動憲章」及び「研究活動における不正防止ガイドライン」を定めており、同ガイドラインでは、研究行動憲章を踏まえ、学生を含め本学において研究に携わる者の全員が遵守すべき行動の規範を定めている。また、本学における公正な研究活動の推進に関する事項と研究活動上の不正行為に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を「東京理科大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（以下「公正な研究活動の推進に関する規程」という。）として明文化している。

このほか、毎年、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下「文科省研究不正対応ガイドライン」という。）に基づく取り組み状況に係るチェックリストを文部科学省に提出し、公正な研究活動の推進体制に関して点検し、適切に対応している。「文科省研究不正対応ガイドライン」に定める研究倫理教育については、「公正な研究活動の推進に関する規程」第３条において定期的な研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上の推進を定め、研究担当副学長を大学全体における研究倫理教育の統括責任者とし、各部局の長を部局における研究倫理教育の実施に係る責任者、学科主任等を実施担当

者として、全専任教員に対してＡＰＲＩＮ ｅラーニングプログラムの受講を義務付けている。また、学生に対しては、理工系の研究者・技術者に必要な研究倫理・技術者倫理等に係る内容を含む授業を開講し、意識付けを行っている。

公的研究費における不正防止に係る取り組みとして、本学では文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「学校法人東京理科大学 公的研究費に係る不正防止対策の基本方針」（以下「公的研究費不正防止基本方針」という。）を定めている。また、公的資金を財源とする研究費について適切な予算執行を実施するため、「学校法人東京理科大学公的研究費管理規程」（以下「公的研究費管理規程」という。）を定めている。2025 年度には、「公的研究費不正防止対策基本方針」に基づいて、不正防止計画を策定し、計画に沿って不正防止の諸活動を実施している。併せて、毎年度、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を文部科学省に提出し、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況に関して点検し、適切に対応している。これらのことから、関係規程を定め、研究倫理の遵守を図る取り組みを行っていると評価できる。

また、監査室による学内監査においても法令等に違反する重大な問題点等はなく、予算についても概ね適正に執行管理できていることが確認したことから、不正防止の取り組みの成果が表れているといえる。

利益相反については、「学校法人東京理科大学利益相反委員会規程」を制定し、適切な管理体制を整えている。また、別に定める「利益相反マネジメント実施要綱」に基づき、毎年度の５月に前年度の利益相反状況について、全ての教職員を対象に自己申告をさせている。申告内容は規程に定める利益相反アドバイザーがモニタリングのうえ、該当者に対して必要に応じて助言を行っている。自己申告及び助言の結果は、「利益相反委員会」に付議し、必要な教員には勧告等の措置を取ることとしているが、勧告等を必要とする事態は現在まで発生していない。なお、例年行う自己申告は、前年度の状況の申告を主目的とするが、毎年度、数名の教員から当該年度における利益相反に係る問合せがあり、これは、教員の利益相反管理に関する意識を適切に醸成できていることを示す実例として評価できる。

また、委員会では厚生労働科学研究費やＡＭＥＤ事業に係る利益相反管理も行っている。ＡＭＥＤ事業では、学生やアルバイトを含めた研究参加者全員の審査を行うため多くの件数を取り扱うが、審査フローに基づき滞りなく審査を進めている。このことも、各教員の利益相反管理意識を適切に高めることができており、それが研究チーム全体の管理意識として発揮できた実例として評価できる。

≪生命科学・医学系研究の研究倫理≫

人を対象とする生命科学・医学系研究の研究倫理に関する学内審査機関の整備については、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に基づく「東京理科大学人を対象とする生命科学・医学系研究に係る倫理審査委員会」を設置している。同委員会は、2025 年 10 月 1 日現在、学内（専任教職員）の委員 12 名及び学外の委員５名で構成している。人を対象とする生命科学・医学系研究について倫理審査の申請があった場合には、同委員会委員長及び学内委員２名（輪番）により、各申請の内容の精査及びあらかじめ定めた審査方法のうち、適切な審査方法の検討を目的として予備審査を行っている。同委員会は、予備審査

に基づき適正に審査を実施している。

人を対象とする生命科学・医学系研究の研究倫理に関する学内規程等の整備については、当該指針に対応する「東京理科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」等を制定し運用している。関係法令の改正等に伴い 2022 年３月に文部科学省等が定める当該指針が一部改正されたことを踏まえ、同委員会において当該規程の改正について審議した後、学長室会議における審議を経て、2022 年 12 月及び 2023 年９月開催の教育研究会議において周知した。

同規程の改正に伴い、手順書（人を対象とする生命科学・医学系研究における試料・情報の提供に関する手順書）及び様式（第２号人を対象とする生命科学・医学系研究計画書）等の改正も行った。

また、人を対象とする生命科学・医学系研究の研究倫理の遵守を図る取り組みについて、人を対象とする生命科学・医学系研究を行う研究責任者及び研究従事者（学生を含む。）は、研究を開始するまでに、本学において実施する研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する内容を収録した講習動画を教育・研修として視聴することとしている。これは受講必須とし、講習動画を視聴後、研究室単位で「受講報告書」を提出させている。

≪研究インテグリティの確保≫

本学に所属する研究者（教員・職員）が、外国の機関・大学等との共同研究や交流等を実施することに伴うリスクに対し、大学として研究インテグリティ（健全性・公平性）を確保するため、研究インテグリティ・マネジメントの体制を構築し、2024 年度から運用を開始した。学長を最高責任者、総括副学長を研究インテグリティ・マネジメント委員会委員長とし、部局責任者（所属部局の長）や研究者の担う役割・手続を具体的に示すとともに、フローチャートに整備している。また、これに伴い、「公正な研究活動の推進に関する規程」に「研究インテグリティの確保」に関する内容を追記する改正を行った。

本学の研究インテグリティ・マネジメントの確保体制では、研究者が国際的な教育研究活動を実施するにあたり懸念があると考えた際に、部局責任者（所属部局の長）を経由して、研究インテグリティ・マネジメント委員会委員長に相談することとしている。リスクの高い研究活動については、研究者個人ではなく、組織として実施の可否を判断することでリスクに備えている。

評価項目④
教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げているか。

本学では「TUS VISION 150」「中期計画 2026」、単年度ごとに取り組む事業計画等に基づ

き、教育研究等環境に係る課題を設定し、関連部署の施策として実行している。その適切性についての点検・評価の結果は、中期計画の年２回の振り返りや、年度ごとの事業報告として集約し、各機構からの報告については、学長室や理事会において進捗・成果等を把握し、次年度以降の取り組みへ反映している。さらに、ＪＵＡＡの大学基準を活用した点検・評価活動も行っており、推進委員会及び評価委員会の統括の下で教育研究等環境に関する事項を担当する部局・部署を設定し、取り組んでいる。

≪各キャンパス施設・設備の点検と改善≫

神楽坂・野田・葛飾の３キャンパスでは、常駐している業務委託会社による法定点検や日常点検、巡視等を恒常的に行い、不具合をリスト化し、その後の改善状況を毎月確認している。そのリストをもとに、設備管理会社の責任者と月次ミーティングを実施し、工事等の進捗状況の有無や修繕計画の立案を行っている。

神楽坂キャンパスでは、不具合をリスト化したなかで優先順位を検討し、教室として使用している 11 号館に関して、老朽化に対処するための外壁改修工事等を行った。今後に向けては、さらに、11 号館の建物設備に関する中長期修繕計画の立案を進めている。

野田キャンパスは、広大で自然豊かな環境に立地しており、近年の気候変動による急な集中豪雨等の影響を受けやすいため、屋上からの溢水事故の懸念があった。そこで管財課員の巡回、設備管理会社の定期巡回清掃の回数を増やすことで事故を未然に防ぐとともに、より安心・安全なキャンパス環境の維持に繋げることができた。

葛飾キャンパスでは、駐輪場付近を中心に外灯の照明照度を高める改修工事を行うことで利用者の安全性向上に寄与した。また、キャンパス開設から 10 年以上が経過し、空調・電気設備を中心に多くの機器の更新及び修繕時期を迎えるため、今後は日常及び定期的な点検をもとに立案した更新・修繕計画に沿い、順次着手することとしている。

ＩＣＴ環境では、「ＩＴ戦略委員会」を中心に、教育研究に関するＩＴ環境の向上に取り組んでいる。例えば、「ＬＥＴＵＳ」は個別最適化した授業を行うための機能が乏しく、画面レイアウトや操作方法が分かりにくい部分があるなどの課題があることから、新たなシステムへの移行を検討している。また、最もＩＴ環境が利用される年度初めにおけるネットワーク利用や、ＩＴに関する問い合わせデータの収集・分析を行い、その報告結果をもとに、今後の改善施策の検討を行っている。「卒業予定者対象アンケート」におけるＩＣＴ環境に関わる意見は大変貴重なデータであり、特にネットワーク利用における不具合や学内システムの利便性の意見については、「情報システム課」の各担当チームにおいて改善可否の検討を行っている。即時に対応できる案件については改善に向けて直ちに行動することとしており、その結果は課内の定例打合せ等で報告・共有することとし、常にユーザの利便性向上を目指して改善活動に取り組んでいる。

高騰が続く電子ジャーナルの購読料への対応の一環として、「完全ＯＡ(Open Access)化」に向け、過年度から購読料負担型契約から論文投稿料負担型契約への Read & Publish 契約を進めており、2025 年度からは新たに Taylor & Francis を含め８出版社との間で Read & Publish 契約を締結した。このことにより、高騰する購読料の上昇率を低く抑えることができること、購読契約時よりも大幅に閲覧可能な雑誌が増えること、当該出版社のＯＡ出版の権利（ＡＰＣの免除）を含んでいること等のメリットを得ることができた。

さらに、2024 年度には文部科学省の「オープンアクセス加速化事業」の補助金を用いて、ＲＩＤＡＩの改修を行った。教員自身がＲＩＤＡＩから学術論文及び根拠データを本学リポジトリに公開できるようになり、これまでに 34 本の学術論文を登録している。このように、図書館の業務やサービスの整備等の改善を行っているが、外国雑誌は、雑誌そのものの購読料の値上がりに加え、昨今の円安の状況から図書館予算では賄えない額となってしまっており、毎年度のように学長室に追加支援を相談する状況が続いている。外国雑誌の高騰問題に対する解決策が見出せていないことは大きな課題と考えており、引き続き対応策を検討していく。

≪研究環境・支援に関する点検・改善≫

研究時間の創出に係る支援として実施している「非常勤講師雇用のための特別支援制度」及び「補職に就く教員の在任期間における教育負担軽減措置」については、同制度を運用する学長室が、成果の確認や改善課題の把握を目的として、制度利用者に対してヒアリングを実施している。制度利用者からは「補職期間中は研究が進まないことを懸念していたが、本制度によって解消された」「本制度の支援によって空き時間ができ、共同研究を始めることができた」との声が複数あったことから、本制度の趣旨に基づき当該教員は研究活動に取り組み、成果に繋がっていることが確認できた。一方で、本制度を利用していない学部からは「代替の非常勤講師を探すことが難しい」という声があったことは、人材確保の観点からも長期的に注視する必要のある事項である。現在のところ、実施施策の内容に関する大きな変更は予定しておらず、現行制度の積極的な活用を促している段階であるが、今後に向けては、ヒアリングの結果を新規施策の立ち上げや既存の実施施策の内容の調整に活用する予定である。

研究活動の環境については、毎年度の対応として「本学の研究に関するデータ集」を作成することで世界大学ランキング、発表論文、外部資金獲得実績等を取りまとめており、研究環境に関わる状況を定期的に点検している。これらのデータ分析（研究ＩＲ活動）を通じて研究活動の現状や課題を把握し、改善・向上の取り組みへと繋げている。例えば、2024 年度の外部資金獲得実績は過去５年間で最高金額となり、さらに研究者別の獲得状況を確認した結果、外部資金獲得を目的とした「学内研究費支援制度」や「特別研究期間制度」により支援を行った研究者が上位に位置しており、外部資金獲得に向けた学内施策が効果的に機能していることが確認できた。一方で、発表論文実績（総論文数、Top10％論文数、国際共著論文数）では過去５年間横ばいで推移していることが分かったことから、発表論文数の増加に向けた学内支援の在り方について課題があると判断する。

≪研究倫理に関する点検と改善≫

本章 評価項目②で、研究倫理の遵守に向けた各種の取り組みについて点検・評価したが、遺憾ながら、2024 年度に教養院において所属教員による研究不正事案が発覚した。これを受け、全学的に実施してきた従前からの研究倫理教育に加え、文系・理系研究者の特色に配慮した分野別の「研究倫理講習会」を教養院において独自に実施することとし、研究不正事案の再発防止及び所属教員の研究倫理規範向上を図ることとした。2025 年度には、文系・理系各１回ずつの講習会を開催し、全専任教員の受講を確認した。また、研修の効果測定を

目的として、研修後にアンケートを実施し、その結果を翌年度以降の改善に繋げることとした。

これらのことから、本学では教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、課題を適切に把握して施設・設備の改善・向上に取り組んでいると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

中期計画や、再構築計画に基づき、複数のキャンパスにおいて、利用者の要望や、自然環境への配慮を取り入れつつ、新築、改修、日常管理を意識的に継続して実施していることは、学生の学修及び教員の教育研究活動に必要な環境の適切な整備実現に大きく寄与している。その一方で、キャンパスの地域性や継続性を重視しながらさまざまな教育研究活動を行っているなかで、各キャンパスで年次計画的に整備を行っているが、神楽坂及び野田キャンパスにおいてはアンケートに老朽化の意見も多く見受けられることから、中長期の再構築計画を見据えたうえで、全てのキャンパスの環境整備を維持・向上させることが、継続的な課題である。

学生や教員が学内のどこにいてもネットワークを利用でき、ネットワーク障害が生じた場合でも、冗長化によりサービスの中断時間を最小限に留め、快適にネットワークを利用できる環境としている。ただし、現在稼働しているＬＥＴＵＳは、検討開始直後は世界標準となりつつあった採用実績やオープンソースでの開発となる拡張性を考慮のうえ利用を開始したが、個別最適化した授業を行うための機能が乏しい、画面レイアウトや操作方法が分かりにくい、特定の販売業者がおらず十分なサポートを受けることが難しいなどの課題がある。

図書館ではスペースの制約から、必要な全ての学術情報資料を各地区図書館に整備することは現実的ではないため、図書管理システムで図書館の目録及び所蔵データを一元管理し、利用者が図書管理システムを検索することで、所属するキャンパスを意識することなく他キャンパスに保管している資料を利用できる体制を構築している。しかしながら、これらの資料を購入する予算は外国雑誌高騰の影響を受けて、外国雑誌の購読費に充当せざるを得ない場合もある。図書の購入に関しては、これまで担当事務局で解決に努めてきたが外国雑誌の購読に関しては全学的な取り組みが必要なため、外国雑誌の予算（補填方法を含む。）に見合う購入方法を学内へ周知することを課題として設定する。

従来から、本学では教員の研究時間の確保が課題であったが、分野の違いや教育研究の円滑な実施の担保等を考慮する必要があり、課題解決のための制度設計には時間を要するとともに苦慮していた。そのようななかで、教育負担に注目し、特に教育負担が大きいと考えられる４学科に対象を限定して「非常勤講師雇用のための特別支援制度」を試験的に導入し、支援を開始した。試行期間中に検証を行い、十分な効果を認めることができたこと、その結果を受けて全学科の管理・運営に係る補職のうち、特に業務負担の大きい学科主任・幹事（教務）に対する支援として制度を発展させて継続していることは、本学の研究活動の活性化に繋がる意欲的な取り組みであり、長所であると評価する。

新共創研究圏において協働する東京慈恵会医科大学との共同プロジェクトは、ＡＭＥＤ

「医学系研究支援プログラム」への申請に繋がっており、領域横断的な研究の活性化を促進している。私学随一の規模を誇る理工系総合大学としてのリソースを活かし、他機関との融合によって研究領域をさらに拡大している点は本学の強みであり、長所として評価する。

特色ある研究分野の世界拠点化に向けた研究支援や、教員の研究時間確保に向けた取り組みにより、教員の研究活動の活性化に繋がっている点、さらに、「本学の研究に関するデータ集」を活用した定期的な点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みを通じて、外部資金の獲得に確実に結びついている点も、長所として評価する。これらは、学内外の多様な研究資源を結集し、社会課題に対応した研究を加速させる体制が整備しつつあることを示すものであり、本学の研究力向上に資する重要な長所であると判断している。

一方で、論文数に着目すると、過去５年間にわたり横ばいで推移していることは学内の支援が効果的に行き届いていないことを示唆しており、今後の支援の在り方を検討する際の課題であると設定する。

また、本学構成員による研究不正事案に対する組織としての深い反省に基づき、教養院では組織全体で再発防止策を検討した。この結果、教養院における研究倫理規範の向上に関する取り組みは、組織としての特色に配慮した、厳格かつ実効性を有するものとなった。しかしながら、2025 年度に取り組みを開始したところであり、現時点ではその有効性の検証を行うことができていないため、これは今後の課題である。利益相反マネジメントについては、円滑な運営ができていると評価でき、現状の審査体制を今後も維持していくことが重要である。ただし、利益相反マネジメントは前年度を対象とするため、申告に基づき教員に助言する際、すでに終了した事柄に対応させる場合があり得る。年度ごとのマネジメントとしての適切性については、改めて検討を要する課題として設定する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

神楽坂及び野田キャンパスの再構築計画においては、独自に行った「神楽坂キャンパスこれからの施設利用についての学生アンケート」の結果や、関係者へのヒアリング結果を計画・設計に盛り込み、立案を進める。教育研究等環境に関わる日常的な施設管理においては、管財課員及び業務委託会社による点検に基づく不具合箇所の改善に加え、「卒業予定者対象アンケート」等を利用者からの意見・要望を聞く機会として継続的に実施し、管理者と利用者との両方の視点で改修・修繕工事を実施する。

情報倫理教育については、情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけるために、関係部署と連携しながら、内容だけでなく受講時間・受講方法等を精査しながら受講率を向上させ、ネットワーク社会で被害を受けることがないよう、また、トラブルを起こさないことを目指して実施していく。また、課題としたＬＥＴＵＳについては、個別最適化を実現する授業実施、教員や学生の利便性の向上、システム運用の安定化、十分なサポート体制の実現を目指した新たなシステムに関する検討を開始し、学生一人ひとりが最適に学び、理解定着と意欲向上が実現できる、より充実した教育環境を提供できるようにする。

図書については、シラバスに記載の教科書・参考書等の情報を基に選定し、従来から進めている、所属キャンパスに依存することなくアクセスできる電子ブックの優先的な購入を促進することとしている。電子ブックの購入にあたっては、試読サービスを活用して、統計

データを基に利用者が求めるタイトルを選定する取り組みを、あわせて行うこととする。
大学図書館では、電子ジャーナルの高騰問題への対応策の一環として、各出版社との間で完全ＯＡ化への移行に向けた Read ＆ Publish 契約の交渉を進めており、2025 年は Taylor & Francis を含め８出版社との間で契約締結した。また、2023 年から開始した Springer のジャーナルへのＯＡ論文掲載料の一部著者負担（10 万円）制度を、契約を結ぶ全８社に対象を拡げている。徴収した著者負担金は、学長室からの支援と合わせて翌年の Read ＆ Publish 契約の費用に充てている。また、グローバルな学術出版社等との集団交渉のために発足したチーム Open Access for Scholarly Empowerment（ＯＡＳＥ）にも関心表明している。

《若手研究者育成のための仕組みの整備》
リサーチ・アシスタント制度は、2025 年度から本格実施し、毎年度 10 名を雇用する計画である。このことにより、学生の博士課程進学後の経済的不安を解消することを目指しており、進学者数増加という成果を上げたか、若手研究者の育成に繋がったか否かは、今後検証を行う。リサーチ・アシスタント制度と並行して、博士学生の経済的負担を軽減するための支援として、2026 年４月から院生助手制度を導入する。初年度は、各研究科から 1 名を雇用する計画としており、リサーチ・アシスタント制度と併せて本学の博士課程進学者数の増加、若手研究者の育成、教員の研究活動の活性化を図る。
研究支援については、「本学の研究に関するデータ集」に基づき研究施策を企画してきたが、論文数の増加への効果は十分には確認できなかった。これは、研究データからは把握できない課題が存する可能性を示している。そのため、データのほかに教員の意見を広く聴取し、論文数が伸び悩む原因の把握に努める。具体的には、研究環境に関わるアンケートの実施を検討する。これを活用し、研究支援施策を検討するための情報として、研究実績というハード指標に加え、教員の意見とニーズといったソフト面の情報を併せて把握することができるよう改善を行う。
研究環境整備おいては、物価高を背景とする課題解決のため、リース契約やメーカーとの共同研究による試験的な導入についても検討し、複数の学部における共有の推進や利用料徴収に関するルールの明確化を図り、更なる効率的な機器運用を目指す。神楽坂キャンパスにおけるオペレーターについても、野田及び葛飾キャンパスの配置事例を参考に、人材配置が必要な機器の選出等検討を進める。
公的研究費における不正防止に係る取り組みとしては、「公的研究費不正防止基本方針」を策定し、公的資金を財源とする研究費について適切な予算執行を実施するため、「公的研究費管理規程」を定め、不正防止の体制整備を行っている。また、当該基本方針に基づいた 2025 年度の不正防止計画を定め、計画に沿った不正防止活動を実効性をもって進めた。不正防止体制を維持し、不正を未然に防ぐための諸活動を継続して実施する。
利益相反マネジメントは現在、全専任教員に前年度を対象として５月に実施しているが、対象年度を当該年度とし、調査にて不備が発覚した場合に当該年度中に対応を完了させる利益相反審査体制へと改善するよう検討する。理想は、まず研究開始時に利益相反審査を実施し、さらに研究期間内に定期的な審査として実施することであるが、各々の研究開始時に随時審査を実施するのは件数的に現実的ではなく、また容易でもないため、多数の大学と同

様に、年度の下期、特に年度末にかけて、当該年度を対象として審査することを視野に入れて検討を進める。

教養院では、構成員による研究不正事案を、個人としての問題ではなく、組織全体の問題であるとの観点から、当該問題に対して当事者意識をもつことが重要と考え、組織構成員の研究倫理規範向上に取り組むこととしている。これは 2025 年度から開始したばかりであるため、今後も継続して実施することにより、研究倫理規範意識の定着化を図っていく。

第９章　社会連携・社会貢献

１．現状分析

評価項目①
社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

建学の精神及び教育研究理念の実現に向けた社会連携・社会貢献を進めることを明確化するため、「東京理科大学の社会連携・社会貢献の方針」を定め、本学Ｗｅｂサイトで公表している。この方針では、本学の教育研究活動の成果を社会に有効に還元するため、「産学官連携」「リカレント教育の推進」「各キャンパスと地域との連携強化」の３つの観点を主眼として社会連携及び社会貢献を行うことを定めており、それぞれの観点から取り組みを実施している。

また、本学は社会からの信頼を得て持続的な発展を遂げるため、行動憲章及び行動規範を定めて実践している。行動憲章においては、建学の精神及び教育研究理念に則り、教育研究の発展に努め、諸活動を通じて広く社会に貢献することを明記しているほか、行動規範でも、社会や地球環境への貢献を実践する旨を定めている。これらは学内で教職員に共有するとともに、本学Ｗｅｂサイトでも公表している。

さらに、長期ビジョン「TUS VISION 150」において、ビジョン達成のための課題の一つに「教育研究理念に基づくグランドデザインの構築」を設定しており、「生涯学習教育の充実」及び「ＴＵＳオープンカレッジの設立」を掲げるとともに、「世界をリードする創造的研究推進と研究拠点の構築」を課題として設定し、「他大学や他研究機関、民間との産学連携に加え、地域企業や地方自治体との連携研究、海外大学、研究機関との連携強化」に取り組んでいる。また、「中期計画 2026」においても、社会貢献・連携の項目でキャンパスと地域の連携強化、リカレント教育支援と同窓との連絡強化を掲げている。

≪社会人教育、リカレント教育≫

本学は創立以来、夜間教育を通じて社会人に門戸を開いてきた歴史を持ち、現在も理学部第二部、工学部建築学科夜間主コースや専門職大学院である技術経営専攻など、正規課程を母体とした社会人教育を展開している。そのような基盤のなかで生涯学習を展開してきたが、2018 年度には生涯学習センターを改組して「社会人教育センター」を設置し、現在は「東京理科大学オープンカレッジ」（以下「オープンカレッジ」という。）を通じて、これまでの教養講座のほか、ビジネスパーソン向けにも理工系の専門性と実務家講師による実践的な講座を融合させた教育を提供している。2018 年度から 2023 年度にかけて、開講する講座数を着実に増やし、それに伴って受講者数も堅調に拡大してきた。また、コロナ禍に際しては、全国に先駆けてオンライン配信を導入し、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築した。

ビジネス講座では、企業とのヒアリングをもとに毎年度１割程度講座を入れ替え、ＤＸ・ＩＴ分野を中心に文部科学省の補助事業を活用したパッケージ型講座を展開した際には、国の法定白書や新聞等で紹介されるなど、社会的評価を得ることができた。2024 年度には 368 講座を開講し、オンラインと対面と両方を選択できるハイブリッド形式での柔軟な受講環境を整備した。また、一定の講座を受講・修了した者にはオープンバッジを発行し、学習成果のブランド化に寄与している。企業の人材育成部門との連携を通じて社会のニーズを汲み取っており、社会課題の解決に貢献する取り組みとして高く評価できる。

しかしながら 2024 年度は、受講者数に減少が見られた。教養講座は安定して受講者を獲得できているものの、特にビジネス講座では、オープンカレッジを利用していた大手企業の利用形態が「強制受講」から「自主選択」へと移行したほか、国の施策や社会の流れもリカレント教育からリスキリングへと舵が切られたことから、無償又は非常に安価な学び直しの機会が増えたことが原因となり、受講者数が大幅に減少した。これら社会的な構造変化や、無料の動画コンテンツの普及、オンデマンド教育の浸透といった背景も踏まえ、ビジネス講座の在り方については価値提供の観点から見直しが必要という課題がある。

≪理学及び科学教育の普及による社会への貢献≫

オープンカレッジでは、子供向け科学講座も開講している。本学教員をはじめ学生団体による講座も増え、知識だけでなく科学の楽しさや不思議を伝える工夫を凝らすことで、多くの受講生を獲得するとともに、本学の教育研究成果を幼年層に還元していることから、本学の建学の精神である「理学の普及」を実現しその存在価値を高めているといえる。

また、各キャンパスが所在自治体との連携協定に基づき、市民への講演、子供たちへの科学啓発活動、本学の研究力に基づいた地元企業への支援等、それぞれの地域の特性に合った取り組みを実施している。併せて、本学学生が地域に対する理解を深めることを目的に、経営学部国際デザイン経営学科「コ・デザインプロジェクト」、工学部情報工学科「ソーシャルデザイン」等の授業科目において地域の課題を取り上げるほか、プログラミング教育や科学体験学習など連携自治体の学校教育支援活動にも取り組んでおり、地域課題の解決に寄与している。

≪教育支援機構理数教育研究センターにおける中・高等学校教育との連携と貢献≫

教育支援機構理数教育研究センターは、中等教育と高等教育との間にあるさまざまな課題に取り組み、その成果を学内外に広く発信すること、中学高校等の教員が授業で導入可能な教材を提供すること、大学等で実践可能な科学に関する各種企画を実施すること等を目的としている。具体的な活動として、「算数/数学授業の達人大賞」「理科授業の達人大賞」「坊っちゃん講座」「科学技術コミュニケーションセミナー」「高校生と高校理科教員のための細胞培養講習会」「高校生と高校理科教員のための微生物培養講習会」等を挙げることができる。なかでも、科学技術コミュニケーションセミナーは、科学の知識や成果を広く一般に分かりやすく伝え、専門家と社会が対話を通じて共に考えること、さらにコミュニケーションに関する課題を多様な切り口から考えることを目的に、2021 年度から実施している。2025 年度は「コロナと闘って見えたこと――リスクコミュニケーションの課題――」と題し、結核予防会理事長を迎えてセミナーを開催した。

なお、各種企画の実施にあたっては、オンラインを効果的に活用することで、日本国内だけでなく海外からも含め、多くの参加者を集めている。

≪宇宙教育プログラムによる高等教育、地域への貢献≫

近年、小型人工衛星や宇宙旅行等に代表される民間の宇宙利用が急速に発展するに伴い、宇宙産業界では将来の宇宙進出に向けた技術開発・教育・旅行・観光・地域振興・各種商品サービス開発等、グローバルな各種ビジネス（以下「宇宙志向ビジネス」という。）が活発化している。このような状況のなかで、我が国の宇宙志向ビジネスを発展させていくためには、ビジネスマインドを持ち、新たなミッションを開拓することで、宇宙志向ビジネスをけん引する人材、さらにはそのような人材を育成する指導者の育成が急務である。

本学では、2015 年度から現在まで、文部科学省の宇宙航空科学技術推進委託費による「宇宙教育プログラム」を実施している。第１期（2015～2017 年度）及び第２期（2018～2020 年度）では大学生・高校生を対象に宇宙の魅力を社会に発信できる人材を、第３期（2021～2023 年度）では宇宙を題材にした中高生向け教材・カリキュラムを開発・実践できる大学院学生・大学生を、それぞれ育成してきた。そして 2024 年度からは、文部科学省の地球観測技術等調査研究委託事業（宇宙航空科学技術推進委託費）に基づき、本学が、宇宙港の実現に向けた取り組みを進める大分県及び SPACE コースを設置している大分県立国東高等学校と連携してプログラムを実施している。同プログラムでは、公募により選抜した高校生の受講者及び大学生のメンターを対象に、複数回の合宿形式の人材育成プログラム（Bootcamp）を実施する。Bootcamp では、宇宙ビジネス活動を最先端でけん引する企業の協力によるスペースビジネスワークショップを経て、参加者が自らミッションを提案し、パラボリックフライト実験における実験計画の立案や実験装置の開発、さらにはミッションの実施までを実現するミッションベースドラーニング（ＭＢＬ）を実施することで、宇宙志向ビジネスをけん引する人材を育成するとともに、そのような人材を育成できる指導者を育てている。

≪データサイエンスセンターにおける企業連携と貢献≫

本学と SAS Institute Japan 株式会社との間で連携協定を締結して SAS 共同認定資格プログラムである「SAS Academic Specialization」を実施している。この取り組みによって、本学が企業との連携を図るとともに専用ソフトウェアを駆使したデータ分析に必要な技術・知識を習得した人材を社会に輩出することで、我が国における高度情報化社会の構築に貢献している。また、「データサイエンス・ＡＩ人材」の育成による産業界への貢献として、みずほ証券株式会社の社員を対象とした研修も実施している。これは、ＡＩを実用面で活かすために機械学習・統計学・最適化理論等の知識、最新のＡＩモデルの理解、プログラミング経験といった幅広いスキルを体系的に修得し、社内プロジェクトを推進することができる人材を育成することを目的に、2019 年度から毎年度 10～20 名程度の社員に対しての教育プログラムを担当しているものである。１回あたり３時間、全 20 回に及ぶ重厚な研修であるが、受講生の学習意欲は高く、毎年ほぼ全員が修了している。このプログラムを通して、本学の知的財産や人的資源を、ＡＩ人材の育成という形で社会に還元している。

≪本学が設置する資料館等による理学の普及と社会貢献≫

本学は社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、「近代科学資料館」「数学体験館」「なるほど科学体験館」の３施設を中心に理学の普及に係る活動を推進している。「近代科学資料館」では、貴重な資料の保存・調査・展示を通じて科学技術の歴史的価値を伝える活動を行っており、所蔵資料（理化学資料 2,558 点、図書 3,018 点、自然科学資料合計 5,576 点）に加え、関連する科学技術史資料を用いた企画展（2025 年度『京都の３人』資料解説数 71 点）等により科学の普及を促進している。また、本学の所蔵資料に加え、関連する近代科学技術史資料を用いた企画展では、期間中に来館できない方にも配慮したＶＲツアー等の展示手法を導入し、2023 年度からは日本語・英語で公開している。近代科学技術史資料のアーカイブ保存を一般利用に供する手法として、実践的な事例である。

数学体験館は、数学をハンズオン形式で体感できる教育普及活動を行っている。なるほど科学体験館では、ハンズオン体験を通じて科学の理解を深める取り組みを実施している。各施設ともに地域の小中学生を対象に科学体験の機会を提供し、地域教育との連携を実施している。展示解説には教職志望学生も参画し、説明方法の工夫により理学の普及活動に総合的に寄与している。年間の来館者数は近代科学資料館 6,950 人、数学体験館 13,664 人、なるほど科学体験館 3,926 人である。

なお、近代科学資料館は、博物館法に基づく「博物館相当施設」として毎年の開館日数、来館者数、事業実績の報告を行い、認定基準の更新を実施している施設でもある。

≪サステイナブルアーバンシティセンターによる地域・社会連携≫

連携・融合教育をさらに強化し、「共響」を促進し、新領域の創造を目指すとともに、異分野のスペシャリストと協働して現代の諸問題を解決する人材育成を目指す創域理工学部・研究科では、同研究科に、部局が設置するセンターとして、「サステイナブルアーバンシティセンター」（以下「ＣＳＵＣ」という。）を設置している。ＣＳＵＣは、大学院横断型コースをはじめとした融合型研究の実践的な地域貢献や社会貢献を行うための体制基盤であり、企業との共同研究、中央省庁及び地元自治体との連携事業等、産学公連携の推進に取り組む組織である。活動は 2023 年度から開始し、当初は地域貢献及び産業貢献の推進のため、協賛企業の獲得や認知度の向上に注力したが、その活動が結実し、2025 年度の活動では地域イベントにおける２度の技術出展、共同研究の契約締結、協賛企業への博士学生のインターンシップの実施（予定）等の成果をあげている。併せて、いくつかの協賛候補企業との連携強化に係る学内外でのイベントや、海外学術機関との交流機会を提供する会合を設定する等により、連携強化を進めている。なお、ＣＳＵＣの事業計画及び管理・運営等について、指導助言を行い活動の向上に資するため、アドバイザリーボードを設置するとともに、活動の適切性やその詳細・成果等は、年度に一度学長室に報告することで検証している。

これらのことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき取り組んでいる地域連携活動を通して、本学の教育研究成果を適切に社会に還元し地域や社会の課題解決に資する活動を継続的に実施していると評価する。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げているか。

社会連携・社会貢献活動に関する点検・評価は、推進委員会及び評価委員会の統括の下で当該事項を担当する部局・部署を設定し、それらの活動を中心に推進している。各種活動の前提として、建学の精神及び教育研究理念の実現に向けた社会連携・社会貢献を進めることを明確にするため、2012 年度に「東京理科大学の社会連携・社会貢献の方針」を策定したが、その後、その内容について検証が未実施であった。また、その後に策定した「TUS VISION 150」等との連関性について検証が必要だと判断したことから、2023 年度に学長室によって同方針を検証し、改正を行った。このとき、2012 年度以降に策定した「TUS VISION 150」及び「中期計画 2026」との連関性について検証を行ったことで、「産学官連携」「リカレント教育の推進」「各キャンパスと地域との連携強化」という本学が社会連携及び社会貢献を行ううえで主眼とする３つの観点を明確化することができた。

≪社会人教育、リカレント教育の点検・評価≫

オープンカレッジでは、講座ごとの受講者アンケートを実施し、満足度を把握したうえで、講座ラインナップの見直しや新規企画を立案している。2024 年度では、ビジネス講座は平均 8.1 点（10 点満点中）、一般教養講座は平均 8.5 点（いずれも 10 点満点中）と高評価を得ており、2025 年度春夏期でもビジネス講座は 8 点台後半、教養講座 9 点台前半を維持している。このことから、適切な講座内容を提供できていると判断することができる。

それだけでなく、ビジネス講座については、企業の人材育成部門とのヒアリングを継続的に実施し、社会が求めるテーマを取り入れた講座設計を行っている。さらに、2022～2023 年度の文部科学省補助事業の実施にあたっては、事業成果の報告や外部評価を通じて、教育内容の妥当性や社会的意義を検証した。大学が社会人教育を担う意義として、単なる知識提供ではなく、企業ニーズに応じた柔軟な教育設計と、学びのコミュニティ形成が重要であるとの考えに基づき、受講者の学習目的に応じた講座編成を行い、学びの質を確保する体制を整えてきた。2024 年度からは学習履歴の可視化（オープンバッジ等）を通じて、学びの成果が社会的に認知される仕組みづくりにも取り組んでいる。

このような対応から、社会人教育及びリカレント教育の点検・評価は十分に行うことができていると判断する。今後に向けては、ビジネス講座の受講生の減少とともに、実務的な講座が選択される傾向が顕著に表れているため、この観点からより充実した講座の企画を行うことが課題である。

≪理学及び科学教育に係る地域連携の点検・評価≫

中期計画に掲げる「キャンパスと地域との連携強化」の達成に向け、年度ごとに２回（上期・下期）の振り返りを行いながら、目標値として設定している「連携自治体との事業数」

及び「科学啓発プログラムの参加者数」を着実に積み上げているかどうかを確認している。同様に、毎年度の事業計画を策定し、計画の達成状況に関する報告を行っている。また、各キャンパスに設置する「連携事業検討委員会」において、前年度の振り返りや次年度に向けた取り組みの検討を行っているほか、野田及び葛飾キャンパスにおいては連携自治体とも定期的に協議会を開催し、事業の改善、新規事業の検討等に役立てている。

このような体制の下で点検・評価を行っているが、地域連携活動の状況を点検・評価するための指標は現在、「連携事業数」と「科学啓発プログラムの参加者数」の２つのみである。事業の実施に係る指標（活動指標）だけであり、一面的な評価となってしまっている懸念もあり、多角的な視点での評価を実施できていないことが課題であると判断する。

≪「宇宙教育プログラム」に関する点検・評価≫

2024 年度から３年にわたり、第４期として宇宙教育プログラムを実施している。プログラムの企画及び実施にあたっては、「宇宙教育プログラムワーキンググループ」において検討を行っている。

2024 年度に実施したプログラムは、受講生によるアンケートとあわせて、外部評価委員会委員による視察及び点検・評価を行った。これは、文部科学省の求める水準に応じた点検・評価であり、このことから、必要十分な対応を行うことができていると判断する。

また、これらの結果に、本学における自己点検及び評価を加えた「2024 年度 業務成果報告書」を取りまとめ、文部科学省へ提出している。本報告書は、文部科学省での審査及び確認を経て、2026 年６月頃に同省においてＷｅｂ公開される予定となっている。

≪近代科学資料館における点検・評価≫

近代科学資料館では、科学技術の発展の過程について、来訪者のニーズに応えられる展示物・展示方法について検討を行い、創立 140 周年を迎えた 2021 年度に、東京理科大学の歴史に焦点をあてたリニューアルが完成した。リニューアルに際しては近代日本の科学技術の普及に貢献した本学の足跡を辿り、科学技術の過去・現在・未来を思考する空間となる、重厚な雰囲気の博物館を目指すとともに、教育研究面での活用と、社会ニーズへの貢献の使命を一層果たすため、展示物・展示方法を見直した。

≪研究活動を通じた産学連携に関する点検・評価≫

本学では、産学連携活動の在り方について「学校法人東京理科大学産学官連携ポリシー」を制定している。このポリシーの理念を実現するため、産学連携機構を設置し、その下に「イノベーション創成部門」「起業支援・地域連携部門」「知的財産部門」の３つの部門を置いている。

各部門では研究費獲得支援、事業化相談・推進、知的財産戦略について、部門の会議等にて共有・点検を行っている。また、部門間で協働しながら各部門業務の遂行や戦略の策定を行っており、このような体制のもと、産学連携機構では各年度、過去の実績を踏まえた外部資金獲得金額の目標額を設定のうえ、支援活動に取り組む等している。また、社会貢献等の諸活動の拡大を背景に、スタートアップ支援を強化する必要があると判断したため、2022 年度に学校法人東京理科大学、東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社、東京

理科大学イノベーション・キャピタル株式会社の３法人で構成する、東京理科大学スタートアップエコシステム「TUS Innovation Driven Ecosystem」（以下「ＴＵＳＩＤＥ」という。）を形成した。

このことから、社会連携・社会貢献の活動状況を定期的に点検・評価し、改善に取り組むことができていると評価する。

一方で、研究や社会貢献等の諸活動が拡大するにつれて、産学連携機構に配置される研究支援人材ＵＲＡのリソースも圧迫されつつある点が、課題であると判断する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

≪オープンカレッジによる社会貢献≫

オープンカレッジは、理工系の専門性と実務家講師による実践的な講座を融合し、社会人にとって「真に役立つ学び」を提供している。企業との継続的なヒアリングを通じて、ニーズに即した講座設計を行っていることや、ＤＸ・ＩＴ分野において文部科学省補助事業を活用した講座が社会的評価を得ていることは、本学の強みであり、理工系の専門性と実務家講師による実践的な講座を融合し、社会人にとって「真に役立つ学び」を提供している点が長所であると判断する。

≪地域連携活動に関する課題≫

地域連携活動の状況を点検・評価する指標の数が少なく、一面的な視点での評価となってしまっている。今後は、活動指標を拡充するほか、連携事業全体の成果としての達成度を測るアウトカム（成果）指標を新たに設定することで、多角的に地域連携活動を点検・評価できるようにし、点検・評価結果から事業の改善を図る体制の構築を課題として設定する。

≪理工系人材育成における長所≫

2008 年度から、小・中・高等学校において、意欲的な実践・研究や創意あふれる指導により、優れた授業を実践した算数・数学科を、2022 年度からは理科の教員も対象に加えて顕彰する「授業達人大賞」を実施しており、オンライン教育やＳＴＥＡＭ教育に関する取り組みも含めた、創意工夫ある授業も広く募集している。また、毎年度授賞式と模擬授業を行い、現職の教員や将来教員を目指す学生などに広く影響を与えている。

2015 年度から現在まで、継続して実施している「宇宙教育プログラム」は、現在第４期（2024～2026 年度）に入っており、大分県及び国東高等学校と連携し、民間の宇宙利用をけん引する人材と、その人材を育成できる教育者・指導者を育成している。過年度のプログラム受講生からは、宇宙業界の第一線で活躍する人材を多数輩出している。

これらのことから、本学では建学の精神に基づく理工系人材の基盤形成、人材育成に取り組み、社会に貢献する人材を輩出する活動において、さまざまな取り組みにより、その成果を上げていることが特長といえる。

≪産業界との連携における特長的な取り組み≫

公的機関・民間企業等、多様な連携先と協働しながら、社会連携・社会貢献に取り組み、

地域や社会の課題解決等に貢献することで、大学の存在価値を高めている。中でも、みずほ証券株式会社からの依頼に基づく「ＡＩ人材育成プログラム」は、本学の知的資産や人材を活用し、学外企業の社員に対して、実用面でＡＩを活用することができる能力を修得する機会を提供し、社内プロジェクトを推進する人材を育成することを通じて社会貢献に取り組んでいることは長所と判断する。

≪資料館等を通じた社会貢献≫

「近代科学資料館」「数学体験館」「なるほど科学体験館」ともに、教職免許取得を目指す学生や科学コミュニケーション、科学史に関心を持つ学生が主体となり、来館者と対話を図りながら、科学の普及や本学の理念の発信に寄与している。また、これらの常設施設が一般向けに常時開放している点や、理数系高校生の課題研究やＳＳＨなどの探究活動を通じた理系人材育成支援に活用されていることも大きな特色である。

近代科学資料館内には「大村智記念展示室」を常設し、大村博士のノーベル賞受賞に至るまでの研究への取り組みや専門的な研究内容を分かりやすく紹介するとともに、科学の発展を担う次世代の人材育成を見据え、科学への理解を深める活動を行っている。また、数学体験館では、「世界の理科大」の実現に向けた取り組みの一環として、ドミニカ共和国数学体験館の 2017 年開館に向けた国際研修を実施した。これらの活動はその後も継続しており、数学教育の国際振興に貢献していることから長所と判断する。

≪研究活動を通じた社会貢献≫

産学連携機構が学内の主管部局を務め、連携・協力を効率的に推進するため、１～２か月に１回程度、ＴＵＳＩＤＥ連携協議会を開催し、学内外を問わず多様な協働・連携を行っている。例えば、教員の研究シーズや技術を社会実装するために JST 大学見本市、JST 新技術説明会、Bio Japan 等のイベント出展や広報活動を行っていることに加え、ＵＲＡが教員の研究と社会を繋ぐ役割を担うことで、技術指導 50 件や共同研究 384 件（2025 年 11 月末時点）等の成果を上げている。

ＴＵＳＩＤＥに関連するものとしては、2023～2024 年度に東京都「大学発スタートアップ創出支援事業」に採択され、スタートアップ支援体制を更に強化した。研究シーズの事業化検証、知財の活用調査、教員の伴走支援等を行うことで、本事業を活用して、８社のスタートアップ企業を創出することができた。2025 年度も再度、同事業に採択されたことから、今後もますますスタートアップ創出支援に力を入れ、教員・学生に対する支援を加速し、次世代の産業を生み出す取り組みを進めることができる見込みである。

以上のことは、異なる専門性をもったＵＲＡが協働しながら、本学を取り巻く状況や支援対象の教員に合わせた支援を行うことで、着実な成果を上げた側面もあり、本学の長所であると評価する。一方で、研究プロジェクトの立ち上げ、運営等にＵＲＡのスキルを更に活かしていく必要があり、上記のような取り組みが今後増大すれば、支援側のリソースを圧迫してしまうため、定型業務・日業務の見直しや支援内容の選定等による効率化を図り、支援体制を最適化していくことを課題として設定する。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

≪オープンカレッジにおける改善方策≫

今後の改善に向けて、講座数の適正化と講座構成の再検討を実施する。特にビジネス講座については、企業の利用形態や人材育成方針の変化を踏まえ、講座内容及び提供方法の見直しを行う。また、受講者層のニーズに沿った講座構成を組むことで、実践的な学びの充実を図る。

併せて、企業ヒアリングや受講生アンケートによるニーズ調査を強化し、その結果を点検・評価、整理したうえで、講座設計へ的確に反映させる体制を整備する。これにより、社会環境の変化に応じた柔軟な教育提供を実現する。広報面では、Ｗｅｂ広告の効果検証を踏まえ、ランディングページの改善やＳＮＳの活用など、ターゲットに応じた情報発信を強化する。

≪研究活動における社会貢献の改善方策≫

支援側のリソース不足への対応として、産学連携機構では 2023 年度から支援体制を「担当ＵＲＡ制」から「組織的な支援（部門・分野による支援）制」へと移行した。現状、移行期間ではあるが、チーム全体で支援を行うことで、支援業務を各ＵＲＡに偏りなく割振り、リソース不足への対応としている。2025 年度は、教員の支援体制を更に充実させるため、産学連携機構内におけるＵＲＡのチームワークに基づいた分野別連携戦略・支援体制の構築等を重点施策に掲げ、取り組んでいる。

以上のように本学では、教育、研究、産業界や地域・社会との連携、社会人教育（オープンカレッジ）、近代科学資料館や数学体験館、なるほど科学体験館等のさまざまな活動によって社会連携・貢献活動を推進している。これらの取り組みの根底には、建学の精神をはじめ、長期ビジョンや中期計画、毎年度の事業計画があり、事前に定めた方針を踏まえて社会連携・貢献活動を進めている。

本学は、社会連携・社会貢献活動の点検・評価結果を踏まえ、教育の質と社会的価値の向上を継続的に図るとともに、講座構成及び広報戦略の両面から事業の改善を進める。

第10章　大学運営・財務（１）大学運営

１．現状分析

評価項目①
大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

＜評価の視点＞
・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学は、長期ビジョン「TUS VISION 150」や、それに基づく「中期計画 2026」、ガバナンス・コード等を策定し、毎年度の事業計画・事業報告も行いながら大学運営を行っている。それらは本学Ｗｅｂサイトで公表するとともに、学内では半期ごとの振り返りや年次の事業計画へのブレイクダウンの機会を通じて教職員への共有・浸透を図っている。なお、中・長期の計画等を実現するための大学運営に関して「大学の運営方針」と銘打った方針を策定しているわけではないが、各種の方針や諸規程等により、法人から教学組織までが適切に機能している。

≪学校法人の運営管理等の適切性について≫

理事会は、「TUS VISION 150」や「中期計画 2026」に掲げた法人全体の将来計画に基づき、財政基盤の確立や施設設備等の教育研究環境の整備を推進している。また、大学は教育研究活動に関する権限・責任を有しており、「業務規程」第４条において、「学長は、校務に関する最終決定権を持ち、所属の職員を統監する」ことを定め、学長が大学の最高責任者としての職務にあたるとともに、そのための権限を有していることを明示している。理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しており、学長の権限の下、大学の目的達成に向けた各種政策の意思決定、副学長・学部長等の任命、教員採用等の業務を執行している。

学長の選任に当たっては、「学校法人東京理科大学学長選考等規程」第６条に基づき、理事会が「学長選考委員会」を設置し、理事長が指名した理事、評議員のうち評議員会において選出された者及び本法人に関係ある有識者のうちから理事会において選出した者で構成している。同委員会が推薦した学長候補者に対して、理事会が学長を委嘱しようとする際には、専任教職員及び評議員の同意を得ることを同規程第８条に定めている。

副学長の選任については、「東京理科大学副学長規程」（以下「副学長規程」という。）第３条第１項において、「学長と理事長が協議し候補者を決定し、理事会の議を経た上で、理事長がこれを委嘱する」ことを定めている。副学長の権限・役割は、「業務規程」第４条第２号に「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」ことを定めるとともに、その職務については「副学長規程」に定め、明示している。

また、各学部及び教養教育研究院の教育研究に関する審議及び連絡調整を行うため、学部等に教授会及び教授総会を設置しており、審議する事項については、「東京理科大学学部及び教養教育研究院会議運営規程」及び「東京理科大学生命医科学研究所教授会及び教授総会運営規程」に定めている。理事会が担う法人に係る業務は、「学校法人東京理科大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 15 条第３項及び「学校法人東京理科大学理事職務権限規程」に基づき、理事会の決議によって選定した業務執行理事が分掌し、業務執行体制として整理している。理事会の業務執行体制は、教職員ポータルサイトで教職員に公開しており、業務執行理事の権限・責任を明確化している。また、寄附行為第８条第１項第１号に基づき、学長が理事を兼務しており、加えて、１名の副学長が理事を兼務する運用とすることにより、法人と大学が円滑に意思疎通する体制を整えている。さらに、「東京理科大学運営協議会等規程」に基づき、理事長、常務理事、理事、学長、副学長、学部長、研究科長、教養教育研究院長及び事務総局長をもって組織する「運営協議会」や、理事長、総括常務理事、常務理事、学長及び総括副学長によって組織する「法人大学連絡会」を開催することにより、法人・大学相互の連絡調整を図る場を適切に設けている。

理事の選任は、寄附行為において、理事選任機関である「理事会」及び「２号理事選任委員会」が推薦した候補者について、評議員会においてその過半数の議決を得たうえで、理事選任機関の決議によって選任することを規定している。また、監事の選任についても、寄附行為において、評議員会の決議によって選任することを定めている。2025 年６月 27 日開催の定時評議員会終結の時をもって就任した第 24 期理事会の役員（理事・監事）は、寄附行為に定めた手続を経て選任しており、法令及び寄附行為に違反するような事実はなく、その選任は適切であったことを確認している。

さらに、2025 年４月１日付で決定した本法人における内部統制システムの基本方針に基づき、理事及び職員の職務執行が法令及び寄附行為に適合し、法人業務の適正さを確保するための体制を整備している。この方針のもと、経営、リスク管理、コンプライアンス及び監査環境の観点から仕組みを構築し、大学運営の健全性と透明性を確保している。具体的には、理事長及び業務執行理事は、四半期ごとに理事会へ職務執行状況を報告し、理事会で相互に確認を行う体制を構築している。また、「学校法人東京理科大学リスク管理基本規程」に基づき策定した「学校法人東京理科大学リスク管理ガイドライン」により、法人及び大学におけるリスク事象への対応体制を定めており、事務総局においては、「学校法人東京理科大学事務総局における自主監査規程」に基づき自主監査を実施し、ＰＤＣＡサイクルにより継続的な改善を図っている。さらに、監事、会計監査人及び監査室による三様監査を実施し、監査の独立性・実効性を確保している。くわえて、定期的なリスク評価や、匿名通報可能な公益通報制度を整備することで、ガバナンス及びコンプライアンスの強化を実現している。

≪大学運営における適切性について≫

学則第８条において、大学に学長を置き、「学長は校務に関する最終決定権を持ち、所属の職員を統督する」とその役割を定めるとともに、その職務・権限は「業務規程」第４条において、同様に定めている。

また、学則第８条の２において、大学に副学長を置くことを定め、その選任方法は、「副学長規程」に基づき、学長と理事長とが協議し候補者を決定し、理事会の議を経たうえで理

事長が委嘱することとしている。副学長の職務については、「業務規程」第４条及び「副学長規程」第２条において、「副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定め、明示している。

さらに、学則第８条の３及び第８条の４において、各学部に学部長、教養院に教養教育研究院長を置くことを定め、その選任方法については、「東京理科大学学部長の選考及び任期に関する規程」及び「東京理科大学教養教育研究院長の選考及び任期に関する規程」に基づき、学部長及び教養教育研究院長は３人の候補者を選出し、教授総会の議を経たうえで、選出の方法及び理由を添えて学長に報告することとしている。学長は、報告を受けた各候補者と面談を実施し、学部長又は教養教育研究院長としての抱負や計画等を聞き取り、管理・運営能力や適性を見極めて次期学部長又は教養教育研究院長を決定している。学部長については、「東京理科大学学部長の選考及び任期に関する規程」第２条において「学部長は、本学の学長の命を受けて、その学部の運営に関する事項を掌理する」と定めており、教養教育研究院長については、「東京理科大学教養教育研究院長の選考及び任期に関する規程」第２条において、「院長は、本学の学長の命を受けて、教養教育研究院の運営に関する事項を掌理する」とそれぞれの職務について明示している。

大学には教育研究に関する重要事項を審議し、並びに学部及び研究科間の連絡調整を図るための会議として「教育研究会議」を設置するとともに、教育研究会議から付託された事項や理事会との連絡調整に関する事項を審議する「学長室会議」を設置している。

また、教育研究の重要な事項を審議するため、学則第 54～56 条及び「業務規程」第 39 条において教授会を設置すること、及び学長の意思決定と教授会の役割、審議事項、運営等について定めており、「東京理科大学学部及び教養教育研究院会議運営規程」においても審議事項を明文化し、適切に運営を行っている。

このほか、大学組織には教学に係る事項のスムーズな運用を目的として教育、研究推進、産学連携、学生支援及び国際化推進の各機構を設置するとともに、それぞれの下部組織として各機構において立案した施策を実行するセンター等の組織を置いており、機構長、センター長等を配置している（本章 評価項目③において後述する）。また、学部・研究科等の部局には、上述した学部長（研究科長）を置くとともに、各学科・専攻の管理運営業務を担う主任、各学科・専攻の個別の案件を扱い主任を補佐する役割である幹事（教務、ＦＤ、就職）を置き、各部局が適正に運営できる組織体制を整備している。

これらのことから、本学においては、中・長期的な大学運営に関する方針を教職員に周知しているといえる、また、大学を設置・管理する法人の運営についても、法令及び諸規程に則り、適切に実施しているとともに、大学では各種の方針及び学内の諸規程に則り、学長をはじめとする所要の役職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限を明示し、適切な大学運営を行っており、学校法人及び大学の管理運営等を適切に行っていると判断する。

評価項目②
予算編成及び予算執行を適切に行っていること。
＜評価の視点＞
・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

《予算編成のプロセス》

予算編成は、「TUS VISION 150」「中期計画 2026」、年次計画等を踏まえ、経常収支差額のプラスを維持できるよう、経営企画部及び財務部が予算要望を集計・整理し、積み上げた法人全体の予算案について、寄附行為に則り、評議員会の意見を聴取した後、理事会で最終的な審議・承認を行い、決定している。

予算は大別して、大学の各学部等へ配分する教育研究予算と事務局各部署へ配分する事務局予算とがある。教育研究費予算については、最大限有効に活用できるよう全ての権限を学長に負託している。大学の各部局への詳細な配分については学長及び副学長で構成し、学長を議長とする学長室会議において配分額、配分方法等の立案及び検討を行い、学長、副学長、学部長、研究科長、教養教育研究院長及び事務総局長が構成員である教育研究会議において決定している。事務局予算に関しては、ガイドラインを定めたうえで予算申請を受理し、ヒアリングを実施した後に予算を策定している。予算の編成及び執行を合理的に行うため、予算単位を定めるとともに、各予算単位に予算単位責任者を置き、日常的な予算管理及び執行処理は財務システムを活用しながら、的確かつ効率的に行っている。また、予算執行の速報値を第２、第３及び第４四半期に理事会へ報告することで、法人全体で収支状況をタイムリーに把握し、不要不急の支出を抑制している。これにより、適切かつ迅速な経営判断が可能となり、健全な財政運営を維持している。

くわえて、予算執行の厳格性が学内外から求められることを踏まえ、全学的な基準を定めた「学校法人東京理科大学会計処理要項」や「公的研究費における予算執行要項」等を適宜改訂し、コンプライアンスの向上に努めている。これらの要項は、教職員ポータルサイトに掲載し、全教職員に周知することで、透明性を確保している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）活動を組織的に実施しているか。

本学の教育、研究、産学連携、学生支援及び国際化推進に関して、全学的な観点で企画立案を担い、統括する組織として、それぞれの名を冠する機構を設置している。また、機構の下にはセンター等を設置している。さらに、本学ならではの独創的・分野横断的な教育研究を強化するために、大学全体の教育研究活動を俯瞰しつつ、教育、研究、産学連携、学生支援、国際化推進等の領域を超えて機構横断的な戦略企画やプロジェクトの実施を可能とする組織として、共創推進本部を設置している。その他、附属施設・附属機関として図書館や近代科学資料館等を設置している。

各機構には、学長の命を受けて、機構の運営に関する事項を掌理する機構長を配置しており、機構の下に設置されたセンターには、機構長の命を受けて、センターに関する事項を掌理するセンター長を配置し、責任の所在を明確にしたうえで効率的な組織運営を行っている。共創推進本部には学長の命を受けて、業務全般を統括し同本部に関する事項を掌理する本部長を配置している。また、学長の特命業務を行う特任副学長を配置し、宇宙教育・宇宙研究推進等、本学が力を入れて取り組む分野や重要な課題に対して、機動力を持って対応できる組織構成としている。

各学部の運営を円滑にするため、各学科の管理・運営を担う学科主任及び幹事を配置している。幹事は、教務、就職、ＦＤ、大学院といった業務ごとに配置している。教職協働の観点では、教育に関する重要事項を審議・決定する教育研究会議（学長を議長とし各学部長等で構成）の構成員として事務総局長が出席することとしている。また、2024 年度からは、教育研究実施組織の実質化のため、機構等の会議には所掌する事務部局の部長職が構成員として参画することとし、関係諸規程にこの旨を規定した。その他、各種会議体への陪席や教学組織のワーキンググループへのオブザーバー参加をはじめ、委員会、研修、学内行事・イベント等について、教員と職員の垣根を超えた連携を行っている。

大学運営に必要な組織として、教学組織のほかに事務総局を整備している。事務総局は「学校法人東京理科大学事務組織規程」に基づき整備し、2025 年４月１日現在で 13 部・34 課・34 室を整備し、法人・大学の運営を支えている。組織を構成する人員は、事務総局運営会議における検討を踏まえて配置している。

事務職員の採用においては、「人事制度要項」に基づく求める人材の要件を「ＴＵＳ－ＪＩＭU」に集約させ、要件に沿う人材を事務職員として採用することとしている。「ＴＵＳ－ＪＩＭU」とは、事務系職員が身につけるべき６つの要素（信頼(Trust)、貢献(Utility)、専門知識(Specialist)、協働(Joint)、革新・改善(Innovation)、マネジメント(Management)）の各頭文字を併せたもの）を表したものである。

事務職員の昇任については、「学校法人東京理科大学における事務職員等の昇任及び配置換に関する規程」に定める手順に則り、「人事制度要項」に基づくアセスメントと試験とで構成する昇任資格試験を実施し、昇任昇格者を選出している。

また、事務職員の人事異動は、多様なキャリア形成と、視野の涵養を意図して、一定期間で他部署に異動するジョブローテーションを標準としているが、これに加え、事務職員が自立的なキャリア選択を支援し自らのキャリアに応じた業務を選択できる「キャリアチャレンジ公募制度」を設け、2025 年度から実運用を開始したところである。このほか、育児と仕事とを両立するため、一定の期間、勤務地や昼夜を跨ぐ異動（ジョブローテーション）の制限を職員が申し出ることができる特例を設け、さまざまな事情を踏まえた働き方を選択できる仕組みを設けている。

昇任や昇給、賞与の根拠となる基盤の制度が事務職員の人事評価である。事務職員の人事評価は、前年 10 月から当年９月までの期間を対象とし、その間の「職能要件の行動発揮度」「目標達成度」「業務外の貢献度」「休職者等の業務に対するフォローの貢献度」「プロジェクト業務における貢献度」の５項目を評価する。評価にあたって重視するのは以下の３点である。

（１）求める人材像に対する行動を重視

役職(職位)ごとに職能要件として設定する職務遂行能力が、行動としてどの程度発揮されていたかを評価の中心とする。

（２）組織目標達成への貢献を重視

各組織の目標に紐づく個人目標を明確にしてマネジメントする「目標管理」を運用し、各人の目標の達成度を評価するほか、担当業務外の組織貢献等を加点評価することで、組織目標達成への貢献を引き出す。

（３）面談による人材育成を重視

評価の仕組み・基準をオープンにし、上司との面談をとおして各自の具体的な目標や課題を明確にする。

≪専門的な知識・技能を有する職員の配置≫

本学の教育研究の推進に係る業務を支援する人材として専門職員を雇用している。一例として、研究推進機構・産学連携機構に研究マネジメントや産学連携に携わるＵＲＡを配置し、本学の研究支援体制の更なる充実を目指している。ＵＲＡに係る勤務評価は機構内で実施しており、評価指標の方向性こそ違うものの、評価に基づき次年度の処遇等を決めるという点で事務職員と同様の仕組みである。

このほか、大学運営上、また研究機関としての法令遵守の観点から、放射線管理、実験廃棄物処理、薬品管理等に関する専門的な知識や経験を持つ人材を、本学３つのキャンパスの環境安全管理室に配置している。その役割の詳細は、第８章 評価項目③で点検・評価したとおりである。

≪スタッフ・ディベロップメント≫

本学では、社会の急速な変化が進行するなか、大学運営の高度化に対応し、教育研究活動の適切かつ効率的な運営を図るため、教育職員や事務職員、技術職員等、広く大学を構成する職員に対し、大学の運営に必要な知識、技能を身につけ、能力・資質を向上させるための研修（以下「ＳＤ研修」という。）の機会を設けている。「学校法人東京理科大学スタッフ・ディベロップメント規程」（以下「ＳＤ規程」という。）には、年度毎に基本方針を定め、受講対象者の規模に応じて全教職員を受講対象とする「全学ＳＤ研修」と、部局別又は職位別に実施する「部局等ＳＤ研修」の２つにカテゴリー分けし、それぞれどのような能力（ヒューマンスキル、テクニカルスキル、コンセプチュアルスキル）開発を狙いとするかを決めたうえで研修を実施することとしている。なお、多人数を対象とする全学ＳＤ研修は、多くの教職員が都合の良い時間帯に受講可能なオンデマンドのｅ-ラーニング形式で実施している。

2025 年度の全学ＳＤ研修として、第２章 評価項目③で上述した「内部質保証、機関別認証評価に関する基本研修」があるほか、サイバー攻撃に対抗し本学の重要な情報を守るための知識の習得等を目的とする「情報セキュリティ教育」や、個人情報に関する法律及び用語並びに基本的な取り扱いの原則を理解すること等を目的とした「個人情報保護研修」を実施した。受講率は情報セキュリティ教育が 53.5%（1,493／2,790 人）、個人情報保護研修が 43.1%（1,205／2,790 人）であり、多くの教職員が本学で業務を行ううえでの必要な知識を獲得している。しかし、一方で全学 SD は原則本学教職員全員が受講対象の研修であるこ

とから、この受講率をもって組織としての意識が高まったとは言い難い。近年、本学でも情報セキュリティに係るインシデントに直面することがあり、構成員の情報セキュリティ等に関する意識を醸成することは必須であると考える。このことから、次年度以降は研修のタイミング、期間、内容、再周知等を検討し、受講率の向上を目指すこととする。

評価項目④
大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
＜評価の視点＞
・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げているか。

≪監事による監査の適切性と改善・向上への取り組み≫

監事による監査は、寄附行為第 30 条及び第 32 条並びに「学校法人監事監査規程」に基づき、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について行っている。期初に策定した監事監査計画では監査の基本方針、監査事項、監査内容等を示し、理事会及び評議員会に報告している。

監査は年間を通して実施しており、以下により内部統制システムの整備状況の適正性の確認を含めた監査実施内容の充実に努めている。

〇理事会、評議員会、その他の重要な会議への出席
〇法人の理事及び大学の学長、副学長、学部長、事務総局の各部長に対するヒアリングによる理事及び教学の業務執行状況の確認
〇重要な会議議事録及び原議書、その他書類等の閲覧、計算書類及び財産目録等の確認
〇評議員会に提出される議案及び書類等の調査
〇土地、施設、設備、備品の実地点検、研究費不正の取組状況の確認
〇会計監査人及び監査室との連携、情報交換等

監査室は、理事会直下の組織として設置することで各部局からの独立性を担保している。2025 年度に会計監査人として選任した監査法人と定期的なミーティングを実施するとともに、会計監査人が実施する往査の同行等により、問題意識の共有を図りそれぞれの監査業務に活かしている。監査室の職員は、監事の職務執行を補助する役割を兼ねており、監査室が実施した内部監査結果の報告のほか、監事会の開催をはじめ、学内外の諸情報や過去の監査事例等の提供を監事に適宜行い、情報共有、意見交換を行っている。

以上のとおり実施した監事監査の実施結果は、監査期間終了後に「監事による監査報告書」として集約し、監事が理事会及び評議員に報告している。

年間を通して実施する監査において、監事が言及する内容は多岐にわたり、執行とは独立した立場で指摘する内容は、会議出席者やヒアリング対象者に問題点を認識させる機会となっている。

法人、大学の業務執行に対する独立性を有した監事からの指摘は重要であり、2025 年６月に常勤監事１名が就任したことから、従来は出席できていなかった常務理事会、教育研究会議への出席が可能となったほか、全ての電子決裁にアクセスする権限を付与し、監事による内部統制の強化を図っている。また、常勤監事の就任により、監査室との連携や学内情報の分析に多くの時間をかけることができるようになったことで、より充実した監事による監査を実施できるものと考えている。

≪監事による監査、監査法人による財務監査≫

私立学校振興助成法第 14 条第３項に基づき、大学はその財務状況に関して外部機関による監査を実施することが義務付けられており、本学も監査法人による監査を受けている。監査法人による監査プロセスの主な項目は、以下のとおりである。

〇各種会計処理の確認
〇資産等の現物実査
〇財務諸表のチェック
〇内部統制の確認
〇リスク管理の評価　等

また、2025 年４月から改正私立学校法が施行され、本学では、同法第 18 条第２項に基づき、会計監査人を設置し、監査法人による監査を受けている。

会計監査人による監査で会計処理の適正性が確認されており、関係法令や会計基準の改正情報を適切に確認することで、引き続き、全学的にコンプライアンスの向上に努め、適正な処理を継続する体制を維持する。

また、改正私立学校法第 86 条第２項では、会計監査人は、「監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない」と規定されている。これに基づき、監査法人と大学の監事は連携体制を構築しており、外部監査と内部監査の組み合わせによって、大学の財務状況や運営の透明性・適正性を担保している。

≪大学運営に関わる事項の改善・向上≫

大学運営の方針を構成する中期計画の各課題について、活動指標と成果指標とを定量的に設定しており、半期に一度の振り返りを実施してその進捗を確認することで、成果が上がっている取り組みや課題が生じている項目等を適切に把握している。

点検・評価の結果として把握した各種計画における成果や課題については、これを基に重点的な予算措置を図ることや担当理事・学長・副学長とのコミュニケーションを図ることなどを通じて、大学運営の改善・向上を推進する効果的な取り組みへと繋げている。また、大学では第６章 評価項目③に上述したとおり、学長室の施策策定において、学長・副学長を補佐し、教員の視点での検討が必要な案件に関する試案の作成や調査等を行うことを目的に、2024 年度から学長特任補佐を置いている。これにより、学長室の立場からだけでは抽出が難しい大学運営に関する教学側の課題を抽出し、課題解決や改善に繋がるよう取り組んでいる。

法令に基づく点検・評価以外にも、私立大学等経常費補助金の獲得や、私立大学等改革総

合支援事業の得点増加のため、部局横断的な点検を行い、大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。また、私立大学等改革総合支援事業の申請にあたっては、学長室会議・教育研究会議へ本学の得点状況を報告するとともに、得点できなかった項目については、具体的にどのようにすれば得点が上昇するのかという詳細な要件を付した資料を添付し、改善に向けた報告を行っている。

このような大学運営に関わる改善・向上の取り組みは、推進委員会及び評価委員会の統括の下で当該事項を担当する部局・部署を設定し、それらの活動を中心に点検・評価活動を行っている。監査は、大学の業務執行に対する独立性を有した監事や会計監査人が、法令や学内規則に則って適正に業務遂行を行っているかを検証することが中心である一方、点検・評価活動は、業務を執行する者自身による教育研究の質向上のための自律的活動とすることを意識している。監査と点検・評価と、それぞれの位置付けや役割が異なることを前提に取り組んでいる。

≪事務総局における改善・向上≫

事務総局では、「学校法人東京理科大学事務総局における自主監査規程」に基づき、毎年度１回、自主監査を実施している。自主監査は、事務総局長を統括責任者として、実施責任者である事務総局の各部長と連携し実施している。監査の実施結果は、「事務部局長会議」を通じて事務総局職員に報告し、各部署における業務改善に活用するとともに、翌年度の自主監査にも反映している。また、監査室において実施する内部監査にも自主監査の結果を活用しており、改善・向上や各種の取り組みに繋がる一連のサイクルをなしている。このように、自主監査は内部統制システムにおける管理体制の一つとして機能し、事務業務の定期的かつ継続的な確認と改善を行う仕組みとしている。

また事務総局では、毎年度１回「職場診断」を実施している。具体的には、部署ごとの「職場としての働きやすさ」「職場の生産性」に係る一般職からの回答結果を「診断結果」の形でまとめ、部署マネジメントの改善を目指して管理職はアクションプランを作成する。各部の長は、配下管理職が作成したアクションプランによる改善状況を面談でフォローし、継続して取り組んだ改善は次年度の「職場診断」の結果となって現れる、という仕組みである。

事務総局でも、監査と並行して点検・評価活動にも取り組んでいる。ほぼ全ての部署が、何らかの形で大学運営に直接的に、又は担当事務局として関わっていることを前提に、自分たちの教育・研究活動が理念・目標に対してどうだったかを振り返りながら、教育や研究の質を向上させ大学としての社会的責任を果たすことができているかを内省する機会としている。

これらのことから、大学運営に関わる事務業務の状況を定期的に点検・評価し、継続的な改善・向上に向けて取り組んでいると評価する。

２．分析を踏まえた長所と問題点

建学の精神及び教育研究理念を実現するため、創立 150 周年を迎える 2031 年に向けた長期ビジョンとして「TUS VISION 150」を策定し、その達成に向けて中期計画及び年次計画を

策定している。しかしながら、長期ビジョン及び中期計画を実現するための大学運営の方針は定めていない。大学運営の方針を定めていないことは、社会の変化のスピードが加速し、大学を取り巻く環境も目まぐるしく変化するなかで、大学としての基本的な考え方が教職員に共有されていない状態を生んでしまい、建学の精神及び教育研究理念といった創立以来変わらないものの実現に向けて全学的に取り組むにあたり、教職員が進む方向が不統一となる、施策の検討・実行が非効率になる等の懸念がある。そのため、より適切な大学運営を目的として、新たに大学運営の方針を策定することを課題として設定する。

本学においては、大学・法人の相互の間での連絡調整を図り、教育・研究の充実に資することを目的として、「運営協議会」及び「法人大学連絡会」を設置している。「運営協議会」は理事長が認めた時、「法人大学連絡会」は原則として週 1 回の開催頻度としており、いずれの会も、学長及び理事長が構成員となっている。これらの会は、教育・研究に係る日常事項から重要事項までを協議することとし、大学及び法人の運営状況等を定期的かつ相互に確認する場として機能しており、これは本学の特色であると評価する。

私立学校法の 2023 年改正により、大規模な大臣所轄学校法人においては常勤監事の選任が義務となった。本学はこれに該当するため、従来は非常勤であった監事のうち 1 名を常勤監事として選任した。常勤監事として選任した者は、企業での常勤監査役の経験者であるため、会社法、コーポレートガバナンス・コードに基づく監査、内部統制システムの評価についても熟知しており、その経験が活かされた監査意見等を得ることは、大学運営の改善・向上に大きく寄与するものと期待する。

また、自主監査は、その実施目的（事務総局が所掌する業務の主体的な改善及び内部統制の強化）に基づき、その時々の社会の状況に照らして毎年度の項目の見直し・追加・整理等の改善を加えながら実施してきた。これまでの全体的な結果として、監査基準対象の全ての部署において、設定した基準を満たしていることを確認しており、その結果を踏まえた監査室によるモニタリングを毎年度実施している。業務の具体的な内容に沿った監査の実施及びそれを踏まえた改善を継続的に実施していることは本学の長所であると評価する。

教育研究費予算については、学内の配分から執行までの権限を理事長から学長に一元的に負託し、学長主導で予算編成を行う体制を整備している。具体的には、教員個人に配分する研究費と、各学部等の要望を踏まえて重点的に配分する研究費があり、これらについて学内会議で審議のうえ予算を確定している。これにより教育研究活動の活性化と安定化を図り、予算の有効活用が実現していることは、本学の長所であると評価する。

定期的なジョブローテーションに加え、職員が自発的にキャリアを変える機会である「キャリアチャレンジ公募」制度により、人事異動システムに厚みを持たせている。また、勤務地や昼夜を跨ぐ異動を制限する特例を設け、働き方の選択において一定程度の幅を設けている。複数の配置施策による育成と、職員の働き易さの確保（異動制限の特例）を制度によって両立させている点が本学の特色である。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営の方針に関わる各種計画について、学内外での公表・共有に加えて、定期的な振り返りを通じて、実効的な点検・評価とその結果の活用が可能な仕組みを整備している。ま

た、その基盤として組織内の意思決定・業務執行についての透明性や適正性を担保していることから、大学運営に関わる点検・評価活動は適切であると言える。

創立 150 周年に向けた本学のあるべき姿の実現に向けて、大学と法人とが協同して運営に当たることとし、その基礎となる大学・法人の役職者の選定、権限等に係る諸規程は、今般の私立学校法の改正（2025 年４月１日付施行）に伴い制定・改廃し、これらの規程に基づき大学運営を行っている。法令及び寄附行為等の重要規程に適合した大学運営はもとより、より良い教育研究環境の実現に資するべく、大学・法人が協同する場の整備等を図ることとする。

本学が目指す方向性やその実現のための具体的な計画を設定しているが、その上位に位置し、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営の方針は明確には定められていない。大学を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、様々な対応が求められる中で、大学として基本的な考え方を明文化し、方向性を示すことは適切な大学運営に資することである。２期にわたる再編を実行し、2025 年４月には領域横断的な教育研究プロジェクト等をフレキシブルな体制で推進するといった従来にない組織として共創推進本部を設置するなど、本学は変革期にあると言える。そのような中で、本学の基本的な考え方を整理し、大学運営の方針を策定することとする。これにより、明文化された方針を基に、本学の建学の精神及び教育研究理念の実現に向けて、中・長期計画等の実行力を高め、適切な大学運営を行う。

今般の私立学校法の改正では、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価する監事の役割が、従来よりも重視される内容となった。法令等に基づく適正・適切な大学運営が国、社会から求められていることを自覚し、監査の職務を遂行しなければならない。特に本学のような大規模な学校法人では、監事だけでは日々学内で発生する全ての活動をフォローするのは不可能であるため、今後も会計監査人、監査室との連携を図ることで、三様監査の実質化を継続していく。

また、業務の具体的な内容に沿った監査の実施及びそれを踏まえた改善を継続的に実施していくためには、改善意見を適宜収集し、反映させることが重要である。そのために、自主監査の実施フローの一部として「各事務部署に対して監査項目に対する意見を収集する」という工程を設け、各部署の所掌する最新の状況・情報をもって適切な自主監査を実施する体制を引き続き整備・継続していく。

財政に関しては、今後も予算の有効活用及び適切な予算執行のため、施設設備に係る支出を中長期計画に基づき適正に管理し、ＤＸの推進による業務効率化を図ることで、不要不急の支出を抑制し、財政の健全性を確保する予算編成に努める。

事務総局では、採用した事務職員を日々の業務遂行及びＳＤ研修を通じて育成している。事務職員は、業務のなかで教員とも連携しつつ法人及び大学の管理運営に貢献しており、事務総局はその貢献具合を踏まえて評価を実施し、必要な者を昇任・昇格させている。今後は、研修制度と配置施策のバランスを考慮しつつ、引き続き育成施策の整備に取り組むこととする。

第10章　大学運営・財務（２）財務

１．現状分析

評価項目①
教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。
＜評価の視点＞
・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

「TUS VISION 150」に定めた目標の達成を念頭に、そのマイルストーンとして５か年を単位とした「中期計画 2026」を策定している。当該計画は、具体的かつ実現可能な財政計画として機能するよう、施策及び財務関係比率の目標についても詳細に定めている。
具体的には、以下の財務関係比率目標等を設定して、継続的に注視することで、安定的な財政基盤の確立・維持に努め、健全な運営の確保を図っている。これによる安定的な財務基盤の確立・維持に努めており、継続的に経常収支差額のプラスを維持している。

・付随事業収入・寄付金収入・受取利息配当金比率（対経常収入）　14%以上
・管理経費比率（対経常収入）　７％以下
・経常収支差額比率（対経常収入）　３～６％のプラス維持

目標を達成するため、毎年度の予算編成では、これらを意識した予算配分を徹底するとともに、中長期の財務シミュレーションを作成し、これを基礎として施設設備等の投資に対する意思決定や学費改定の検討を行うことで、継続して健全な財政が維持できるよう努めている。

具体的には、収入面では、積極的な外部資金の獲得や堅実な資産運用活動等により、多様な収入源の確保に取組むとともに、主要な財源である学納金についても、社会情勢の変化に対応するため中期的な学費改定方針を定め、安定的な財源確保に努めている。

支出面では、物価高騰に対応し、厳格な予算管理と経費抑制に努めているほか、長期的な収入・支出管理を行い、キャッシュフローを予測して将来の資金計画を立案している。

以上のことから、「健全経営を堅持し、充実・発展する大学であり続ける」という大学事業経営の基本方針の下、学納金を含む収入源の多様化を進め、適切な予算管理で支出を抑えることで、安定した財政基盤を確立しているといえる。

評価項目②
教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。
＜評価の視点＞
・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

教育研究水準を向上させていくために、他大学と比べても高水準の教育研究経費比率を維持している。また、重点的に取り組む研究分野に対しては、戦略的に配分可能な予算も毎年度措置している。これらの基礎となる財政基盤を安定的に維持するため、収入については、

計画的に学費の改定を検討・実施して学納金収入の適切な確保に努めるとともに、学納金への依存度を許容可能な水準に抑えるために、事業会社への出資や特定資産の積み増しによる寄付金・運用収益の拡大を図っている。経費については、月次での収支実績の確認や厳格な予算編成・予実管理の実施により、特に事務系予算に関して不要不急の支出を抑制し、予算の有効活用に努めている。

本学は、教育研究活動の質を維持・向上させるためには、安定的かつ多様な財源確保が不可欠であると認識しており、その確立を中長期的な経営課題として明確に位置付けている。「TUS VISION 150」においても、授業料収入への過度な依存を回避し、収入の多様化を推進する方針を掲げており、これに基づき実践的な取り組みを展開してきた。

社会人教育事業であるオープンカレッジでは、ビジネス講座と一般教養講座のほか、本学学生を対象とした英会話講座により受講料収入を確保している。教科書販売事業についても、コロナ禍で教科書譲渡ができなかった環境からの変化や、電子化の進展により若干の売上減少傾向はあるものの、引き続き安定的な収益を維持している。ネーミングライツ事業については、2025 年度から正式に寄附行為上の収益事業として位置付け、教育研究環境の向上に向けた取り組みを行っている。さらに、寄附行為上の収益事業である不動産賃料収入についても、収益性及び大学機能の両立を意識した運営を行っている。

全体として、多様な財源確保のための取り組みを継続的に実施しており、一定の成果を上げている。今後は、各事業の収支バランスと費用対効果とを分析し、教育研究活動の質的向上に直結する財源として有効活用していく方針である。

２．分析を踏まえた長所と問題点

「TUS VISION 150」や「中期計画 2026」を念頭に、これに紐づく財務目標を定め、財政計画・財務シミュレーションを精緻に作成し、これらを判断材料として継続的にキャンパスの施設設備投資や学費改定といった法人・大学運営に関わる重要事項の意思決定を実施できる体制を整備している。各年度の決算においても継続的に経常収支差額のプラスを維持しており「健全経営を堅持し、充実・発展する大学であり続ける」という大学事業経営の基本方針の下、学納金を含む収入源の多様化を進め、適切な予算管理で支出を抑えることで、安定した財政基盤を確立している。

一方で、中期計画において財務目標や財政計画を定めているものの、それらが教職員や部局単位の具体的な財務管理・戦略と十分に連動していない部分もあることが課題である。また、収入の多様化に関しては一定の成果があるものの、持続可能な形での新たな収益源の確保に向けた戦略的な検討は今後より一層必要となる。

また、社会人教育事業、教科書販売事業、ネーミングライツ事業、不動産賃料収入など、授業料収入に依存しない多様な財源確保に継続的に取り組んでおり、それら学外からの資金獲得を積極的に推進し、その一部を学部予算にも反映させていることは評価できる。特にネーミングライツ事業を収益事業として正式に位置付けたことは、今後の展開が期待される取り組みであり、これらの施策を通じて、教育研究活動の質的向上に資する安定的な財政基盤の整備を進めている。

一方、課題として、2024 年度にオープンカレッジの受講者数が減少し、特にビジネス講

座において収益が大幅に低下した点がある。企業の受講方針の変化に十分対応できていないことは課題であり、講座内容の見直しが課題ある。また、ネーミングライツ事業や不動産賃料収入については制度整備が進んでいるものの、収益規模や継続性の面では課題が残っている。

３．改善・発展方策と全体のまとめ

「中期計画 2026」には具体的な財務関係比率目標を設定して継続的に注視するとともに、毎年度の予算もこれらの目標を意識した編成としている。計画の振り返り等、点検・評価によって把握した財務目標の達成状況や学内外の状況変化に対しては、適時・適切に財政計画・財務シミュレーションを修正することで、重要事項の意思決定・業務執行に財政的裏付けを担保し、教育研究活動を安定的に実施できる財政基盤を確立していることから、点検・評価活動は適切であるといえる。

今後の改善・発展方策として、「中期計画 2026」に定める財務指標の達成状況と各部局の財務活動との連動性を高めるため、部局別予算策定や執行における財務意識の向上を図る施策を検討する。また、収入の多様化については、外部資金の獲得など学費に頼らない収入源の拡充を進めることで、より強固かつ柔軟な財政基盤の確立を目指す。

「TUS VISION 150」の下、本学は基礎体力の強化を目指し、財務体質の抜本的改革、将来計画を見据えた財政運営や収支構造の改革に取り組んでいる。また、事務経費をはじめとする管理経費の削減や予実管理の徹底など、さまざまな施策を総合的に実施している。くわえて、資産運用収入の増加を図るとともに、寄付金事業の拡充を通じて多様で安定的な収入源の確保に努めており、教育研究活動を安定的に遂行するための十分な財政基盤を確立している。

今後の改善に向けて、授業料収入への依存度を低減するため、学外からの資金獲得を戦略的に進める。具体的には、社会人教育事業、教科書販売事業、ネーミングライツ事業、不動産賃料収入など既存の収入源について収益性の向上を図るとともに、新たな財源モデルの開発を検討する。特に、オープンカレッジでは受講者の意識変化を踏まえた講座の再編を実施し、ネーミングライツ事業では契約件数の拡充と制度の周知とを進める。

全体としては、各事業を単なる収入源にとどめず、本学の教育研究の価値向上と社会的貢献の観点から位置付け直し、持続可能な財務構造の確立に向けて発展的に取り組んでいく。財源の確保においては、収入の多様化だけでなく、支出の効率化も並行して進めるべきであり、教育研究活動に必要な資源を安定的に供給できる体制の整備を進める。総括として、本学は、教育研究水準の維持・向上を支える財政基盤の確立に向けて、収入構造の見直しと財源確保の戦略的展開を継続的に推進していく。

東京理科大学

TOKYO UNIVERSITY OF SCIENCE